熊本市公報

第１４２２号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局総務厚生課
発行日　毎月　１５日・末日

目　　次

条　　例

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（条例第１号）…… 210
○熊本市行政手続条例の一部を改正する条例（条例第２号）…… 217
○熊本市情報公開条例の一部を改正する条例（条例第３号）…… 220
○熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第４号）…… 223
○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例（条例第５号）…… 226
○熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例（条例第６号）…… 230
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第７号）…… 233
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第８号）…… 241
○熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（条例第９号）…… 242
○熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）…… 243
○熊本市役所駐車場使用条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）…… 245
○熊本市債権管理条例（条例第 12 号）…… 247
○熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）…… 252
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）…… 253
○熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）…… 275
○熊本市就学指導委員会条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）…… 276
○熊本市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）…… 277
○熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）…… 278
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）…… 279
○熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）…… 280
○熊本市消費者センター条例（条例第 21 号）…… 281
○熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例（条例第 22 号）…… 283
○熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）… 285
○熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例（条例第 24 号）…… 286
○熊本市体育施設条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）…… 288
○熊本市建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）…… 290

○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例(条例第 27 号)…… 291
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例(条例第 28 号)…… 292
○熊本市行政不服審査法施行条例(条例第 29 号)…… 293
○行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の委員の服務等に関する条例(条例第 30 号)…… 294
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第 31 号)…… 295
○熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例(条例第 32 号)…… 296
○熊本市実費弁償条例(条例第 33 号)…… 300
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例(条例第 34 号)…… 304
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第 35 号)…… 319
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(条例第 36 号)…… 320
○熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第 37 号)…… 322
○熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第 38 号)…… 325
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例(条例第 39 号)…… 326
○熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第 40 号)…… 328
○熊本市職員の退職管理に関する条例(条例第 41 号)…… 330
○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(条例第 42 号)…… 332
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第 43 号)…… 333
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第 44 号)…… 338
○熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第 45 号)…… 340
○熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を
改正する条例(条例第 46 号)…… 356
○熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を
改正する条例(条例第 47 号)…… 357
○熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び
熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例(条例第 48 号)…… 389
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第 49 号)…… 396
○熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第 50 号)…… 407
○熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第 51 号)…… 411
○熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例(条例第 52 号)…… 412
○熊本市税条例の一部を改正する条例(条例第 53 号)…… 414

規　　則

○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 9 号)…… 415
○熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第 10 号)…… 416

○くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 11 号）…… 417
○熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則（規則第 12 号）…… 418
○熊本市食肉センター条例を廃止する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 13 号）…… 420
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）…… 421
○熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）…… 423
○熊本市開発許可の基準等に関する条例第 5 条に規定する土地の区域の指定に関する規則の
一部を改正する規則（規則第 16 号）…… 424
○熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 17 号）…… 425
○熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 18 号）…… 426
○熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 19 号）…… 434
○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）…… 440
○熊本市消防局の組織に関する規則（規則第 21 号）…… 445
○熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則（規則第 22 号）…… 450
○熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）…… 451
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則（規則第 24 号）…… 452
○熊本市理容師法、美容師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 25 号）…… 455
○熊本市行政不服審査法第 57 条第 1 項及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示に
係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）…… 465
○熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則（規則第 27 号）…… 466
○熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を
改正する規則（規則第 28 号）…… 468
○熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（規則第 29 号）…… 470
○熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）…… 473
○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）…… 474
○熊本市財産規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）…… 476
○熊本市消費者センター事務分掌規則（規則第 33 号）…… 482
○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第 34 号）…… 484
○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）…… 486
○熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 36 号）…… 487
○熊本市土地開発基金管理規則を廃止する規則（規則第 37 号）…… 488
○熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）…… 489
○熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）…… 502
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 40 号）…… 503
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 41 号）…… 506
○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（規則第 42 号）…… 514
○熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則（規則第 43 号）…… 530

○熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 44 号）…… 532
○熊本市職員職名規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）…… 534
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 46 号）…… 535
○熊本市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）…… 537
○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 48 号）…… 538
○熊本市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（規則第 49 号）…… 547
○熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 50 号）…… 548
○熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）…… 549
○熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第 52 号）…… 552
○熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則（規則第 53 号）…… 553
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 54 号）…… 558
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 55 号）…… 618
○熊本市障害者等に対する日中一時支援事業の実施に関する規則（規則第 56 号）…… 640
○熊本市障害者等に対する移動支援事業の実施に関する規則（規則第 57 号）…… 642
○熊本市障害者等に対する訪問入浴事業の実施に関する規則（規則第 58 号）…… 644
○熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則（規則第 59 号）…… 646
○熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則（規則第 60 号）…… 648
○熊本市重度身体障がい者自動車改造費助成事業の実施に関する規則（規則第 61 号）…… 650
○熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則（規則第 62 号）…… 652
○熊本市介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人への補助金交付事業の実施に関する規則（規則第 63 号）…… 654
○熊本市高齢者介護用品支給事業の実施に関する規則（規則第 64 号）…… 656
○熊本市障がい者福祉タクシー助成事業の実施に関する規則（規則第 65 号）…… 658
○熊本市障がい者燃料費助成事業の実施に関する規則（規則第 66 号）…… 660
○熊本市私立幼稚園就園奨励費交付事業の実施に関する規則（規則第 67 号）…… 662
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 68 号）…… 664
○熊本市債権管理条例施行規則（規則第 69 号）…… 670

訓　　令

○熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（訓令第 2 号）…… 684
○熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 3 号）…… 685
○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 4 号）…… 686
○熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 5 号）…… 690
○熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令（訓令第 6 号）…… 691
○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（訓令第 7 号）…… 694

○熊本市公用文に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 8 号）…… 695
○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 9 号）…… 696
○熊本市行政不服審査法等に係る事務決裁に関する訓令（訓令第 10 号）…… 697
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 11 号）…… 701
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 12 号）…… 728

告　　示

○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件（告示第 151 号）…… 730
○放置自転車の売却等（告示第 154 号）…… 731
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 155 号）…… 731
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 158 号）…… 731
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 159 号）…… 731
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 160 号）…… 732
○生活保護法等による介護機関の変更（告示第 161 号）…… 732
○生活保護法等による介護機関の廃止（告示第 162 号）…… 732
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定（告示第 163 号）…… 733
○放置自転車の移動及び保管（告示第 164 号）…… 733
○放置原動機付自転車の移動及び保管（告示第 165 号）…… 734
○市道の区域変更（告示第 166 号）…… 734
○市道の認定（告示第 167 号）…… 735
○市道の廃止（告示第 168 号）…… 737
○市道の区域決定（告示第 169 号）…… 738
○市道の供用開始（告示第 170 号）…… 738
○市道の認定（告示第 171 号）…… 740
○市道の廃止（告示第 172 号）…… 741
○市道の区域決定（告示第 173 号）…… 742
○市道の供用開始（告示第 174 号）…… 743
○市道の認定（告示第 175 号）…… 744
○市道の廃止（告示第 176 号）…… 798
○市道の区域決定（告示第 177 号）…… 839
○市道の供用開始（告示第 178 号）…… 892
○市道の供用開始（告示第 179 号）…… 943
○第 23 回熊本市景観審議会の開催（告示第 180 号）…… 944
○放置自転車の売却等（告示第 181 号）…… 944
○市税督促状の公示送達（告示第 182 号）…… 945
○生活保護法等による医療機関の指定等（告示第 183 号）…… 945
○生活保護法等による医療機関の指定等（告示第 184 号）…… 946

○生活保護法等による医療機関の指定等(告示第 185 号)…… 947
○差押通知書、配当計算書の公示送達(告示第 186 号)…… 947
○差押通知書の公示送達(告示第 187 号)…… 948
○県道の区域変更(告示第 188 号)…… 948
○県道の供用開始(告示第 189 号)…… 948
○市道の区域変更(告示第 190 号)…… 949
○市道の供用開始(告示第 191 号)…… 949
○市道の区域変更(告示第 192 号)…… 949
○市道の供用開始(告示第 193 号)…… 950
○市税督促状の公示送達(告示第 194 号)…… 950
○介護保険法による地域密着型サービス事業所の指定(告示第 196 号)…… 950
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定(告示第 197 号)…… 951
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定及び変更(告示第 198 号)…… 951
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定(告示第 199 号)…… 952
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の辞退(告示第 200 号)…… 953
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定(告示第 201 号)…… 953
○介護保険法による指定居宅介護支援事業所の指定(告示第 202 号)…… 954
○介護保険法による指定居宅サービス事業所の指定(告示第 203 号)…… 954
○道路の指定(告示第 204 号)…… 954
○連携中枢都市圏の形成に関する連携協約(告示第 205 号)…… 955
○市道の区域変更(告示第 206 号)…… 955
○市道の供用開始(告示第 207 号)…… 971
○熊本広域行政不服審査会共同設置規約に係る協議書等の締結(告示第 208 号)…… 979
○県道の区域変更(告示第 209 号)…… 981
○県道の供用開始(告示第 210 号)…… 982
○市道の廃止(告示第 211 号)…… 982
○県道の供用開始(告示第 212 号)…… 982

公　　告

○開発行為に関する工事の完了(公告第 205 号)…… 983
○開発行為に関する工事の完了(公告第 206 号)…… 983
○開発行為に関する工事の完了(公告第 207 号)…… 983
○開発行為の関する工事の完了(公告第 209 号)…… 984
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧(公告第 214 号)…… 984
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧(公告第 217 号)…… 984
○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧(公告第 218 号)…… 985

○開発行為に関する工事の完了(公告第 231 号)…… 986
○開発行為に関する工事の完了(公告第 232 号)…… 986
○開発行為に関する工事の完了(公告第 233 号)…… 986
○開発行為に関する工事の完了(公告第 234 号)…… 986
○開発行為に関する工事の完了(公告第 236 号)…… 987
○開発行為に関する工事の完了(公告第 237 号)…… 987
○開発行為に関する工事の完了(公告第 238 号)…… 987
○開発行為に関する工事の完了(公告第 239 号)…… 988
○開発行為に関する工事の完了(公告第 240 号)…… 988

中　央　区

○住民票の職権消除(中央区告示第 5 号)…… 988
○住民票の職権消除(中央区告示第 6 号)…… 988

北　　区

○住民票の職権消除(北区告示第 3 号)…… 988

消　防　局

○熊本市消防職員立入検査証規程の一部を改正する訓令(消防局訓令第 10 号)…… 989
○熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令(消防局訓令第 16 号)…… 989
○熊本市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令(消防局訓令第 17 号)…… 991
○熊本市消防職員証規程の一部を改正する訓令(消防局訓令第 18 号)…… 992
○熊本市火災予防規程の一部を改正する規程(消防局告示第 1 号)…… 992
○防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程の一部を改正する告示(消防局告示第 2 号)…… 1001
○熊本市防火対象物の消防用設備等の公表に関する規程の一部を改正する告示(消防局告示第 3 号)…… 1001

交　通　局

○熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程(交通局規程第 2 号)…… 1002
○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程(交通局規程第 3 号)…… 1003
○熊本市交通事業管理者の職務代理者を定める規程の全部を改正する規程(交通局規程第 4 号)…… 1004
○熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程(交通局規程第 5 号)…… 1004
○熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(交通局規程第 6 号)…… 1005
○熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程(交通局規程第 7 号)…… 1008
○熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程(交通局規程第 8 号)…… 1009

上下水道局

○熊本市上下水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程(上下水道局規程第 3 号)…… 1009

○排水設備指定工事店の廃止（上下水道局告示第 14 号）…… 1012
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 15 号）…… 1012
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 16 号）…… 1012
○熊本市上下水道局事務決裁規程等の一部を改正する規程（上下水道局規程第 4 号）…… 1013
○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規定第 5 号）…… 1013

教育委員会

○熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令（教育長訓令第 1 号）…… 1022
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 4 号）…… 1022
○熊本市教育委員会事務局等組織規則を一部改正する規則（教委規則第 1 号）…… 1023
○熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（教委規則第 2 号）…… 1025
○熊本市教育委員会事務局事務専決規程（教委訓令第 2 号）…… 1025

人事委員会

○熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 1 号）…… 1028
○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（人委規則第 2 号）…… 1029
○熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 3 号）…… 1029
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人委規則第 4 号）…… 1030
○育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 5 号）…… 1030
○公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 6 号）…… 1030
○熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人委規則第 7 号）…… 1031
○熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 8 号）…… 1031
○熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 9 号）…… 1032
○熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 10 号）…… 1033
○熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 11 号）…… 1033
○熊本市地域手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 12 号）…… 1034
○熊本市立高等学校等の職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 13 号）…… 1035
○熊本市立高等学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 14 号）…… 1036
○熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 15 号）…… 1036
○熊本市職員の退職管理に関する規則（人委規則第 16 号）…… 1039
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 17 号）…… 1048
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 18 号）…… 1049
○平成 28 年改正条例附則第 5 項から第 7 項まで及び平成 28 年改正教育職条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による給料に関する規則（人委規則第 19 号）…… 1052

○条例附則第 17 項及び第 18 項並びに平成 18 年改正条例附則第 20 項及び
第 21 項の規定による号給の調整に関する規則（人委規則第 20 号）…… 1054
○熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 21 号）…… 1055
○熊本市管理職手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 22 号）…… 1075
○熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 23 号）…… 1076

病　院　局

○熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（病院局規程第 1 号）…… 1079
○熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程（病院局規程第 2 号）…… 1080
○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（病院局規程第 3 号）…… 1086
○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局規程第 4 号）…… 1087

監　　査

○平成 27 年度包括外部監査結果の公表（監委公告第 5 号）…… 1116

条　例　第　１　号

平成２８年　３　月２４日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下この表及び次項の表において「平成２４年一元化法」という。）附則第４１条第１項の規定による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による障害共済年金（以下この表及び次項の表において「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による障害基礎年金（同法第３０条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「障害基礎年金」という。）	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障	０．８６

	害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次項の表において「平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次項の表において「平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	０．８８
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び次項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び次項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び次項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障	０．８３

	害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下この表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表において「遺族基礎年金」という。）	０．８０
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８４
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８

	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０
	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	０．９０

附則第５条第２項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８６
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
旧船員保険法による障害年金	０．７５
旧厚生年金保険法による障害年金	０．７５
旧国民年金法による障害年金	０．８９

第２条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項の表及び第２項の表中「０．８６」を「０．８８」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成２７年１０月１日から適用

する。

（経過措置）

３　新条例附則第５条の規定は、平成２７年１０月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

４　第２条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条の規定は、平成２８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

５　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下この項において「平成２４年一元化法」という。）第２条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成２７年政令第３４５号）第８条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第３６条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第８２条第２項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成２４年一元化法附則第３６条第５項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成２４年一元化法附則第３６条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第８９条第３項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成２４年一元化法附則第３６条第５項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成２４年一元化法

第３条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和３７年法律第１５２号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成２７年政令第３４７号。以下この項において「平成２７年地共済経過措置政令」という。）第７条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第６０条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第８７条第２項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成２７年地共済経過措置政令第７条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第６０条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第９９条の２第３項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成２４年一元化法第１条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第９６号）第５条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第２１条第１項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定により地方公務員共済組合（平成２４年一元化法附則第５６条第２項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第５条第１項の規定は、適用しない。

（年金たる補償及び休業補償の内払）

６　適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第１条の規定による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第５条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補

償の内払とみなす。

条　例　第　２　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市行政手続条例の一部を改正する条例

熊本市行政手続条例（平成１０年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第４条」を「－第４条」に、「～第１１条」を「－第１１条」に、「～第１４条」を「－第１４条」に、「～第２６条」を「－第２６条」に、「～第２９条」を「－第２９条」に、

「第４章　行政指導（第３０条～第３４条）
　第５章　届出（第３５条）　」

を

「第４章　行政指導（第３０条－第３５条）
　第５章　処分等の求め（第３６条）
　第６章　届出（第３７条）　」

に改める。

第３条中「第４章」を「第５章」に改め、同条第７号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第８号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第３３条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2)　前号の条項に規定する要件

(3)　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第５章中第３５条を第３７条とし、同章を第６章とする。

第３４条の次に次の１条及び１章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第３５条　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する熊本県の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)　当該行政指導の内容

(3)　当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4)　前号の条項に規定する要件

(5)　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6)　その他参考となる事項

３　当該市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第５章　処分等の求め

第３６条　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処

分又は行政指導をすることを求めることができる。

２　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)　法令に違反する事実の内容

(3)　当該処分又は行政指導の内容

(4)　当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

(5)　当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6)　その他参考となる事項

３　当該行政庁又は市の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分、行政指導その他必要な措置をしなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（熊本市税条例の一部改正）

２　熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「第３３条第３項」を「第３３条第４項」に、「第３３条第２項」を「第３３条第３項」に改める。

条　例　第　３　号

平成２８年 ３ 月２４日

熊本市情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市情報公開条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１０条に次の１項を加える。

２　実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるとき又は当該請求書に記載された内容では対象文書の特定が困難であると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第１２条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

(1)　熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条第１項に規定する市の休日の日数

(2)　第１０条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

第１８条を削る。

第１７条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「に対し、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為に対し、審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、

「処分庁又は」及び「決定又は」を削り、同条第１号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の２項を加え、同条を第１８条とする。

２　開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

３　第１項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

(1)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写し

(2)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第３０条第１項の反論書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

(3)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第３０条第２項の意見書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

第１６条を第１７条とし、第１５条を第１６条とする。

第１４条第３項中「不服申立手続」を「審査請求手続」に、「所定の」を「規則で定める」に改め、同条を第１５条とする。

第１３条中「前条第２項後段」を「前条第３項後段」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（事案の移送）

第１４条　実施機関は、開示請求に係る文書等が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る文書等の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協

力をしなければならない。

第１９条及び第２０条を次のように改める。

（諮問をした旨の通知）

第１９条　前条第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第１項第２号において同じ。）

(2)　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　第１５条第１項又は第２項に規定する手続を経て、当該審査請求に係る開示等の決定に係る文書等の開示に反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第２０条　第１５条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1)　開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2)　審査請求に係る開示等の決定（開示請求に係る文書等の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る文書等を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該文書等の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　実施機関の開示等の決定又は開示請求に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示等の決定又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

条　例　第　　４　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１８条の２の次に次の１条を加える。

（第三者の保護に関する手続）

第１８条の３　実施機関は、開示請求に係る個人情報に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、第１８条第１項の規定による決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する手続を経て、当該個人情報を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

第２８条を次のように改める。

（審査請求）

第２８条　開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対し、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げるときを除き、当該審査請求に関する事項について、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1)　当該審査請求を却下するとき。

(2)　当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する

こととするとき（当該個人情報に第三者に関する情報が記録されているときを除く。）。

(3)　当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとするとき。

(4)　当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとするとき。

２　開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

３　第１項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてしなければならない。

(1)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写し

(2)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第３０条第１項の反論書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

(3)　行政不服審査法第９条第３項の規定により読み替えて適用する同法第３０条第２項の意見書の写し（審査庁に対し当該書面が提出されている場合に限る。）

第２８条の次に次の２条を加える。

（諮問をした旨の通知）

第２８条の２　前条第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第１項第２号において同じ。）

(2)　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　第１８条の３第１項に規定する手続を経て、当該審査請求に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第２８条の３　第１８条の３第２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決を

する場合について準用する。

(1)　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2)　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　実施機関の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又はこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

条　例　第　　５　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第８条を第１６条とし、第７条を第１５条とする。

第６条第１項中「第２条第３項」を「第３条第３項」に改め、同条を第７条とし、同条の次に次の７条を加える。

（審議会の調査権限）

第８条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された文書等又は個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、文書等に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第９条　審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第１０条　審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第１１条　審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第８条第１項の規定により提示された文書等若しくは個人情報を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第９条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第１２条　審議会は、第８条第３項若しくは第４項又は第１０条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審議会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審議会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

５　第２項の規定による閲覧の手数料は、無料とする。

（調査審議手続の非公開）

第１３条　審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第１４条　審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条を第４条とする。

第２条第１項中「熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）及び熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）」を「情報公開条例及び個人情報保護条例」に改め、同条を第３条とする。

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　諮問庁　次に掲げるものをいう。

ア　熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号。以下「情報公開条例」という。）第２条第１号の実施機関で、同条例第１８条第１項の規定により審議会に諮問をしたもの

イ　熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号。以下「個人情報保護条例」という。）第２条第２号の実施機関で、同条例第２８条第１項の規定により審議会に諮問をしたもの

(2)　文書等　情報公開条例第２条第２号の文書等で、同条例第１２条第１項に規定する開示等の決定に係るものをいう。

(3)　個人情報　個人情報保護条例第２条第１号の個人情報で、同条例第１８条第１項、第２３条第１項又は第２７条第１項の規定による決定に係るものをいう。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた熊本市情報公開条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第３号）による改正前の熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号。以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定による開示等の決定又は施行日前にされた改正前の情報公開条例の規定による開示請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

３　施行日前にされた熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第４号）による改正前の熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は施行日前にされた改正前の個人情報保護条例の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てに係る熊本市情報公開・個人情報保護審議会の調査審議等については、なお従前の例による。

条　例　第　　６　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和４６年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条を次のように改める。

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる組織を設ける。

政策局

総務局

財政局

市民局

健康福祉局

環境局

経済観光局

農水局

都市建設局

都市政策研究所

第２条　前条に規定する組織の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策局

(1)　秘書に関すること。

(2)　市政全般の総合的企画並びに重要な政策の立案及び調整に関すること。

(3)　危機管理及び防災対策に関すること。

総務局

(1)　職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

(2)　議会及び市の行政一般に関すること。

財政局

予算、税その他の財務に関すること。

市民局

(1)　市民生活に関すること。

(2)　区政に係る総合的調整に関すること。

(3)　人権に関すること。

健康福祉局

(1)　保健衛生に関すること。

(2)　社会福祉に関すること。

(3)　社会保障に関すること。

(4)　子どもの育成支援に関すること。

環境局

(1)　環境保全に関すること。

(2)　廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関すること。

経済観光局

(1)　経済に関すること。

(2)　観光に関すること。

(3)　文化に関すること。

(4)　スポーツに関すること。

(5)　競輪事業に関すること。

農水局

農林水産業に関すること。

都市建設局

(1)　都市計画に関すること。

(2)　都市開発に関すること。

(3)　住宅及び建築に関すること。

(4)　道路その他土木に関すること。

(5)　河川に関すること。

都市政策研究所

政策の調査及び研究に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（熊本市社会福祉審議会条例の一部改正）

２　熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第９条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

（熊本市保健衛生審議会設置条例の一部改正）

３　熊本市保健衛生審議会設置条例（平成１４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第９条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

（熊本市精神保健福祉審議会条例の一部改正）

４　熊本市精神保健福祉審議会条例（平成２３年条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

（熊本市障害者施策推進協議会条例の一部改正）

５　熊本市障害者施策推進協議会条例（平成２３年条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第６条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

（熊本市子ども・子育て会議条例の一部改正）

６　熊本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第６条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

条　例　第　　７　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

１　市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理について調査する。
2	熊本市衛生検査精度管理専門委員会	衛生検査所の検査精度の質的向上に関し必要な事項を協議する。
3	熊本市歯科保健推進協議会	市民の健康づくりを図るため、歯科保健の推進に関し必要な事項を協議する。
4	熊本市公共事業評価監視委員会	本市における公共事業の評価について審議する。
5	熊本市救急災害医療協議会	救急時の迅速かつ円滑な医療体制の整備及び大規模災害時における医療の確保を図るため、必要な事項を協議する。
6	熊本市医療安全推進協議会	患者･家族からの相談等に適切に対応するため、医療の安全に係る相談業務の活動方針及び医療安全対策の推進について協議する。

7	熊本市行財政改革推進委員会	行財政改革計画の円滑な推進を図るため、その進捗状況について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
8	熊本市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの中立・公正な運営を図るため、地域包括支援センターの設置、運営等に関し必要な事項を審議し、適正な事業実施について協議する。
9	熊本市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定に基づく必要な措置を講じ、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、必要な事項を審議する。
１０	熊本市暴力団等排除措置に関する審査会	熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除のため、必要な照会等に関する事項を審査する。
１１	熊本水遺産委員会	熊本水遺産登録制度の円滑な運営を図るため、必要な事項を協議する。
１２	熊本市入札等監視委員会	入札その他の契約手続における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、必要な事項を審議する。
１３	熊本市食の安全安心・食育推進会議	食に関する総合的かつ計画的な施策展開を図るため、食の安全安心・食育推進計画の評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
１４	特別史跡熊本城跡保存活用委員会	熊本城の整備及び活用について必要な事項を審議する。
１５	熊本市行政区画等審議会	区の編成等に関する事項を審議する。
１６	熊本市農水産業計画推進委員会	熊本市農水産業計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。

１７	熊本市青少年善行表彰選考委員会	模範となる善行を行った青少年（青少年で構成される団体を含む。）を表彰するため、候補者を審査する。
１８	熊本市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条に規定する老人ホームへの入所措置等の要否について必要な事項を審議する。
１９	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、必要な事項を審議する。
２０	熊本市自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会	自立支援医療費（精神通院）の支給認定の適否及び精神障害者保健福祉手帳の障害等級について必要な事項を審議する。
２１	熊本市環境活動支援事業選定審査会	熊本市環境活動支援事業補助金の交付を受ける団体を決定するため、提案された事業について審議する。
２２	熊本市優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会	熊本市優秀技能功労者及び優秀青年技能者の表彰を行うため、被表彰者の選考について審議する。
２３	熊本市新製品・新技術研究開発助成事業審査会	熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金の交付を受ける者を決定するため、提出された事業計画書を審査する。
２４	熊本市ものづくり大賞評価検討会	熊本市ものづくり大賞の認定事業者の決定を行うため、認定申請書の評価及び申請事業者を認定することの適否について検討する。
２５	県営梅洞地区経営体育成基盤整備事業換地委員会	県営梅洞地区経営体育成基盤整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
２６	県営小島地区農地集積	県営小島地区農地集積加速化基盤整備事業に係

	加速化基盤整備事業換地委員会	る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
２７	県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業換地委員会	県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
２８	熊本市都市マスタープラン策定委員会	本市の都市計画に関する基本的な方針を策定するため、必要な事項を審議する。
２９	桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会	桜町地区及び花畑地区に挟まれる旧市道桜町紺屋今町第１号線の区間における空間の一体的な整備、利活用及び継続的な運営の方法等に関する事項を審議する。
３０	財政局指定管理者候補者選定委員会	財政局が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保（以下「指定管理者候補者選定等」という。）について、必要な事項を審査する。
３１	健康福祉局指定管理者候補者選定委員会	健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
３２	環境局指定管理者候補者選定委員会	環境局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
３３	都市建設局指定管理者候補者選定委員会	都市建設局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
３４	北区役所指定管理者候補者選定委員会	北区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
３５	熊本市農商工連携等新商品開発事業審査会	熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金の交付を受けるものを決定するため、提出された事業計画書を審査する。
３６	熊本市地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会	熊本市地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選考について審議する。

３７	熊本市公共サービス民間提案監理委員会	公共サービス民間提案制度に係る対象事業の選定及び提案事業の審査を行うとともに、事業の評価等について協議する。
３８	健康くまもと２１推進会議	健康くまもと２１基本計画等の総合的かつ計画的な推進を図るため、その進捗状況等について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
３９	熊本城本丸御殿障壁画調査委員会	熊本城本丸御殿障壁画の資料等について調査する。
４０	県営甲畠口地区農地整備事業換地委員会	県営甲畠口地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
４１	熊本市住宅審議会	本市の住宅政策に関する重要事項について調査し、審議する。
４２	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市中央区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
４３	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
４４	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市西区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
４５	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市南区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
４６	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会	熊本市北区地域コミュニティづくり支援補助金における補助対象事業を決定するため、企画提案のあった事業について審査する。
４７	熊本市自治基本条例見	熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）

	直し委員会	の見直しについて必要な事項を協議する。
４８	熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会	熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。
４９	熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会	熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。
５０	熊本市障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号の規定により本市が実施する熊本市障がい者相談支援事業に係る受託事業者の選考について審議する。
５１	県営会富地区農地整備事業換地委員会	県営会富地区農地整備事業に係る換地業務の適正かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を協議する。
５２	熊本市多核連携都市推進協議会	人口減少・超高齢社会への対応を目的とした多核連携都市の形成を推進するため、都市機能及び居住の将来の在り方及び課題等について協議する。
５３	市民局指定管理者候補者選定委員会	市民局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
５４	熊本市メディカルコントロール協議会	病院前救護における救急業務の質の維持及び向上のため、救急体制の整備、救急活動の指針及び検証等について必要な事項を協議する。
５５	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略の進捗を検証し、及び改善を図るため、必要な事項を審議する。
５６	熊本市ひきこもり支援センター運営事業受託	熊本市ひきこもり支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。

	事業者選考委員会	
５７	熊本市生物多様性推進会議	熊本市が策定する生物多様性地域戦略の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。
５８	政策局指定管理者候補者選定委員会	政策局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
５９	経済観光局指定管理者候補者選定委員会	経済観光局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
６０	農水局指定管理者候補者選定委員会	農水局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

２　上下水道事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の経営の在り方、事業の方向性等を総合的に審議する。
2	上下水道局指定管理者候補者選定委員会	上下水道局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

３　交通事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市交通局外側広告審査会	カラー広告電車の広告内容、デザイン及び色彩について審査する。

４　病院事業管理者の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	熊本市病院事業運営審議会	病院事業の運営について必要な事項を審議する。

５　教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1	史跡池辺寺跡保存整備検討委員会	池辺寺跡の保存整備事業に係る諸課題を検討する。

2	熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会	学校給食共同調理場及び単独校調理場の業務委託の履行状況について評価を行う。
3	熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会	史跡としての国の指定を目指す等のため、旧鹿本郡植木町の区域内に存する西南戦争遺跡群について、調査し、審議する。
4	教育委員会指定管理者候補者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
5	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１４条第３項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第２８条第１項に基づく調査を行う。
6	熊本市教科用図書選定委員会	小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。
7	熊本市国指定史跡保存活用計画策定委員会	本市が管理する文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１０９条第１項の規定により指定された史跡（塚原古墳群、池辺寺跡、西南戦争遺跡及び熊本城跡を除く。）の保存活用計画を策定するため、必要な事項を審議する。
8	熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会	地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関して検討する。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　　８　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　　９　　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「勤務成績評定表」を「人事評価」に、「に基づき勤務成績」を「又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績」に改める。

第７条中「職務の級」の次に「（同一の職制上の段階に係る職務の級が複数ある場合にあってはその最も下位の職務の級）」を加える。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１０　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中第９号を第１１号とし、第８号を第１０号とし、同条第７号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第９号とし、同号の前に次の１号を加える。

(8)　職員の退職管理の状況

第３条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　職員の人事評価の状況

第５条第４号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新条例」という。）第３条の規定は、平成２８年度以後の年度分の報告について適用し、平成２７年度分の報告については、なお従前の例による。

３　新条例第５条の規定による報告であって、この条例の施行の日前に行われた不利

益処分に係るものについては、なお従前の例による。

条　例　第　１１　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市役所駐車場使用条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市役所駐車場使用条例の一部を改正する条例

熊本市役所駐車場使用条例(昭和５５年条例第８号)の一部を次のように改正する。

第６条第３号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第５号中「前各号」の次に「に掲げる場合」を加える。

第１３条第２号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条第４号中「前各号」を「前３号に掲げる行為」に改める。

第１５条第２項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第１６条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改める。

別表第１中「別表第１」を「別表第１（第３条関係）」に、「１月２日」を「１月１日」に、「午前８時３０分から午後１０時」を「午前０時から午後１２時」に、「午前８時３０分から午後９時まで」を「供用時間中」に改める。

別表第２中「別表第２」を「別表第２（第８条関係）」に改め、同表１の項中「午後５時３０分」の次に「前」を加え、同表２の項中「午後１０時」を「翌日の午前８時　　３０分前」に改め、同表３の項中「午前８時３０分から午後１０時まで」を「供用時間中」に改め、同表備考を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の熊本市役所駐車場使用条例別表第１の規定の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においては、同表中「午前０時」とあるのは「午前８時３０分」とする。

３　施行日前に入庫した自動車に係る平成２８年５月３１日の午後１０時から施行日の午前８時３０分までの駐車場の駐車料金の算定については、この条例による改正前の熊本市役所駐車場使用条例別表第２の規定を適用する。

条　例　第　１２　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市債権管理条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市債権管理条例

（目的）

第１条　この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の適正化を図り、もって公平かつ公正な市民負担を確保すること及び健全な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市の債権　金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2)　強制徴収債権　市の債権のうち、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(3)　非強制徴収債権　市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

（他の法令等との関係）

第３条　市の債権の管理に関する事務の処理については、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）又はこれらに基づく規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第４条　市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令等、規則及び企業管理規程の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

（台帳の整備）

第５条　市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を備えなければならない。

（督促）

第６条　市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない債務者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（滞納処分等）

第７条　市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

（強制執行等）

第８条　市長等は、非強制徴収債権について、第６条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第１１条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第１２条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)　担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2)　債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3)　前２号に該当しない債権（第１号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第９条　市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第１２条第１項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第１０条　市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

２　前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第１１条　市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1)　法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2)　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3)　債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第１２条　市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1)　債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2)　債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3)　債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4)　損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5)　貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第１号から第３号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

２　市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第１３条　市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から１０年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

２　前項の規定は、前条第１項第５号に掲げる理由により履行延期の特約又は処分をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

３　前２項の免除をする場合については、議会の議決は、これを要しない。

（債権の放棄）

第１４条　市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

(1)　破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２０４条第１項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(2)　債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3)　当該非強制徴収債権について第１１条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。

(4)　当該非強制徴収債権について第８条又は第１０条の規定による措置をとっても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(5)　当該非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない非強制徴収債権を除く。）について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしないと認められる特別の理由があるときを除く。）。

２　市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１３　号

平成２８年 ３ 月２４日

熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

本則に次の１号を加える。

(4)　市の申立てにより発せられた支払督促（１件１４０万円以下のものに限る。）に対し、債務者から適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第３９５条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　１４　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第３を次のように改める。

別表第３（第３条、第１８条関係）

種類			入力	離隔距離（cm）				備考
				上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	

					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
風呂釜	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外釜でバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては42kW以下）	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
					内釜	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては42kW以下）	—	—	60	—	
				浴室外設置	外釜でバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	15	15	15	
					外釜でバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものに	—	15	60	15	

							あっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）					
						内釜	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—	
				密閉式			21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	2 注	2	2	
				屋外用			21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15	
			不燃	半密閉式	浴室内設置	外釜でバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっ	—	4.5 注	—	4.5	

								ては42kW以下）						
						内釜	21kW以下 （風呂用以外のバーナーを持つものにあっては42kW以下）	—	—	—	—			
					浴室外設置	外釜でバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5			
						外釜でバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 （風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	4.5	—	4.5			
						内釜	21kW以下 （風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—			

				密閉式	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	—	2 注	—	2		
				屋外用	21kW以下（風呂用以外のバーナーを持つものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下）	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15		
	液体燃料	不燃			39kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあっては15cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	
						26kWを超え70kW以下	100	15	100 注1	15	注2：ダク

					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	ト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10	
		不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
					強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	100	60	60 注2	60	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式		12kWを超え42kW	—	15	15	15	

				以下				
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				12kW以下	40	4.5	15	4.5
	不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5
				12kW以下	20	1.5	—	1.5
上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150	45
				23kW以下	120	30	100	30

ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型		19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出		壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型		19kW以下	60	4.5	4.5注	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15	
		不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100	

					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50	
				内部容積が1立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	

	半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5

			屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	15	15	15
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
				瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15

					フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型			12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型			12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型			12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型		調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型		フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5
	不燃以外					12kWを超え70kW以下	60	15	15	15

		不燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式		前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては60cmとする。 注2：方向性を有するものにあっては100cmとする。	
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100		
					自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5 注1	4.5		
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
		不燃	開放式		前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5		
					全周放射型	7kW以下	80	80	80	80		
					自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5 注1	4.5		
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
	液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7kW以下	100	50	100	20		
					自然対流型	7kW を超え12kW以下	150	100	100	100		
						7kW以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15		
					温風を全周方向に	7kW を超え12kW以下	100	150	150	150		

					吹き出すもの	7kW以下	100	100	100	100		
		不燃	開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5		
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100		
						7kW以下	80	30	—	30		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5		
					温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150		
						7kW以下	80	100	—	100		
	固体燃料					—	100	50 注2	50 注2	50 注2		
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注　：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
					卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注		
				加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	100	15	15	15		

					加熱部が隠蔽	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
						卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10	10
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10
		不燃	開放式	バーナーが露出		卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0	—	0
						卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0

				バーナーが隠蔽	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
					加熱部が隠蔽	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
						卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5	
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外					6kW以下	100	15	15	15	
		不燃					6kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料						—	100	30	30	30	
	電気	不燃以外					2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注　：温風の吹き

		不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	出し方向にあっては60cmとする。
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
						—	20 注1	—	20 注1	
						—	10 注2	—	10 注2	
					4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
						—	15 注1	—	15 注1	
						—	10 注2	—	10 注2	
					4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
						—	10 注1 注2	—	10 注1 注2	
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	100	2	2	2	
						—	10 注2	—	10 注2	
		不燃	電気こんろ、電	こんろ部分の全部又は一部が電磁	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	—	0	注2：機器本体上
						—	0 注1	—	0 注1	

			気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	誘導加熱式調理器でないもの			注2		注2	方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
				こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（1口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0	
						—	0 注2	—	0 注2	
電気天火	電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注　：排気口面にあっては10cmとする。
		不燃			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注　：排気口面にあっては10cmとする。
		不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
		不燃以		前方放射型	2kW以下	100	30	100	4.5	

		外	（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）						
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0	

電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。 注2：排気口面にあっては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

1　「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2　「不燃以外」の項の離隔距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等

の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

３　「不燃」の項の離隔距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１５　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市区の設置等に関する条例（平成２３年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに区の事務所及びその出張所の設置」を「、区の事務所及びその出張所の設置並びに区の事務所が分掌する事務」に改める。

第４条の次に次の１条を加える。

（区の事務所が分掌する事務）

第５条　区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　区のまちづくりに関すること。

(2)　区の住民生活に関すること。

(3)　区の保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。

(4)　法令等に基づき区において処理することとされる事務に関すること。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１６　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

熊本市就学指導委員会条例（昭和５３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市就学支援委員会条例

第１条中「適切な就学」の次に「及びこれらの者への教育的支援」を加え、「熊本市就学指導委員会」を「熊本市就学支援委員会」に改める。

第２条中「の各号」を削り、同条第１号中「就学指導に関する必要な」を「就学に関する」に改め、同条第２号中「その他」を「前２号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(2)　障害を有する児童、生徒等への教育的支援に関する事項

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１７　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和４８年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊本市学校給食託麻共同調理場の項を削る。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１８　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本市立図書館設置条例(昭和２８年条例第６２号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第４条関係）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

１　使用時間の延長又は繰上げは、ホールの利用時間内で１時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の１時間分の使用料とする。ただし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

２　前項に規定する使用料の額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　１９　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和５０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１５条の５中「５２万円」を「５４万円」に改める。

第１５条の５の１０中「１７万円」を「１９万円」に改める。

第２０条第１項中「５２万円」を「５４万円」に改め、同項第２号中「２６万円」を「２６万５千円」に改め、同項第３号中「４７万円」を「４８万円」に改め、同条第３項中「５２万円」を「５４万円」に、「１７万円」を「１９万円」に改め、同条第４項中「５２万円」を「５４万円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条　例　第　２０　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

熊本市余熱利用施設条例（昭和５５年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条の表に次のように加える。

西部交流センターおんぼの湯	熊本市西区小島２丁目３３３番地

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条　例　第　２１　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市消費者センター条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消費者センター条例

（趣旨）

第１条　この条例は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１０条第２項の機関として消費者センター（以下「センター」という。）を設置するとともに、法第１０条の２第１項の規定に基づきセンターの組織及び運営等に関する事項について定めるものとする。

（名称等）

第２条　センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	熊本市消費者センター
位置	熊本市中央区花畑町９番１号
所管区域	本市の区域

（消費生活相談の事務を行う日及び時間）

第３条　センターにおいて法第１０条の３第２項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間は、月曜日から金曜日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条第１項第２号及び第３号に規定する日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（職員）

第４条　センターに所長及びその他必要な職員を置く。

（消費生活相談員の配置）

第５条　センターには、法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に

合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号)附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第６条　市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、その適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（研修）

第７条　市長は、センターにおいて法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保するものとする。

（情報の安全管理）

第８条　市長は、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２２　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は、熊本県が行う農業農村整備事業（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に規定する土地改良事業及び同法の規定によらない同項各号に掲げる事業をいう。以下これらを「県営事業」という。）のために本市が負担する費用に充てるため、同法第９１条第３項又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定に基づく分担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の徴収）

第２条　市は、県営事業に要する費用の一部を負担する場合には、各年度において、市が負担する費用の一部について、県営事業により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）から分担金を徴収する。

（分担金の総額）

第３条　前条の規定により徴収する各年度の分担金の総額は、県営事業につき市が負担する費用の額を超えない範囲内において市長が定める。

（分担金の徴収基準）

第４条　受益者から徴収する分担金の額は、県営事業の施行によって受ける利益の度合いに応じて市長が定める。

（分担金の賦課）

第５条　分担金は、毎年度当該県営事業が着手される日を賦課期日としてその日における受益者に対して賦課する。

（分担金の減免等）

第６条　市長は、天災その他やむを得ない事情により特に必要があると認めたときは、分担金を減免し、又は分担金の徴収を猶予する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２３　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例（平成２年条例第８９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例

第１条中「土地改良事業及び農地等の災害復旧事業（以下」を「農業農村整備事業（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に規定する土地改良事業及び同法の規定によらない同項各号に掲げる事業をいう。以下これらを」に、「土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）」を「同法」に改め、「第３６条」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条」を、「徴収に」の次に「関し」を加える。

第４条中「度合」を「度合い」に改める。

第７条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「市長」を「、市長」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２４　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、土地改良財産の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　農業農村整備事業　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に規定する土地改良事業及び同法の規定によらない同項各号に掲げる事業をいう。

(2)　土地改良財産　次に掲げるものであって、本市が所有し、かつ、農業農村整備事業の目的又は用途に現に供しているものをいう。

ア　熊本県が行う農業農村整備事業によって生じた工作物その他の物件及び当該物件に係る土地であって、熊本県から本市が譲与を受けたもの

イ　本市が行う農業農村整備事業（以下「市営事業」という。）によって生じた工作物その他の物件

ウ　市営事業のために取得した土地及び工作物その他の物件

エ　市営事業の用に供すべきものと市長が決定した土地及び工作物その他の物件

(3)　土地改良財産の管理　土地改良財産の維持、保存及び運用（これらのためにする改築、追加工事等を含む。）をいう。

(4)　受益者　土地改良財産により特に利益を受ける者をいう。

(5)　土地改良施設　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）の保全又は利用上必要な施設をいう。

（土地改良財産台帳）

第３条　市長は、土地改良財産について、土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

（管理費の徴収）

第４条　市長は、土地改良財産の管理上必要がある場合は、受益者から、その受ける利益を限度として管理に必要な経費を徴収することができる。

（処分）

第５条　市長は、規則で定める土地改良施設を構成する土地改良財産を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で本市に返還することを条件として、土地改良区、受益者で組織する団体その他適当と認める者に譲与することができる。

２　前項の規定は、第２条第２号アに該当する土地又は物件であって、熊本県から譲与を受ける条件として譲渡を禁止されているものについては、適用しない。

（熊本市法定外公共物管理条例との関係）

第６条　土地改良財産の管理については、この条例に定めるもののほか、熊本市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第６０号）の定めるところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２５　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和６０年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項使用料の欄中

「(3)　空調使用料

区分	単位	使用料
城南総合スポーツセンター（体育館）	１時間につき	10,000円

(4)　附属設備使用料　」

を

「(3)　附属設備使用料　」

に、

「

	コインロッカー	１箱１回につき　50円

」

を

「

	コインロッカー	１箱１回につき　50円

３　空調使用料

区分		単位	使用料
城南総合スポーツセンター（体育館）	全部の使用	１時間につき	3,000円
	１階部分のみの使用	１時間につき	2,000円

」

に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２６　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市建築審査会条例の一部を改正する条例

熊本市建築審査会条例（昭和４６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第８条を第９条とし、第５条から第７条までを１条ずつ繰り下げる。

第４条第４項中「第６条」を「第７条」に改め、同条を第５条とする。

第３条第３項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「法」の次に「その他の関係法律」を加え、同条を第４条とする。

第２条の次に次の１条を加える。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２７　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和５２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「を撮影する」を「の撮影その他これらに類する行為をする」に改め、同項第５号中「等」の次に「を行うため」を加える。

第４条中「の各号」を削り、同条ただし書中「又は第２条第１項」を「若しくは第２条第１項」に改め、「もの」の次に「又は公益上若しくは都市公園の管理上必要があると市長が認める行為」を加え、同条第５号中「はり紙」を「貼紙」に、「はり札」を「貼札」に改め、同条第６号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第８号を同条第９号とし、同条の前に次の１号を加える。

(8)　他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。

第４条に次の１号を加える。

(10)　前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理上支障があると市長が認める行為をすること。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２８　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成１３年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「にそれぞれ」を「のうち管理者が必要と認めるものに」に改める。

第５条第１項第６号イ中「大人にあっては」及び「、小児にあっては１人につき３５０円以内」を削り、同号ウ中「大人にあっては」及び「、小児にあっては１人につき１，０００円以内」を削る。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２９　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市行政不服審査法施行条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の施行に関し、法に基づく命令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（弁明書に添付する書面）

第２条　処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第２９条第３項第１号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1)　熊本市行政手続条例（平成１０年条例第４２号）第２４条第１項の調書及び同条第３項の報告書

(2)　熊本市行政手続条例第２７条第１項に規定する弁明書

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３０　号

平成２８年 ３ 月２４日

行政不服審査法第８１条第１項の機関の委員の服務等に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

行政不服審査法第８１条第１項の機関の委員の服務等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項の機関の委員（専門委員を含む。以下「委員」という。）の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（守秘義務）

第２条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（解任）

第３条　市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３１　号

平成２８年 ３ 月２４日

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市税条例の一部改正）

第１条　熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第１３条の２第１項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第２条　熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２５条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

（熊本市オンブズマン条例の一部改正）

第３条　熊本市オンブズマン条例（平成２３年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第３号中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又は同日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

条　例　第　３２　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項等の規定に基づく手数料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額等）

第２条　法第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、用紙１枚につき１０円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、３０円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については片面を１枚として、A列３番を超える用紙についてはA列３番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して手数料の額を算定する。

２　手数料は、交付の際に徴収する。ただし、納付書により徴収する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

３　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料の減免）

第３条　審理員（法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）は、法第３８条第１項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め１件につき２，０００円を限度として、

手数料を減額し、又は免除することができる。

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第３８条第１項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（閲覧の手数料）

第４条　法第３８条第１項（法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出書類等の閲覧の手数料は、無料とする。

（法第８１条第１項の機関による交付等に係る準用）

第５条　第２条及び第３条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による交付に係る手数料について準用する。この場合において、第２条第１項中「法第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項」とあるのは「法第８１条第３項において読み替えて準用する法第７８条第４項」と、第３条第１項中「審理員（法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）」とあり、及び同条第２項中「審理員」とあるのは「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の７第１項の規定により共同して設置する法第８１条第１項の機関」と読み替えるものとする。

２　前条の規定は、法第８１条第３項において準用する法第７８条第１項の規定による閲覧に係る手数料について準用する。

（選挙管理委員会に対する異議の申出に係る準用）

第６条　第２条から第４条までの規定は、地方自治法第２５８条第１項又は公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条第１項	法第３８条第６項の規定により	地方自治法第２５８条第１項又

	読み替えて適用する同条第４項	は公職選挙法第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第３８条第４項
第３条第１項	審理員（法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	選挙管理委員会
	法第３８条第１項	地方自治法第２５８条第１項又は公職選挙法第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第３８条第１項
	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	異議申出人又は参加人（以下「審理関係人」という。）
第３条第２項	審査請求人等	審理関係人
	法第３８条第１項	地方自治法第２５８条第１項又は公職選挙法第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第３８条第１項
	審理員	選挙管理委員会
第３条第３項	審査請求人等	審理関係人
第４条	法第３８条第１項（法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	地方自治法第２５８条第１項又は公職選挙法第２１６条第１項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する法第３８条第１項

（固定資産評価審査委員会に対する審査の申出に係る準用）

第７条　第２条から第４条までの規定は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第

４３３条第１１項において法第３８条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条第１項	法第３８条第６項の規定により読み替えて適用する同条第４項	地方税法第４３３条第１１項において読み替えて準用する法第３８条第４項
第３条第１項	審理員（法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。）	固定資産評価審査委員会
	法第３８条第１項	地方税法第４３３条第１１項において読み替えて準用する法第３８条第１項
	審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）	審査申出人
第３条第２項	審査請求人等	審査申出人
	法第３８条第１項	地方税法第４３３条第１１項において読み替えて準用する法第３８条第１項
	審理員	固定資産評価審査委員会
第３条第３項	審査請求人等	審査申出人
第４条	法第３８条第１項（法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	地方税法第４３３条第１１項において読み替えて準用する法第３８条第１項

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３３　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市実費弁償条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市実費弁償条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０７条その他法律及び条例の規定に基づき、市の機関の求めにより出頭した関係人、参考人、証人等に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償）

第２条　次に掲げる者に対しては、この条例の定めるところにより実費を弁償する。

(1)　地方自治法第７４条の３第３項の規定に基づき選挙管理委員会の求めにより出頭した関係人

(2)　地方自治法第１００条第１項後段の規定に基づき議会の求めにより出頭した選挙人その他の関係人

(3)　地方自治法第１１５条の２第１項（同法第１０９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者

(4)　地方自治法第１１５条の２第２項の規定に基づき議会の求めにより出頭した参考人（同法第１０９条第５項の規定により委員会について準用する場合を含む。）

(5)　地方自治法第１９９条第８項の規定に基づき監査委員の求めにより出頭した関係人

(6)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第８条第６項の規定に基づき人事委員会が喚問する証人

(7)　農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第３５条第１項の規定

に基づき農業委員会の求めにより出頭した農地等の所有者、耕作者その他の関係人

(8)　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３４条の規定に基づき審理員（同法第９条第３項に規定する場合にあっては、審査庁）の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者

(9)　行政不服審査法第８１条第３項において準用する同法第７４条の規定に基づき地方自治法第２５２条の７第１項の規定により共同して設置する行政不服審査法第８１条第１項の機関の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者

(10)　熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成１５年条例第１１号）第８条第４項の規定に基づき熊本市情報公開・個人情報保護審議会の求めにより陳述又は鑑定のため出頭した者

（日当等）

第３条　実費弁償は、別表に定める日当及び旅費とする。ただし、本市の職員（前条第９号の場合にあっては、市長が別に定める者）がその職務の関係で出頭し、又は参加した場合は、これを支給しない。

（準用）

第４条　実費弁償の支給については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和３３年条例第２２号）の規定（第１７条第２項及び第３項の規定を除く。）を準用する。

（その他の参考人等に対する実費弁償）

第５条　第２条各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づき市の機関の求めにより関係人、参考人、証人等として出頭した者に対しては、前２条の規定の例によりその実費を弁償することができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例（昭和２７年条例第３２号）

(2)　人事委員会が喚問する証人の実費弁償に関する条例（昭和３０年条例第５号）

(3)　農業委員会等に関する法律第２９条の規定に基づく実費弁償条例（昭和３２年条例第４５号）

（地方自治法第２０７条の規定に基づく実費弁償条例等の廃止に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日前において、この条例による廃止前の前項各号に掲げる条例に基づき支給事由が生じた実費弁償については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

日当	旅費			
１日につき3,300円	鉄道賃・船賃	航空賃	車賃	宿泊料
	(1)　運賃の等級を区分するものにあっては、上級の運賃（３階級に区分する船舶にあっては、中級の運賃） (2)　運賃の等級を区分しないものにあっては、その乗車又は乗船に要する運賃 (3)　前２号に掲げる運賃のほか、普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道５０キロメートル以上の旅行にあっては、普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金	現に支払った旅客運賃	１キロメートルにつき37円	１泊につき10,900円

備考　市内在住者（第２条第９号の場合にあっては、市長が別に定める者）には、日当のみ支給する。

条　例　第　３４　号

平成２８年 ３ 月２４日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第３条第１項中「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「級別基準職務表（別表第１）に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

第３条第２項第１号中「別表第１」を「別表第２」に改め、同項第２号中「別表第２」を「別表第３」に改め、同項第３号中「別表第３」を「別表第４」に改める。

第４条第５項中「前項の規定の適用については、同項中「４号給（行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、３号給）」とあるのは「２号給」」を「第３項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

第６条中第４項を削り、第５項を第４項とする。

第７条第１号中「並びに」を「及び」に改め、「、物資購入立替金及びあっせんする物資の購入代金」を削る。

第１１条第１項中「１００分の１８」を「１００分の２０」に改める。

第２１条第２項中「以外に」を「を超えて」に、「職務」を「勤務」に改める。

第２４条中「予算の範囲内において」を削り、同条に次の１項を加える。

２　管理職手当の月額は、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の２５を超えてはならない。

第３０条第５項中「得た額」の次に「（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料の月額に１００分の２５を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）」を加える。

第３０条の３第２項中「前項の規定による期末手当の支給の」を削り、「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改める。

附則第９項中「給料月額と」の次に「平成２９年３月３１日までの間にあっては」を、「差額に相当する額」の次に「（以下この項において「差額相当額」という。）（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までにあっては３，２００円（差額相当額が３，２００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までにあっては６，４００円（差額相当額が６，４００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までにあっては９，６００円（差額相当額が９，６００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日までにあっては１２，８００円（差額相当額が１２，８００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３４年４月１日以降にあっては１６，０００円（差額相当額が１６，０００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）」を加える。

附則に次の２項を加える。

（平成２８年４月１日における号給の調整）

１７　次の各号に掲げる職員の平成２８年４月１日における号給については、それぞ

れ当該各号に定める号給数を上限として、人事委員会規則で定める号給数を加えた号給とする。

(1)　平成２２年１月１日において第１４項の規定の適用を受けた職員、平成２３年１月１日において前項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　１号

(2)　平成２３年１月１日において第１５項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　２号

（平成２９年４月１日における号給の調整）

１８　次の各号に掲げる職員の平成２９年４月１日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、人事委員会規則で定める号給数を加えた号給とする。

(1)　平成２４年１月１日において第１５項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　２号

(2)　平成２４年１月１日において第１６項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　１号

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

級別基準職務表

１　行政職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務
２級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務
３級	主任主事及び主任技師の職務
４級	主査の職務
５級	主幹の職務
６級	課長の職務
７級	部長の職務
８級	局長の職務

２　消防職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	消防士の職務
２級	消防士長及び消防副士長の職務
３級	相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う消防士長及び消防副士長の職務
４級	消防司令補の職務
５級	消防司令の職務
６級	課長の職務
７級	部長の職務
８級	局長の職務

３　医療職員給料表の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	技師の職務
２級	(1)　主幹の職務

	(2)　主査の職務 (3)　高度の知識、技術又は経験を必要とする技師の職務
３級	課長の職務
４級	部長の職務
５級	局長の職務

別表第２（第３条関係）

行政職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,800	190,700	223,300	258,600	283,700	316,700	396,600	448,400
	2	141,000	192,500	225,300	260,800	285,900	318,900	399,000	451,400
	3	142,200	194,300	227,300	263,000	288,100	321,100	401,400	454,400
	4	143,400	196,100	229,300	265,200	290,300	323,300	403,800	457,400
	5	144,600	197,900	231,300	267,400	292,500	325,500	406,200	460,400
	6	145,800	199,700	233,300	269,600	294,700	327,700	408,600	463,400
	7	147,000	201,500	235,300	271,800	296,900	329,900	411,000	466,400
	8	148,200	203,300	237,300	274,000	299,100	332,100	413,400	469,400
	9	149,400	205,100	239,300	276,200	301,300	334,300	415,800	472,400
	10	150,600	206,900	241,300	278,400	303,500	336,300	417,800	475,400
	11	151,800	208,700	243,300	280,600	305,700	338,300	419,800	478,400
	12	153,000	210,500	245,300	282,800	307,900	340,300	421,800	481,400
	13	154,200	212,300	247,300	285,000	310,100	342,300	423,800	484,400
	14	155,400	214,100	249,100	287,200	312,300	344,300	425,800	486,800
	15	156,600	215,900	250,900	289,400	314,500	346,300	427,800	489,200
	16	157,800	217,700	252,700	291,600	316,700	348,300	429,800	491,600
	17	159,000	219,500	254,500	293,800	318,900	350,300	431,800	494,000
	18	160,800	221,300	256,300	296,000	321,100	352,100	433,600	495,500
	19	162,600	223,100	258,100	298,200	323,300	353,900	435,400	497,000
	20	164,400	224,900	259,900	300,400	325,500	355,700	437,200	498,500
	21	166,200	226,700	261,700	302,600	327,700	357,500	439,000	500,000
	22	168,700	228,500	263,500	304,800	329,700	359,300	440,500	501,500
	23	171,200	230,300	265,300	307,000	331,700	361,100	442,000	503,000
	24	173,700	232,100	267,100	309,200	333,700	362,900	443,500	504,500
	25	176,200	233,900	268,900	311,400	335,700	364,700	445,000	506,000
	26	178,000	235,400	270,700	313,400	337,700	366,200	446,500	507,200
	27	179,800	236,900	272,500	315,400	339,700	367,700	448,000	508,400
	28	181,600	238,400	274,300	317,400	341,700	369,200	449,500	509,600
	29	183,400	239,900	276,100	319,400	343,700	370,700	451,000	510,800
	30	185,200	241,400	277,900	321,400	345,500	372,200	451,800	511,800
	31	187,000	242,900	279,700	323,400	347,300	373,700	452,600	512,800
	32	188,800	244,400	281,500	325,400	349,100	375,200	453,400	513,800
	33	190,600	245,900	283,300	327,400	350,900	376,700	454,200	514,800
	34	192,100	247,400	285,100	329,400	352,700	377,900	455,000	515,600
	35	193,600	248,900	286,900	331,400	354,500	379,100	455,800	516,400
	36	195,100	250,400	288,700	333,400	356,300	380,300	456,600	517,200
	37	196,600	251,900	290,500	335,400	358,100	381,500	457,400	518,000
	38	198,100	253,400	292,000	337,400	359,300	382,700	457,900	518,500
	39	199,600	254,900	293,500	339,400	360,500	383,900	458,400	519,000
	40	201,100	256,400	295,000	341,400	361,700	385,100	458,900	519,500
	41	202,600	257,900	296,500	343,400	362,900	386,300	459,400	520,000
	42	203,800	258,900	298,000	344,900	364,100	387,300	459,900	
	43	205,000	259,900	299,500	346,400	365,300	388,300	460,400	
	44	206,200	260,900	301,000	347,900	366,500	389,300	460,900	
	45	207,400	261,900	302,500	349,400	367,700	390,300	461,400	
	46	208,600	262,900	304,000	350,900	368,700	391,300		
	47	209,800	263,900	305,500	352,400	369,700	392,300		
	48	211,000	264,900	307,000	353,900	370,700	393,300		
	49	212,200	265,900	308,500	355,400	371,700	394,300		
	50	213,200	266,900	310,000	356,400	372,700	395,300		
	51	214,200	267,900	311,500	357,400	373,700	396,300		
	52	215,200	268,900	313,000	358,400	374,700	397,300		

	53	216, 200	269, 900	314, 500	359, 400	375, 700	398, 300			
	54	217, 200	270, 900	315, 700	360, 400	376, 500	399, 300			
	55	218, 200	271, 900	316, 900	361, 400	377, 300	400, 300			
	56	219, 200	272, 900	318, 100	362, 400	378, 100	401, 300			
	57	220, 200	273, 900	319, 300	363, 400	378, 900	402, 300			
	58	221, 200	274, 400	320, 500	364, 200	379, 700	403, 300			
	59	222, 200	274, 900	321, 700	365, 000	380, 500	404, 300			
	60	223, 200	275, 400	322, 900	365, 800	381, 300	405, 300			
	61	224, 200	275, 900	324, 100	366, 600	382, 100	406, 300			
	62	225, 200	276, 400	324, 900	367, 400	382, 900	407, 300			
	63	226, 200	276, 900	325, 700	368, 200	383, 700	408, 300			
	64	227, 200	277, 400	326, 500	369, 000	384, 500	409, 300			
	65	228, 200	277, 900	327, 300	369, 800	385, 300	410, 300			
	66	229, 200	278, 400	328, 100	370, 600	386, 100	411, 300			
	67	230, 200	278, 900	328, 900	371, 400	386, 900	412, 300			
	68	231, 200	279, 400	329, 700	372, 200	387, 700	413, 300			
	69	232, 200	279, 900	330, 500	373, 000	388, 500	414, 300			
	70	233, 000	280, 400	331, 300	373, 800	389, 300	415, 300			
	71	233, 800	280, 900	332, 100	374, 600	390, 100	416, 300			
	72	234, 600	281, 400	332, 900	375, 400	390, 900	417, 300			
	73	235, 400	281, 900	333, 700	376, 200	391, 700	418, 300			
	74	236, 200	282, 400	334, 200	376, 700	392, 200	419, 100			
	75	237, 000	282, 900	334, 700	377, 200	392, 700	419, 900			
	76	237, 800	283, 400	335, 200	377, 700	393, 200	420, 700			
	77	238, 600	283, 900	335, 700	378, 200	393, 700	421, 500			
	78	239, 400	284, 400	336, 200	378, 700	394, 200	422, 300			
	79	240, 200	284, 900	336, 700	379, 200	394, 700	423, 100			
	80	241, 000	285, 400	337, 200	379, 700	395, 200	423, 900			
	81	241, 800	285, 900	337, 700	380, 200	395, 700	424, 700			
	82	242, 600	286, 400	338, 200	380, 700	396, 200	425, 200			
	83	243, 400	286, 900	338, 700	381, 200	396, 700	425, 700			
	84	244, 200	287, 400	339, 200	381, 700	397, 200	426, 200			
	85	245, 000	287, 900	339, 700	382, 200	397, 700	426, 700			
	86	245, 500	288, 400	340, 200	382, 700	398, 200				
	87	246, 000	288, 900	340, 700	383, 200	398, 700				
	88	246, 500	289, 400	341, 200	383, 700	399, 200				
	89	247, 000	289, 900	341, 700	384, 200	399, 700				
	90	247, 500	290, 400	342, 200	384, 700	400, 200				
	91	248, 000	290, 900	342, 700	385, 200	400, 700				
	92	248, 500	291, 400	343, 200	385, 700	401, 200				
	93	249, 000	291, 900	343, 700	386, 200	401, 700				
	94		292, 400	344, 200						
	95		292, 900	344, 700						
	96		293, 400	345, 200						
	97		293, 900	345, 700						
	98		294, 400	346, 200						
	99		294, 900	346, 700						
	100		295, 400	347, 200						
	101		295, 900	347, 700						
	102		296, 400	348, 200						
	103		296, 900	348, 700						
	104		297, 400	349, 200						
	105		297, 900	349, 700						
	106		298, 400	350, 200						
	107		298, 900	350, 700						
	108		299, 400	351, 200						
	109		299, 900	351, 700						
	110		300, 400	352, 200						
	111		300, 900	352, 700						

	112		301, 400	353, 200					
	113		301, 900	353, 700					
	114		302, 400						
	115		302, 900						
	116		303, 400						
	117		303, 900						
	118		304, 400						
	119		304, 900						
	120		305, 400						
	121		305, 900						
	122		306, 400						
	123		306, 900						
	124		307, 400						
	125		307, 900						
再任用職員		189, 700	213, 300	256, 600	276, 100	290, 900	318, 000	381, 100	432, 500

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第３を別表第４とし、別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第３条関係）

消防職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,800	190,700	223,300	258,600	283,700	316,700	396,600	448,400
	2	141,000	192,500	225,300	260,800	285,900	318,900	399,000	451,400
	3	142,200	194,300	227,300	263,000	288,100	321,100	401,400	454,400
	4	143,400	196,100	229,300	265,200	290,300	323,300	403,800	457,400
	5	144,600	197,900	231,300	267,400	292,500	325,500	406,200	460,400
	6	145,800	199,700	233,300	269,600	294,700	327,700	408,600	463,400
	7	147,000	201,500	235,300	271,800	296,900	329,900	411,000	466,400
	8	148,200	203,300	237,300	274,000	299,100	332,100	413,400	469,400
	9	149,400	205,100	239,300	276,200	301,300	334,300	415,800	472,400
	10	150,600	206,900	241,300	278,400	303,500	336,300	417,800	475,400
	11	151,800	208,700	243,300	280,600	305,700	338,300	419,800	478,400
	12	153,000	210,500	245,300	282,800	307,900	340,300	421,800	481,400
	13	154,200	212,300	247,300	285,000	310,100	342,300	423,800	484,400
	14	155,400	214,100	249,100	287,200	312,300	344,300	425,800	486,800
	15	156,600	215,900	250,900	289,400	314,500	346,300	427,800	489,200
	16	157,800	217,700	252,700	291,600	316,700	348,300	429,800	491,600
	17	159,000	219,500	254,500	293,800	318,900	350,300	431,800	494,000
	18	160,800	221,300	256,300	296,000	321,100	352,100	433,600	495,500
	19	162,600	223,100	258,100	298,200	323,300	353,900	435,400	497,000
	20	164,400	224,900	259,900	300,400	325,500	355,700	437,200	498,500
	21	166,200	226,700	261,700	302,600	327,700	357,500	439,000	500,000
	22	168,700	228,500	263,500	304,800	329,700	359,300	440,500	501,500
	23	171,200	230,300	265,300	307,000	331,700	361,100	442,000	503,000
	24	173,700	232,100	267,100	309,200	333,700	362,900	443,500	504,500
	25	176,200	233,900	268,900	311,400	335,700	364,700	445,000	506,000
	26	178,000	235,400	270,700	313,400	337,700	366,200	446,500	507,200
	27	179,800	236,900	272,500	315,400	339,700	367,700	448,000	508,400
	28	181,600	238,400	274,300	317,400	341,700	369,200	449,500	509,600
	29	183,400	239,900	276,100	319,400	343,700	370,700	451,000	510,800
	30	185,200	241,400	277,900	321,400	345,500	372,200	451,800	511,800
	31	187,000	242,900	279,700	323,400	347,300	373,700	452,600	512,800
	32	188,800	244,400	281,500	325,400	349,100	375,200	453,400	513,800
	33	190,600	245,900	283,300	327,400	350,900	376,700	454,200	514,800
	34	192,100	247,400	285,100	329,400	352,700	377,900	455,000	515,600
	35	193,600	248,900	286,900	331,400	354,500	379,100	455,800	516,400
	36	195,100	250,400	288,700	333,400	356,300	380,300	456,600	517,200
	37	196,600	251,900	290,500	335,400	358,100	381,500	457,400	518,000
	38	198,100	253,400	292,000	337,400	359,300	382,700	457,900	518,500
	39	199,600	254,900	293,500	339,400	360,500	383,900	458,400	519,000
	40	201,100	256,400	295,000	341,400	361,700	385,100	458,900	519,500
	41	202,600	257,900	296,500	343,400	362,900	386,300	459,400	520,000
	42	203,800	258,900	298,000	344,900	364,100	387,300	459,900	
	43	205,000	259,900	299,500	346,400	365,300	388,300	460,400	
	44	206,200	260,900	301,000	347,900	366,500	389,300	460,900	
	45	207,400	261,900	302,500	349,400	367,700	390,300	461,400	
	46	208,600	262,900	304,000	350,900	368,700	391,300		
	47	209,800	263,900	305,500	352,400	369,700	392,300		
	48	211,000	264,900	307,000	353,900	370,700	393,300		
	49	212,200	265,900	308,500	355,400	371,700	394,300		
	50	213,200	266,900	310,000	356,400	372,700	395,300		
	51	214,200	267,900	311,500	357,400	373,700	396,300		
	52	215,200	268,900	313,000	358,400	374,700	397,300		

	53	216, 200	269, 900	314, 500	359, 400	375, 700	398, 300			
	54	217, 200	270, 900	315, 700	360, 400	376, 500	399, 300			
	55	218, 200	271, 900	316, 900	361, 400	377, 300	400, 300			
	56	219, 200	272, 900	318, 100	362, 400	378, 100	401, 300			
	57	220, 200	273, 900	319, 300	363, 400	378, 900	402, 300			
	58	221, 200	274, 400	320, 500	364, 200	379, 700	403, 300			
	59	222, 200	274, 900	321, 700	365, 000	380, 500	404, 300			
	60	223, 200	275, 400	322, 900	365, 800	381, 300	405, 300			
	61	224, 200	275, 900	324, 100	366, 600	382, 100	406, 300			
	62	225, 200	276, 400	324, 900	367, 400	382, 900	407, 300			
	63	226, 200	276, 900	325, 700	368, 200	383, 700	408, 300			
	64	227, 200	277, 400	326, 500	369, 000	384, 500	409, 300			
	65	228, 200	277, 900	327, 300	369, 800	385, 300	410, 300			
	66	229, 200	278, 400	328, 100	370, 600	386, 100	411, 300			
	67	230, 200	278, 900	328, 900	371, 400	386, 900	412, 300			
	68	231, 200	279, 400	329, 700	372, 200	387, 700	413, 300			
	69	232, 200	279, 900	330, 500	373, 000	388, 500	414, 300			
	70	233, 000	280, 400	331, 300	373, 800	389, 300	415, 300			
	71	233, 800	280, 900	332, 100	374, 600	390, 100	416, 300			
	72	234, 600	281, 400	332, 900	375, 400	390, 900	417, 300			
	73	235, 400	281, 900	333, 700	376, 200	391, 700	418, 300			
	74	236, 200	282, 400	334, 200	376, 700	392, 200	419, 100			
	75	237, 000	282, 900	334, 700	377, 200	392, 700	419, 900			
	76	237, 800	283, 400	335, 200	377, 700	393, 200	420, 700			
	77	238, 600	283, 900	335, 700	378, 200	393, 700	421, 500			
	78	239, 400	284, 400	336, 200	378, 700	394, 200	422, 300			
	79	240, 200	284, 900	336, 700	379, 200	394, 700	423, 100			
	80	241, 000	285, 400	337, 200	379, 700	395, 200	423, 900			
	81	241, 800	285, 900	337, 700	380, 200	395, 700	424, 700			
	82	242, 600	286, 400	338, 200	380, 700	396, 200	425, 200			
	83	243, 400	286, 900	338, 700	381, 200	396, 700	425, 700			
	84	244, 200	287, 400	339, 200	381, 700	397, 200	426, 200			
	85	245, 000	287, 900	339, 700	382, 200	397, 700	426, 700			
	86	245, 500	288, 400	340, 200	382, 700	398, 200				
	87	246, 000	288, 900	340, 700	383, 200	398, 700				
	88	246, 500	289, 400	341, 200	383, 700	399, 200				
	89	247, 000	289, 900	341, 700	384, 200	399, 700				
	90	247, 500	290, 400	342, 200	384, 700	400, 200				
	91	248, 000	290, 900	342, 700	385, 200	400, 700				
	92	248, 500	291, 400	343, 200	385, 700	401, 200				
	93	249, 000	291, 900	343, 700	386, 200	401, 700				
	94		292, 400	344, 200						
	95		292, 900	344, 700						
	96		293, 400	345, 200						
	97		293, 900	345, 700						
	98		294, 400	346, 200						
	99		294, 900	346, 700						
	100		295, 400	347, 200						
	101		295, 900	347, 700						
	102		296, 400	348, 200						
	103		296, 900	348, 700						
	104		297, 400	349, 200						
	105		297, 900	349, 700						
	106		298, 400	350, 200						
	107		298, 900	350, 700						
	108		299, 400	351, 200						
	109		299, 900	351, 700						
	110		300, 400	352, 200						
	111		300, 900	352, 700						

	112		301,400	353,200					
	113		301,900	353,700					
	114		302,400						
	115		302,900						
	116		303,400						
	117		303,900						
	118		304,400						
	119		304,900						
	120		305,400						
	121		305,900						
	122		306,400						
	123		306,900						
	124		307,400						
	125		307,900						
再任用職員		189,700	213,300	256,600	276,100	290,900	318,000	381,100	432,500

備考　この表は、消防吏員に適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

２　平成２８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第１又は別表第２の給料表の適用を受けていた職員で、その属していた職務の級（以下「旧級」という。）が７級、８級及び９級であったものの切替日における職務の級は、それぞれ６級、７級及び８級とする。

（号給の切替え）

３　前項の適用を受ける職員の切替日における号給は、旧級が８級及び９級であった職員の号給については切替日の前日においてそのものが受けていた号給とし、旧級が７級であった職員の号給については人事委員会が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事

委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替えに伴う経過措置）

５　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額（切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額と改正前の条例附則第９項の規定、熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年条例第４号）附則第８項から第１０項までの規定又はこの条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２３年条例第８号）附則第７項から第９項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間においては、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第９項の規定の適用を受ける職員又はこの条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２３年条例第８号）附則第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、３，２００円（差額相当額が３，２００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）を給料として支給する。

６　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

７　切替日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

８　前３項の規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第８条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例（平成２８年条例第３４号）附則第５項から第７項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（昇給に関する経過措置）

９　改正後の条例第４条第５項の規定の適用を受ける職員については、平成３０年３月３１日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

（人事委員会規則への委任）

１０　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

１１　熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

（平成２８年４月１日における号給の調整）

２０　次の各号に掲げる職員の平成２８年４月１日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、人事委員会規則で定める号給数を加えた号給とする。

(1)　平成１９年１月１日において第１２項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　１号

(2)　平成２０年１月１日において第１２項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　１号

（平成２９年４月１日における号給の調整）

２１　次の各号に掲げる職員の平成２９年４月１日における号給については、それぞれ当該各号に定める号給数を上限として、人事委員会規則で定める号給数を加えた号給とする。

(1)　平成２１年１月１日において第１２項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定め

る職員　１号

(2)　平成２２年１月１日において第１２項の規定の適用を受けた職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員　１号

１２　熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２３年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「相当する額」の次に「（以下この項において「差額相当額」という。）（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までにあっては３，２００円（差額相当額が３，２００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までにあっては６，４００円（差額相当額が　６，４００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までにあっては９，６００円（差額相当額が９，６００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日までにあっては１２，８００円（差額相当額が１２，８００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３４年４月１日以降にあっては１６，０００円（差額相当額が１６，０００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）」を加える。

１３　熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出し及び同項中「平成３０年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改める。

条　例　第　３５　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

３７７，０００
４２６，０００
４７９，０００
５４２，０００
６１８，０００
７２２，０００
８４５，０００

」

を

「

３７１，０００
４１９，０００
４７１，０００
５３２，０００
６０７，０００
７０９，０００
８２９，０００

」

に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３６　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表３の項第５号中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同表５の項第４号中「観光文化交流局」を「経済観光局」に改め、同表中７の項を削り、８の項を７の項とし、同表９の項第２号中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同項を同表８の項とし、同表１０の項中

「

(5)　消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和６２年法律第９３号）第２条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	日額　4,000円

」

を

「

(5)　消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和６２年法律第９３号）第２条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	日額　4,000円

(6)　消防局に勤務する救急救命士が救急救命に関する業務に直接従事したとき。	１当務につき800円

」

に改め、同項を同表９の項とし、同表１１の項中「月額８４，０００円」を「日額４，２００円」に改め、同項を同表１０の項とする。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３７　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「次条第２項、第５条第１項」を「以下この項、次条第２項、第５条第１項第４号」に改める。

第６条の４第１項第１号中「５０，０００円」を「６５，０００円」に改め、同項第２号中「４５，８５０円」を「５９，５５０円」に改め、同項第３号中「４１，７００円」を「５４，１５０円」に改め、同項第４号中「３３，３５０円」を「４３，３５０円」に改め、同項第５号中「２５，０００円」を「３２，５００円」に改め、同項第６号中「２０，８５０円」を「２７，１００円」に改め、同項第７号中「１６，７００円」を「２１，７００円」に改め、同条第４項第１号を削り、同項第２号中「前号」を「第１項」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同項第４号中「第１号」を「第１項」に改め、同号を同項第３号とし、同項第５号を同項第４号とする。

第７条第５項第２号中「第５５条」を「第８条第３項」に改める。

第８条の２第９項第４号中「除く」の次に「。第１１項第２号において同じ」を加え、同条第１１項第１号中「応募者」を「応募」に改め、同項第２号中「（第９項第４号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第１６項第３号中「前項」を「第１３項若しくは前項」に改め、同項第４号中「第９項第４号に規定する」を削る。

第１０条第２項中「すべて」を「全て」に改め、同条第１１項第４号中「第５６条の２第３項」を「第５６条の３第３項」に改める。

第１３条第１項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第４項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条第１項又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改め、同条第５項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第１４条の見出し及び同条第１項第１号、第１５条第１項第１号並びに第１７条第４項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第１１項中「給料月額は」の次に「、平成２８年３月３１日までの間」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員が退職した場合における退職手当の額は、熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２０年条例第４号。以下「平成２０年改正条例」という。）附則第２条の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定された額のうち、いずれか多い額とする。

(1)　平成２０年改正条例附則第２条の規定により同条第１項の新制度適用職員に支給すべきものとされた額

(2)　職員であって、施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとしたときの施行日の前日における給料月額及び退職の日までの勤続期間を基礎として、この条例による改正前の熊本市職員の退職手当に関する条例第２条の４から第５条の４まで及び第６条から第６条の５まで並びに熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成７年条例第５０号）附則第５項から第８項までの規定により計算した額

３　次の各号に掲げる職員についての前項の規定の適用については、同項第２号中「給料月額」とあるのは、当該各号に定める額とする。

(1)　熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２３年条例第８号。以下「平成２３年一般職給与条例改正条例」という。）附則第７項及び第８項の規定の適用を受けている者　平成２３年一般職給与条例改正条例の施行の日の前日におけるその者の給料月額に１００分の９９．６４（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）別表第２の行政職員給料表又は同条例別表第３の消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以下であるものにあっては、１００分の９９．７９）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（退職日給料月額と平成２３年一般職給与条例改正条例附則第８項の規定により給料として支給される額との合計額が当該乗じて得た額に達しない者にあっては、当該合計額）

(2)　平成２３年一般職給与条例改正条例附則第９項の規定の適用を受けている者　前号に規定する額に相当するものとして規則で定める額

４　この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例第１３条第４項の規定は、施行日以後の支払差止処分に対する取消しの申立てについて適用し、同日前の支払差止処分に対する取消しの申立てについては、なお従前の例による。

条　例　第　３８　号

平成２８年 ３ 月２４日

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成２６年条例第７６号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の」を「人事委員会規則の定めるところにより、」に改め、同条第２項を削る。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　３９　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開・個人情報保護審議会委員及び情報公開・個人情報保護審議会専門委員	日額　10,000円

」

を

「

情報公開・個人情報保護審議会の委員及び専門委員	日額　10,000円
行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項の機関の委員及び専門委員	日額　10,000円

」

に、

「

社会福祉審議会委員	日額　10,000円

」

を

「

社会福祉審議会委員	日額　10,000円
家庭・女性相談員	月額　161,900円以内

」

に改め、同表国民健康栄養調査員の項中「８，７４０円」を「８，８００円」に改め、同表自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「１２，１１０円」を「１２，１５０円」に改め、同表母子・父子自立支援員の項中「１５９，８００円」を「１６１，９００円」に改め、同表児童館児童厚生員の項中「１５３，０００円」を「１５５，１００円」に改め、同表児童相談所心理判定員の項中「１５９，８００円」を「１６１，９００円」に改め、同表中

「

家庭・女性相談員	月額　159,800円以内
就学指導委員会委員	日額　10,000円以内

」

を

「

就学支援委員会委員	日額　10,000円以内

」

に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４０　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和３３年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「監査委員」の次に「、企業管理者」を加え、「とき、」を「ときに」に改める。

第２条第１項第２号中「選考により」を削る。

第３条第２項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第５項中「出発前に」の次に「次条第３項の規定により」を加え、「取消」を「取消し」に改め、「支給する」の次に「ことができる」を加える。

第４条第１項中「旅行は」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により」に改め、同項に次の２号を加える。

(1)　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

(2)　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼

第４条第３項中「第５条第１項又は」を「自ら又は次条第１項若しくは」に改め、同条第４項中「旅行に関し必要な」を「旅行に関する」に改める。

第９条第１項中「同一地域」を「同一の地域」に改め、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を、「、その」の次に「地域に」を加え、「額、」を「額を、」に改め、同条第２項中「同一地域」を「同一の地域」に改める。

第１１条第１項中「者及び」を「旅行者及び」に、「しようとする者」を「しようとするもの」に改める。

第１２条中「定額」を「額」に改める。

第１６条第２項中「区分計算する」を「区分計算をする」に改める。

第１８条第２項中「水路旅行」の次に「及び航空旅行」を加え、「上陸して」を「上陸し、又は着陸して」に改める。

第２０条第１項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改める。

第２２条第１項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第１号中「に規定する」を「のアからウまでに掲げる」に改め、同号ア及びウ並びに同項第２号中「宿泊料」の次に「、食卓料」を加える。

第２４条第１項中「の各号に規定する」を「に掲げる」に改める。

第２６条第１項中「船車」を「交通機関、宿泊施設等」に、「、その他」を「その他」に、「超えて」を「超えた旅費又は通常必要としない旅費を」に、「については旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改める。

第２８条中「定めてない」を「定めのない」に改める。

第２９条中「この条例の実施」を「この条例に定めるもののほか、この条例の施行」に改める。

別表第１中「別表第１」を「別表第１（第１３条、第１４条、第１７条、第１８条、第１９条、第２１条関係）」に、「８級及び９級」を「７級及び８級」に、「７級」を「６級」に改める。

別表第２中「別表第２」を「別表第２（第２０条関係）」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市職員等の旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

条　例　第　４１　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市職員の退職管理に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２第８項並びに第３８条の６第１項及び第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第３８条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和２３年法律第１２０号）第２１条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第３８条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第８項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第１項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（市長への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第３８条の２第３項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算

法人（同条第２項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第１０条第２項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後２年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、市長に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（市長による公表）

第４条　市長は、毎年度、前条の規定による届出について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４２　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成１６年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「いう。）」の次に「又は被害者の監護等を行う者で区長が認めるもの（第２号及び第４号に掲げる場合に限る。以下「監護者」という。）」を加え、同項第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する保護者がその監護する児童（１８歳に満たない者をいう。）について行う同条各号に掲げる行為

第３条第２項中「被害者」の次に「又は監護者」を加える。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４３　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第１条　熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

５　第２項及び第３項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第２条　熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「事務は、」の次に「別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加え、同条第５項中「第２項及び第３項」を「第２項から第４項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　別表第１の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事

務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第４条第１項中「別表」を「別表第２」に改める。

別表中

「

市長	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」

を

「

1　市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2　市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改め、同表に次のように加える。

3　市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表を別表第２とし、附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第３条関係）

機関	事務
１　市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
２　市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
３　市長	重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
４　市長	ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
５　市長	在宅の高齢者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
６　市長	在宅の障害者に対する住宅の改造に係る経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
７　市長	介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
８　市長	要介護状態にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対する紙おむつその他の介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
９　市長	重度障害者に対するタクシーの利用に係る料金の助成に関する事務であって規則で定めるもの
１０　市長	重度障害者に対する日常生活で利用する自動車の運行に係る燃料費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

１１　市長	園児に係る入園料及び保育料の減免を実施した私立幼稚園の設置者に対する当該減免に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
１２　教育委員会	学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による児童生徒の保護者に対する就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
１３　教育委員会	小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附　則

１　この条例は、平成２９年１月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

２　市長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

条　例　第　４４　号

平成２８年　３　月２４日

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市立野外教育施設条例の一部改正）

第１条　熊本市立野外教育施設条例（昭和５０年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「義務教育学校の児童及び生徒並びに」を「小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者及び」に改め、同条第２号中「義務教育学校の児童又は生徒」を「小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同条第３号中「その他」を「前２号に掲げるもののほか、」に改める。

（熊本市立学校施設使用条例の一部改正）

第２条　熊本市立学校施設使用条例（平成５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第３項中「児童」の次に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部

を次のように改正する。

第７条の３第１項第１号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）」を加え、同項第２号中「小学校」を「小学校等」に改める。

第７条の４第１項、第２項及び第３項中「小学校」を「小学校等」に改める。

（熊本市軌道条例の一部改正）

第４条　熊本市軌道条例（平成１３年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号ア中「中学生」を「中学校又はこれに準ずるものに就学している者」に改め、同号イ中「小学生」を「小学校又はこれに準ずるものに就学している者」に改める。

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第５１条第２項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

第５４条第２項第５号、第６０条第９号及び第１１０条第８号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第４号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４５　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第３条中「正規の勤務時間」を「、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）第７条の２第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第４条第１項中「基き」を「基づき」に改め、「標準的な」を削り、「人事委員会規則で定める」を「級別基準職務表（別表第１）に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

第４条第２項第１号中「教育職給料表(1)」の次に「（別表第２）」を加え、同項第２号中「教育職給料表(2)」の次に「（別表第３）」を加え、同条第３項中「すべて」を「全て」に改め、「人事委員会が定める基準に従い」を削る。

第４条の２中「熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第５条第５項中「の前項の規定の適用については、同項中「４号給（教育職給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が４級であるものにあっては、３号給）」

とあるのは「２号給」」を「に第３項の規定により昇給させる場合は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、その場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改め、同条第８項中「前項」の次に「まで」を加える。

第６条第１項ただし書中「勤務時間条例第８条に規定する祝日法による」を「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する」に改め、「単に」を削り、同条第２項中「離職」を「離職し、」に改め、同条第３項中「第６条」を「第５条の２」に改め、「第１９条」の次に「、第２０条、第２５条、第２６条」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「一般職の給与条例」を加える。

第６条の２を削る。

第７条第１項中「第１８条」を「第１７条本文」に、「なる」を「される」に改め、同条第５項中「勤務」を「職務」に改める。

第７条の２第３号及び第４号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第７条の３第１項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第２項中「前項の規定による期末手当の支給の」を削り、「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改め、同条第３項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第８条第１項中「同様」を「、同様」に改め、同条第４項中「「第８条第３項」を「、「第８条第３項」に改める。

第９条を次のように改める。

第９条　削除

第１０条第２項中「額は、その者」を「月額は、その支給を受ける職員の属する職務の級における最高の号給」に、「１００分の１６」を「１００分の２５」に、「範囲」を「範囲内」に改め、「定める」の次に「額とする」を加える。

第１１条第１項中「校務又は園務」を「公務」に改める。

第１２条第１項中「の職員」を「である職員」に改め、「の各号」を削り、同項第４号中「、人事委員会が定める時間」を「人事委員会が定めるものに該当するもの」に改め、同条第２項中「前項の手当の額は、」を「教員特殊業務手当の額は、次の各

号に掲げる」に、「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第４号イ中「時間が」の次に「引き続き２時間以上」を加え、同条第３項中「教員特殊業務手当」を「前２項に定めるもののほか、教員特殊業務手当」に改める。

第１４条第１項中「次に掲げる主任等で」を「、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる者として教育委員会が定める者であって、」に改め、同項第１号を削り、同条第２項中「前項の手当の額は、」を「教育業務連絡指導手当の額は、前項の」に改める。

第１５条第２項中「前項に規定する手当の額は、月額」を「特別支援教育担当手当の月額は、」に改め、同条第３項中「第１項に規定する手当」を「特別支援教育担当手当」に、「疾ぺい」を「疾病」に、「教育長」を「委員会」に、「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第４項中「第２項に規定する手当の額は、同項」を「特別支援教育担当手当の月額は、第２項」に、「手当の額に」を「額に」に改める。

第１６条第１項中「高等学校及び総合ビジネス専門学校の入学学力検査問題」を「市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校の入学学力検査に係る問題」に改め、同条第２項中「前項の手当の額は、」を「学力検査手当の額は、前項に規定する業務を行った時間」に改める。

第１８条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「人事委員会が規則」を「人事委員会規則」に改める。

附則第１２項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（平成２４年３月３１日までの間における住居手当に関する経過措置）」を付し、附則第１３項に見出しとして「（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）」を付する。

別表を削り、附則の次に別表として次の３表を加える。

別表第１（第４条第１項関係）

級別基準職務表

１　教育職給料表(1)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	市立高等学校の助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者に限る。）の職務
２級	市立高等学校の教諭及び養護教諭の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者を除く。）の職務
３級	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校の教頭の職務
４級	市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校の校長の職務

２　教育職給料表(2)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	市立幼稚園の助教諭及び講師の職務並びに市立小学校及び市立中学校の講師の職務
２級	市立幼稚園の教諭の職務
３級	市立幼稚園の園長の職務

別表第２（第４条第２項第１号関係）

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	153,600	197,900	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	391,300	469,400

		34	215,800	269,400	393,000	470,100
		35	217,600	271,600	394,600	470,800
		36	219,400	273,700	396,400	471,500
		37	221,000	276,000	397,600	472,100
		38	222,800	278,000	399,100	
		39	224,600	280,000	400,500	
		40	226,400	282,000	401,900	
		41	228,100	283,900	403,600	
		42	229,800	286,400	405,000	
		43	231,400	288,700	406,300	
		44	233,000	291,200	407,800	
		45	234,600	293,400	409,400	
		46	236,000	295,900	410,700	
		47	237,300	298,300	412,200	
		48	238,600	301,000	413,800	
		49	240,100	303,400	415,500	
		50	241,600	305,800	416,900	
		51	242,800	308,300	418,500	
		52	244,300	310,700	420,000	
		53	245,600	313,100	421,700	
		54	246,800	315,300	423,200	
		55	248,200	317,400	424,800	
		56	249,400	319,600	426,400	
		57	250,700	321,900	427,900	
		58	251,800	324,000	429,400	
		59	253,000	326,200	430,600	
		60	254,200	328,200	431,800	
		61	255,500	330,400	433,000	
		62	256,900	332,500	434,300	
		63	258,300	334,700	435,600	
		64	259,500	336,900	436,800	
		65	260,900	338,800	438,000	
		66	262,400	341,000	439,200	
		67	264,000	343,100	440,400	
		68	265,700	345,300	441,600	
		69	267,200	347,300	442,800	
		70	268,600	349,200	444,000	
		71	270,000	351,300	445,200	
		72	271,500	353,300	446,400	
		73	272,600	355,100	447,500	
		74	274,000	357,000	448,100	

		75	275,400	358,800	448,600		
		76	276,700	360,700	449,100		
		77	278,100	362,600	449,600		
		78	279,300	364,300			
		79	280,500	366,000			
		80	281,700	367,600			
		81	282,900	369,100			
		82	284,100	370,600			
		83	285,300	372,100			
		84	286,500	373,500			
		85	287,700	374,600			
		86	288,800	376,000			
		87	290,000	377,400			
		88	291,200	378,700			
		89	292,400	380,000			
		90	293,500	381,300			
		91	294,700	382,500			
		92	295,900	383,800			
		93	296,700	385,100			
		94	297,700	386,200			
		95	298,800	387,500			
		96	300,000	388,700			
		97	301,000	390,100			
		98	302,100	391,100			
		99	303,100	392,200			
		100	304,200	393,200			
		101	305,100	394,100			
		102	306,200	395,100			
		103	307,300	396,200			
		104	308,300	397,300			
		105	308,900	398,000			
		106	309,800	398,900			
		107	310,600	399,800			
		108	311,400	400,700			
		109	312,300	401,500			
		110	312,700	402,400			
		111	313,100	403,200			
		112	313,600	404,000			
		113	314,200	404,600			
		114	314,600	405,300			

	115	315,100	406,000		
	116	315,600	406,700		
	117	316,200	407,300		
	118	316,700	407,800		
	119	317,100	408,200		
	120	317,600	408,600		
	121	318,100	409,000		
	122	318,500	409,300		
	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		
	138	323,500	413,300		
	139	323,800	413,600		
	140	324,100	413,800		
	141	324,300	414,000		
	142	324,500	414,300		
	143	324,800	414,600		
	144	325,000	414,800		
	145	325,300	415,000		
	146	325,500			
	147	325,800			
	148	326,100			
	149	326,300			
	150	326,500			
	151	326,800			
	152	327,100			
	153	327,300			

再任用職員		232,800	273,100	329,900	414,000

備考

1　この表は、市立高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員に適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第４条第２項第２号関係）

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300
	2	155,100	171,600	289,900
	3	156,600	173,700	292,800
	4	158,100	175,900	295,400
	5	159,800	177,900	297,900
	6	161,700	180,100	300,300
	7	163,500	182,300	302,700
	8	165,300	184,500	305,100
	9	167,100	186,800	307,600
	10	169,200	189,600	310,300
	11	171,200	192,300	313,000
	12	173,200	195,000	315,900
	13	175,200	197,900	318,500
	14	177,400	199,600	320,500
	15	179,600	201,200	322,600
	16	181,800	202,900	324,900
	17	184,100	204,700	327,200
	18	186,700	206,400	329,400
	19	189,200	208,100	331,700
	20	191,700	209,700	333,900
	21	194,200	211,500	336,200
	22	195,900	213,400	338,400
	23	197,600	215,300	340,700
	24	199,300	217,200	343,000
	25	200,800	218,900	345,000
	26	202,400	220,900	346,800
	27	204,000	222,900	348,700
	28	205,500	224,900	350,600
	29	207,200	226,800	352,500
	30	208,900	229,500	354,300
	31	210,600	232,200	356,000
	32	212,300	234,900	357,900
	33	213,800	237,500	359,600
	34	215,500	240,300	361,300

		35	217,200	242,900	363,000
		36	218,900	245,600	364,800
		37	220,400	248,100	366,700
		38	222,100	250,600	368,200
		39	223,800	253,100	369,800
		40	225,500	255,500	371,400
		41	227,100	258,200	372,700
		42	228,800	260,600	374,100
		43	230,400	262,800	375,500
		44	232,000	265,000	377,000
		45	233,700	267,200	378,500
		46	235,200	269,400	380,100
		47	236,600	271,600	381,700
		48	238,000	273,700	383,200
		49	239,400	276,000	384,600
		50	240,800	278,000	386,100
		51	242,300	280,000	387,600
		52	243,500	282,000	389,000
		53	244,700	283,900	390,200
		54	246,100	286,400	391,500
		55	247,400	288,700	392,600
		56	248,600	291,200	393,700
		57	249,900	293,400	395,100
		58	251,100	295,900	396,300
		59	252,200	298,300	397,500
		60	253,400	301,000	398,800
		61	254,800	303,400	400,000
		62	256,100	305,800	401,000
		63	257,300	308,300	402,400
		64	258,300	310,700	403,700
		65	259,300	313,100	404,900
		66	260,700	315,300	406,000
		67	262,200	317,400	407,200
		68	263,700	319,600	408,300
		69	265,300	321,900	409,300
		70	266,800	324,000	410,500
		71	268,300	326,200	411,700
		72	269,800	328,200	412,900
		73	271,000	330,400	413,500
		74	272,200	332,500	414,300
		75	273,500	334,700	415,000

		76	274,800	336,900	415,500
		77	276,200	338,700	415,800
		78	277,300	340,600	416,200
		79	278,500	342,500	416,600
		80	279,700	344,300	417,000
		81	281,000	346,100	417,300
		82	281,900	347,900	417,700
		83	283,100	349,600	418,100
		84	284,300	351,400	418,400
		85	285,300	352,800	418,700
		86	286,200	354,400	419,100
		87	287,200	355,900	419,500
		88	288,200	357,400	419,800
		89	289,300	358,800	420,100
		90	290,200	360,100	420,400
		91	291,100	361,500	420,700
		92	292,000	362,900	420,900
		93	292,500	364,400	421,100
		94	293,200	365,700	
		95	293,900	367,000	
		96	294,700	368,200	
		97	295,500	369,200	
		98	296,300	370,200	
		99	297,100	371,200	
		100	297,800	372,200	
		101	298,700	373,100	
		102	299,200	374,100	
		103	299,700	375,100	
		104	300,200	376,100	
		105	300,400	376,900	
		106	300,800	377,800	
		107	301,100	378,700	
		108	301,300	379,700	
		109	301,500	380,500	
		110	301,700	381,500	
		111	302,000	382,500	
		112	302,300	383,500	
		113	302,500	384,100	
		114	302,700	385,000	
		115	302,900	385,900	
		116	303,200	386,800	

		117	303,500	387,600		
		118	303,800	388,300		
		119	304,100	389,100		
		120	304,400	389,900		
		121	304,500	390,500		
		122	304,700	391,300		
		123	305,000	392,000		
		124	305,300	392,700		
		125	305,500	393,300		
		126		394,000		
		127		394,500		
		128		395,100		
		129		395,800		
		130		396,400		
		131		396,900		
		132		397,400		
		133		397,700		
		134		398,000		
		135		398,300		
		136		398,600		
		137		398,900		
		138		399,200		
		139		399,500		
		140		399,800		
		141		400,100		
		142		400,400		
		143		400,700		
		144		401,000		
		145		401,200		
		146		401,500		
		147		401,800		
		148		402,000		
		149		402,200		
		150		402,500		
		151		402,800		
		152		403,000		
		153		403,200		
		154		403,500		
		155		403,800		
		156		404,000		
		157		404,200		

再任用職員		224,000	269,900	323,200

備考

１　この表は、市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師並びに市立小学校及び市立中学校の講師に適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の給料月額は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算した額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（給料に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成３１年３月３１日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

３　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

４　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

５　前３項の規定による給料を支給される職員に対するこの条例による改正後の熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１０条第２項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第４５号）附則第２項から第４項までの規定による給料の額との合計額」とする。

６　附則第２項から第４項までの規定による給料を支給される職員に対する熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和４６年条例第６１号。次項において「特別措置条例」という。）第３条第１項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第４５号）附則第２項から第４項までの規定による給料の額との合計額」とする。

７　前項の規定は、特別措置条例第４条の規定により同条第３号に掲げる条例及びこれに基づく人事委員会規則又は規則の規定の適用について特別措置条例第３条第１項の教職調整額を給料とみなす場合については、適用しない。

８　附則第２項から第４項までの規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第８条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第４５号）附則第２項から第４項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（昇給に関する経過措置）

９　改正後の条例第５条第５項の規定の適用を受ける職員については、平成３０年３月３１日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

（人事委員会規則への委任）

１０　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

１１　熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１６条の表第６条第３項の項を次のように改める。

第６条第３項	第１５条、第１９条、第２０条、第２５条、第２６条及び第２７条第１項	第１９条、第２０条、第２５条及び第２７条第１項の規定並びに熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）第１５条の規定により読み替えられた一般職の給与条例第１５条及び第２６条

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

１２　熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項中「「第６条」を「「第５条の２」に改める。

条　例　第　４６　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和４６年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

第３条第１項中「別表の教育職給料表(1)又は」を「別表第２の教育職給料表(1)又は給与条例別表第３の」に改める。

第４条中「人事委員会規則」の次に「又は規則」を加える。

第５条第１項中「割振り」を「割り振り」に、「休日等（一般職の給与条例」を「熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）」に改め、「をいう。）」を削り、「含むものとする」を「含む」に改め、同条第２項中「場合で」の次に「あって」を加え、「緊急に」を「緊急の」に改める。

第６条中「教員に」の次に「ついて」を加える。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４７　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第１条　熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８５号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針（第１１４条・第１１５条）

第２款　人員に関する基準（第１１６条・第１１７条）

第３款　設備に関する基準（第１１８条・第１１９条）

第４款　運営に関する基準（第１２０条－第１３１条）」

を

「第５節　削除」

に改める。

第８５条第５号中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第１００条第１項第３号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項第３号」を「前項第３号」に改め、

「（第２項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「及び第２項」を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条中第６項を第５項とし、第７項を第６項とし、第８項を第７項とする。

第１０２条第２項第１号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第７章第５節を次のように改める。

第５節　削除

第１１４条から第１３１条まで　削除

第１３２条第１項第３号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「及び第１３４条」を加え、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項第３号」を「前項第３号」に改め、「（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第２項とし、同条第４項中「及び第２項」を削り、同項を同条第３項とし、同条第５項中「前各項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条中第６項を第５項とし、第７項を第６項とする。

第１３４条第２項第１号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第１８２条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第２４６条第３項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第４項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　指定訪問介護

(2)　指定訪問看護

(3)　指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。附則第２条において「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中

「　第４節　運営に関する基準（第５１条－第６０条）　」

を

「　第４節　運営に関する基準（第５１条－第６０条）

第３章の２　地域密着型通所介護

第１節　基本方針（第６０条の２）

第２節　人員に関する基準（第６０条の３・第６０条の４）

第３節　設備に関する基準（第６０条の５）

第４節　運営に関する基準（第６０条の６－第６０条の２０）

第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針（第６０条の２１・第６０条の２２）

第２款　人員に関する基準（第６０条の２３・第６０条の２４）

第３款　設備に関する基準（第６０条の２５・第６０条の２６）

第４款　運営に関する基準（第６０条の２７－第６０条の３８）　」

に改める。

第１４条中「及び第６８条」を「、第６０条の６、第６０条の２８及び第６０条の２９」に改める。

第１６条及び第１７条中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第３０条第２項中「この章」を「この節」に改める。

第３９条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村」を「本市」に改める。

第５５条第２項中「この章」を「この節」に改める。

第３章の次に次の１章を加える。

第３章の２　地域密着型通所介護

第１節　基本方針

第６０条の２　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第６０条の３　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

(2)　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

(3)　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）

で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして本市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4)　機能訓練指導員　１以上

2　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であって

その提供が同時に１又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定地域密着型通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６０条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第６０条の５　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障が

ない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2)　相談室　遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

５　指定地域密着型通所介護事業者が第６０条の３第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、本市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第６０条の６　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第６０条の７　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地

域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　おむつ代

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。

５　指定地域密着型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第６０条の８　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、その提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

３　前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2)　指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4)　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6)　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第６０条の１０　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、

当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第６０条の１１　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第６０条の１２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定地域密着型通所介護の利用定員

(5)　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービス利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第６０条の１３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第６０条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第６０条の１５　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第６０条の１６　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第６０条の１７　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の

４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

５　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第６０条の１８　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、第６０条の５第４項の指定地域密着型通所

介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第６０条の１９　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　地域密着型通所介護計画

(2)　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　次条において準用する第２８条に規定する市町村への通知に係る記録

(4)　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6)　第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第６０条の２０　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第４３条及び第５４条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第６０条の１２に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第５節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第６０条の２１　第１節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第６０条の３１に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第６０条の２２　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

２　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第６０条の２３　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が１．５に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

２　前項の療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第６０条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第３款　設備に関する基準

（利用定員）

第６０条の２５　指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を９人以下とする。

（設備及び備品等）

第６０条の２６　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、６．４平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第６０条の２７　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第６０条の３４に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第６０条の３２第１項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第６０条の３５第１項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　第９条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第６０条の２８　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第６０条の２９　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

３　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用

者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第６０条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2)　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3)　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4)　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5)　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

（療養通所介護計画の作成）

第６０条の３１　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第

７４条第１項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成１２年厚生省令第８０号）第１７条第１項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（緊急時等の対応）

第６０条の３２　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

３　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第６０条の３５第１項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

４　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

５　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第６０条の３３　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

３　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

４　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

５　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第６０条の３４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定療養通所介護の利用定員

(5)　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービス利用に当たっての留意事項

(8)　非常災害対策

(9)　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第６０条の３５　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

２　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

３　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第６０条の３６　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、おおむね６月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第６０条の３７　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　療養通所介護計画

(2)　前条第２項に規定する検討の結果についての記録

(3)　次条において準用する第２０条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4)　次条において準用する第２８条に規定する市町村への通知に係る記録

(5)　次条において準用する第３８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(6)　次条において準用する第６０条の１８第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第６０条の３８　第１０条から第１３条まで、第１６条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第４３条、第６０条の７（第３項第２号を除く。）、第６０条の８及び第６０条の１３から第６０条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６０条の２６第４項」と読み替えるものとする。

第６１条中「（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第６６条第１項中「第８条第１９項」を「第８条第２０項」に改め、同条第２項中「第８条第２４項」を「第８条第２５項」に改める。

第６８条及び第６９条を次のように改める。

第６８条及び第６９条　削除

第７０条第２項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第７３条を次のように改める。

第７３条　削除

第７４条第４号中「。第７６条において同じ」を削る。

第７５条から第７９条までを次のように改める。

第７５条から第７９条まで　削除

第７９条の２を削る。

第８０条第２項第５号中「前条第２項」を「次条において準用する第６０条の１８第２項」に改め、同項に次の１号を加える。

(6)　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第８１条中「及び第５４条」を「、第５４条、第６０条の６、第６０条の７、第６０条の１１及び第６０条の１３から第６０条の１８まで」に、「読み替える」を「、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６４条第４項」と読み替える」に改める。

第８８条中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第１０６条を次のように改める。

第１０６条　削除

第１０８条第２項第８号中「第１０６条第２項」を「次条において準用する第６０条の１７第２項」に改める。

第１０９条中「第７３条、第７５条及び第７８条」を「第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６及び第６０条の１７」に、「第７３条第２項」を「第６０条の１１第２項」に、「第７５条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第６０条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第１１０条中「第８条第１９項」を「第８条第２０項」に改める。

第１２８条第２項第７号中「第１０６条第２項」を「第６０条の１７第２項」に改める。

第１２９条中「第７３条、第７８条」を「第６０条の１１、第６０条の１６、第

６０条の１７第１項から第４項まで」に、「、第１０５条及び第１０６条第１項から第４項まで」を「及び第１０５条」に、「第７３条第２項」を「第６０条の１１第２項」に改め、「第６章第４節」と」の次に「、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」を加え、「、第１０６条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第１３０条第１項中「第８条第２０項」を「第８条第２１項」に改める。

第１４９条第２項第８号中「第１０６条第２項」を「第６０条の１７第２項」に改める。

第１５０条中「第７３条、第７７条、第７８条、第１００条及び第１０６条第１項から第４項まで」を「第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで及び第１００条」に、「第７３条第２項」を「第６０条の１１第２項」に、「第１０６条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に改める。

第１５１条第１項中「第８条第２１項」を「第８条第２２項」に改める。

第１５３条第１３項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第１７８条第２項第７号中「第１０６条第２項」を「第６０条の１７第２項」に改める。

第１７９条中「第７３条、第７７条、第１０６条第１項から第４項まで」を「第６０条の１１、第６０条の１５及び第６０条の１７第１項から第４項まで」に、「第７３条第２項」を「第６０条の１１第２項」に、「第１０６条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施

設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に改める。

第１９１条中「第７３条、第７７条、第１０６条第１項から第４項まで」を「第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで」に、「第７３条第２項」を「第６０条の１１第２項」に、「第１０６条第１項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」に、「準用する前条第３項」と」を「準用する第１７７条第３項」と、同項第７号中「次条」とあるのは「第１９１条」と」に改める。

第１９２条中「第１７条の１０」を「第１７条の１２」に改める。

第２０３条第２項第１０号中「第１０６条第２項」を「第６０条の１７第２項」に改める。

第２０４条中「第７３条、第７５条、第７８条」を「第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７」に、「及び第１０１条から第１０７条まで」を「、第１０１条から第１０５条まで及び第１０７条」に、「とあり、第７５条第３項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

（熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に、「同条第２５項」を「同条第２６項」に、「同条第２３項」を「同条第２４項」に、「同条第２４項」を「同条第２５項」に改める。

第２３条第１項第１号中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

（熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

第４条　次に掲げる条例の規定中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

(1)　熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８３号）第２２条第１項第１号

(2)　熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８７号）第１１条第３項

(3)　熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８８号）第１１条第３項

(4)　熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８９号）第１２条第３項

(5)　熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年条例第５６号）第２条第３項

（熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８４号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項及び第５項中「第８条第２３項」を「第８条第２４項」に改める。

第４５条第１２項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」の次に「第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

第４７条第１項中「当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村」を「本市」に改める。

（熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第６条　熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９０号）の一部を次のように改正する。

第２３３条第２項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第３項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号）第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え、同条第４項第２号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

（熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第８条による改正前の熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第７条　熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第３８号）附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第８条による改正前の熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第９８条第１項第３号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をい

う。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第８項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第７項まで」を「第６項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項から第７項まで」に改める。

第１００条第５項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第１０２条第１項から第３項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第１項から第３項まで」を加える。

第１１３条第７項中「第６項」を「第５項」に改める。

（熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第８条　熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第９１号。附則第３条において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「第８条第１９項」を「第８条第２０項」に改め、同条第２項中「第８条第２４項」を「第８条第２５項」に改める。

第３９条中第２項を第４項とし、第１項を第３項とし、同項の前に次の２項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第３９条に次の１項を加える。

５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第４０条第２項に次の１号を加える。

(6)　前条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第６３条を次のように改める。

第６３条　削除

第６５条第２項第８号中「第６３条第２項」を「次条において準用する第３９条第２項」に改める。

第６６条中「、第３８条」を「から第３９条まで」に、「読み替える」を「、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第８６条第２項第７号中「第６５条第２項」を「第３９条第２項」に改める。

第８７条中「第３８条」の次に「、第３９条」を加え、「、第６２条及び第６３条」を「及び第６２条」に改め、「第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と」を加え、「と、第６３条第１項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第９条　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第６２条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第１号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第１０２条第２項第１号又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第２項第１号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第２号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第３号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第６２条の２中「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正）

第１０条　熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

第９６条第１号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に改め、同条第２号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第１０２条第２項第１号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第２項第１号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第３号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第９７条中「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第１５０条及び第１６０条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「整備法」という。）附則第２０条第１項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、同項ただし書に規定する別段の申出を行った上で、施行日から指定地域密着型サービス基準条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成３０年３月３１日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第８７条第１項に規定する宿泊室を設けないことができる。

第３条　整備法附則第２０条第１項に規定する通所介護の事業を行う者が、施行日の前日までに、同項ただし書に規定する別段の申出を行った上で、施行日から指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成３０年３月３１日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４９条第１項に規定する宿泊室を設けないことができる。

（熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第５条第１項の表第９８条第１項第３号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第６０条の２に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第９８条第８項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第７項まで」を「第６項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の３第１項から第７項まで」に改め、同表第１００条第５項

の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第３項まで」を「第３項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第６０条の５第１項から第３項まで」に改め、同条第２項の表第１１３条第７項の項中「第６項」を「第５項」に改める。

条　例　第　４８　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第６２条の２第１号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第３４条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成１５年厚生労働省令第１３２号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「い

う」の次に「。以下同じ」を加え、同条第４号中「及び指定障害福祉サービス等基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス等基準条例」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「規定する」の次に「人員に関する」を加える。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第１５１条」を「ー第１５１条」に、「・第１６１条」を「ー第１６１条」に改める。

第９７条中「第１１１条第１号において」を「以下」に改め、同条第１号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第３４条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成１５年厚生労働省令第１３２号。以下「特区省令」という。）第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービス、」の次に「第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第３号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「発揮しうる」を「発揮し得る」に改め、同条第４号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生

活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第１１１条第１号中「通いサービス、」の次に「第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第４条第１項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第２号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）」を加える。

第１５０条の次に次の１条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１５０条の２　次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練

（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

(2)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

(3)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に

発揮し得る適当な広さを有すること。

(4)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１６０条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第８３条又は第１９３条に規定する人員に関する基準を満たしていること。

(5)　この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第１６０条の次に次の１条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１６０条の２　次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練

（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

(2)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

(3)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に

発揮し得る適当な広さを有すること。

(4)　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第９７条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第１５０条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第８２条において準用する指定通所支援基準条例第６２条の２の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第８３条又は第１９３条に規定する人員に関する基準を満たしていること。

(5)　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　４９　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の１号を加える。

(10)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）関係の手数料　別表第１０

別表第６の１の項事務の欄中「次項又は３の項に該当する場合」を「住宅の新築を行う場合であって、３の項又は５の項に該当するとき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同表８の項を同表１２の項とし、同表７の項を同表１１の項とし、同表６の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「３の項」を「５の項」に改め、同項を同表１０の項とし、同項の前に次のように加える。

９	長期優良住宅促進法第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合の既存長	４の項に規定する金額の２分の１の額

	存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されたときに限る。）	期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	

別表第６の５の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「２の項」を「３の項」に改め、同項を同表８の項とし、同項の前に次のように加える。

7	長期優良住宅促進法第８条第１項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、９の項に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	２の項に規定する金額の２分の１の額

別表第６の４の項事務の欄中「次項又は６項に該当する場合」を「住宅の新築を行う場合であって、８の項又は１０の項に該当するとき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項を同表６の項とし、同表３の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成１１年法律第８１号）」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同項を同表５の項とし、同項の前に次のように加える。

4	長期優良住宅促進法第第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1)　一戸建ての住宅　20,000円 (2)　共同住宅等 ア　総住戸数が1戸から5戸までのもの　38,000円を申請住戸数で除して得た額 イ　総住戸数が6戸から10戸までのもの　62,000円を申請住戸数で除して得た額 ウ　総住戸数が11戸から25戸までのもの　103,000円を申請住戸数で除して得た額 エ　総住戸数が26戸から50戸までのもの　166,000円を申請住戸数で除して得た額 オ　総住戸数が51戸から100戸までのもの　253,000円を申請住戸数で除して得た額 カ　総住戸数が101戸から200戸までのもの　431,000円を申請住戸数で除して得た額 キ　総住戸数が201戸から300戸までのもの　546,000円を申請住戸数で除して得た額 ク　総住戸数が301戸以上のもの　619,000円を申請住戸数で除して得た額

別表第６の２の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同項を同表

３の項とし、同項の前に次のように加える。

２	長期優良住宅促進法第第５条第１項から第３項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、４の項に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1)　一戸建ての住宅　70,000円 (2)　共同住宅等 ア　総住戸数が1戸から5戸までのもの　186,000円を申請住戸数で除して得た額 イ　総住戸数が6戸から10戸までのもの　297,000円を申請住戸数で除して得た額 ウ　総住戸数が11戸から25戸までのもの　592,000円を申請住戸数で除して得た額 エ　総住戸数が26戸から50戸までのもの　1,061,000円を申請住戸数で除して得た額 オ　総住戸数が51戸から100戸までのもの　1,824,000円を申請住戸数で除して得た額 カ　総住戸数が101戸から200戸までのもの　3,375,000円を申請住戸数で除して得た額 キ　総住戸数が201戸から300戸までのもの　4,825,000円を申請住戸数で除して得た額 ク　総住戸数が301戸以上のもの　5,916,000円を申請住戸数で除して得た額

別表第６備考第２項中「（平成１１年法律第８１号）」を削り、同表備考第３項中「、２の項又は３の項」を「から５の項まで」に改め、同表備考第４項中「４の項、

５の項又は６の項」を「６の項から１０の項まで」に、「、２の項又は３の項」を「から５の項まで」に改め、同表備考第５項中「、２の項又は３の項」を「から５の項まで」に改め、同表備考第６項中「４の項、５の項又は６の項」を「６の項から１０の項まで」に改める。

別表に次の１表を加える。

別表第１０（第２条第１０号関係）

項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付される場合　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める額 (ｱ)　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　5,000円 (ｲ)　共同住宅等の全体　次のａからｄまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれａからｄまでに定める額 ａ　300平方メートル未満　10,000円 ｂ　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　20,000円 ｃ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　44,000円 ｄ　5,000平方メートル以上　78,000円 イ　適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付されない場合　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ

			(ｱ)又は(ｲ)に定める額 (ｱ)　一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸　次のａ又はｂに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれａ又はｂに定める額 ａ　200平方メートル未満　31,000円 ｂ　200平方メートル以上　34,000円 (ｲ)　共同住宅等の全体　次のａからｄまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれａからｄまでに定める額 ａ　300平方メートル未満　61,000円 ｂ　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 ｃ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 ｄ　5,000平方メートル以上　249,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証が添付される場合　次の(ｱ)から(ｶ)までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ(ｱ)から(ｶ)までに定める額 (ｱ)　300平方メートル未満　10,000円 (ｲ)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　26,000円 (ｳ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　78,000円 (ｴ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　123,000円

(ｵ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　155,000円

(ｶ)　25,000平方メートル以上　194,000円

イ　適合証が添付されない場合　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める額

(ｱ)　モデル建物法　次のａからｆまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれａからｆまでに定める額

ａ　300平方メートル未満　77,000円

ｂ　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　129,000円

ｃ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　209,000円

ｄ　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　273,000円

ｅ　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　328,000円

ｆ　25,000平方メートル以上　385,000円

(ｲ)　標準入力法・主要室入力法　次のａからｆまでに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれａからｆまでに定める額

ａ　300平方メートル未満　201,000円

ｂ　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　325,000円

ｃ　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　464,000円

			d　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満　572,000円 e　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満　676,000円 f　25,000平方メートル以上　771,000円
2	建築物省エネ法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	１の項に規定する金額の２分の１の額
3	建築物省エネ法第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対す	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1)　住宅部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証、認定通知書又は建設住宅性能評価書が添付される場合　１の項(1)アに定める額（共同住宅等の住戸に係る額を除く。） イ　アに掲げる場合以外の場合　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ｱ)又は(ｲ)に定める額 (ｱ)　性能基準　次のａ又はｂに掲げる審査

	る審査		の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　31,000円 (b)　200平方メートル以上　34,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　61,000円 (b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　102,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　174,000円 (d)　5,000平方メートル以上　249,000円 (ｲ)　仕様基準　次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a　一戸建ての住宅　次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a)　200平方メートル未満　16,000円 (b)　200平方メートル以上　17,000円 b　共同住宅等　次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a)　300平方メートル未満　29,000円

			(b)　300平方メートル以上2,000平方メートル未満　51,000円 (c)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満　91,000円 (d)　5,000平方メートル以上　138,000円 (2)　住宅部分以外の部分　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア　適合証又は認定通知書が添付される場合　１の項(2)アに定める額 イ　アに掲げる場合以外の場合　１の項(2)イに定める額

備考

1　住宅部分とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。

2　適合証とは、建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第７６条第１項に規定する登録建築物調査機関が証する書面をいう。

3　設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

4　モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号ロ、第８条第１号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

5　標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イ、第８条第１号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

6　認定通知書とは、建築物省エネ法第３０条第１項の規定による認定（建築物省エネ法第３１条第２項の規定により準用される場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等

計画の認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写しをいう。

７　建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。

８　性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

９　仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

１０　建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１１　１の項において、建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請（建築物又は申請住戸数が２以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の２の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項に規定する金額を加算する。

１２　２の項において、建築物省エネ法第３１条第２項において準用する建築物省エネ法第３０条第２項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、１申請当たり別表第１の１の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第８７条の２の昇降機に係る部分が含まれるときは、１申請当たり別表第１の２の項又は同表３の項に規定する金額を加算する。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　５０　号

平成２８年 ３ 月２４日

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

第４５条第７号イの表中「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附則に次の見出し及び４条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第１０条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第４７条第２項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が１人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第１１条　前条の事情に鑑み、当分の間、第４７条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第１２条　附則第１０条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第４７条第２項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第１３条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、附則第４条又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないものとした場合に第４７条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

（熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第２９条第７号イの表及び第４４条第７号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改める。

附則に次の見出し及び４条を加える。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第７条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援

法第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第３０条第２項各号又は第４５条第２項各号に定める数の合計数が１となるときは、第３０条第２項又は第４５条第２項に規定する保育士の数は１人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が１人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第８条　前条の事情に鑑み、当分の間、第３０条第２項又は第４５条第２項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第９条　附則第７条の事情に鑑み、当分の間、１日につき８時間を超えて開所する小規模保育事業所Ａ型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所Ａ型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所Ａ型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第３０条第２項又は第４５条第２項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第１０条　前２条の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３０条第３項若しくは第４５条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前２条の規定の適用がないものとした場合に第３０条第２項又は第４５条第２項の規定により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１条中熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第４５条第７号イの表の改正規定並びに第２条中熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９

条第７号イの表及び第４４条第７号イの表の改正規定は、同年６月１日から施行する。

条　例　第　５１　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成２５年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表総務委員会の項所管事項の欄第１号中「市長政策総室」を「政策局」に改め、同欄中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第１２号までを１号ずつ繰り上げ、同表厚生委員会の項所管事項の欄第１号中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改め、同表経済委員会の項所管事項の欄第１号中「農水商工局」を「経済観光局」に改め、同欄第２号中「観光文化交流局」を「農水局」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　５２　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項の表備考第１項中「。以下この項」の次に「及び附則第６条」を加える。

附則に次の見出し及び４条を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第５条　園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第５条第３項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が１人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち１人は、同項の表備考第１項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第６条　第５条第３項の表備考第１項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第７条　１日につき８時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第５条第３項の表備考第１項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第８条　前２条の規定により第５条第３項の表備考第１項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　５３　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第１４６条第２項中「第２３項、第２４項」を「第２２項から第２４項まで」に、「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで、第３３項又は第３４項」に改める。

附則第１９条及び第２０条中「第２０項」を「第１９項」に改める。

附則第２１条中「若しくは第４２項」を「、第４２項若しくは第４５項」に、「第３０項から第３３項まで」を「第３４項」に改める。

附　則

第１条　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

第２条　この条例による改正後の熊本市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規　則　第　　９　　号

平成２８年　３　月１７日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営住宅条例施行規則（平成１０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１(2)北区の表楠の部に次のように加える。

22棟	熊本市北区楠2丁目7番5号	耐火5階	1	80	26	平28年5月1日

様式第１４号中「異議」を「意見」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年５月１日から施行する。

規　則　第　１０　号

平成２８年　３　月１７日

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則（平成６年規則第７１号）の一部を次のように改正する。

別表第１タウンハウス御領の項を削る。

別表第２タウンハウス御領の項を削る。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１１　号

平成２８年　３　月１８日

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成２２年規則第１０４号）の一部を次のように改正する。

別表第１ビジネス支援センター（創業支援室に限る。）の項中「第３水曜日」の次に「及び１２月２９日から翌年１月３日まで」を加える。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１２　号

平成２８年　３　月２２日

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市農業委員会への事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市農業委員会への事務委任規則（平成２４年規則第１３５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号カ中「徴取」を「要求」に改め、同条第２号ア中「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第４条第５項」を「第４条第８項」に、「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同号ウを同号イとし、その次に次のように加える。

ウ　法第４条第９項（法第５条第５項において準用される場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務（イ及びオの協議に係るものに限る。）

第２条第２号エ中「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同号オを削り、同号カ中「２ヘクタール」を「４ヘクタール」に改め、同号カを同号オとし、同号キ中「カまで及びシからセまで」を「オまで及びサからスまで」に改め、同号キを同号カとし、同号ク中「キ」を「カ」に改め、同号クを同号キとし、同号ケ中「キ」を「カ」に改め、同号ケを同号クとし、同号コ中「キ」を「カ」に改め、同号コを同号ケとし、同号サ中「徴取」を「要求」に、「コまで及びシからセまで」を「ケまで及びサからスまで」に改め、同号サを同号コとし、同号シを同号サとし、同号スを同号シとし、同号セ中「ス」を「シ」に改め、同号セを同号スとする。

第３条中「第２条」を「前条」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１３　号

平成２８年　３　月２２日

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市食肉センター条例を廃止する条例（平成２５年条例第２５号）附則第２項及び第３項の規定の施行期日は、平成２８年４月１日とする。

規　則　第　１４　号

平成２８年　３　月２３日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成１２年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第７項第１号中「平成２８年２月２９日」を「平成２９年２月２８日」に改め、同号ア中「平成２７年４月１日」を「平成２８年４月１日」に改め、同号に次のように加える。

エ　原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による指示において設定された避難指示解除準備区域（平成２７年４月１日以後平成２８年４月１日前に指定が解除されたものに限る。）に該当したため避難を行っている者（以下「平成２７年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が６３３万円未満のもの

附則第７項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号を同項第３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(2)　平成２７年度指定解除旧避難指示解除準備区域の被災被保険者のうち合計所得金額が６３３万円以上のもの　平成２８年９月３０日

附則第１０項第１号中「６０月」を「７２月」に改め、同項第４号中「附則第７項第４号」を「附則第７項第５号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「附則第７項第３号」を「附則第７項第４号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「附則第７項第２号」を「附則第７項第３号」に改め、同号を同項第３号とし、

同号の前に次の１号を加える。

(2)　附則第７項第２号に規定する被災被保険者　東日本大震災の発生した月の翌月から６６月

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　１５　号

平成２８年　３　月２３日

熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成２４年規則第１１７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「こころの健康センター」の次に「、健康づくり推進課、精神保健福祉室」を加える。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１６　号

平成２８年　３　月２３日

熊本市開発許可の基準等に関する条例第５条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市開発許可の基準等に関する条例第５条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市開発許可の基準等に関する条例第５条に規定する土地の区域の指定に関する規則（平成２２年規則第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「第４条第２項第１号ロ」を「第４条第６項第１号ロ」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１７　号

平成２８年　３　月２４日

熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市保健所条例施行規則(昭和４３年規則第８号)の一部を次のように改正する。

第５条中「こころの健康センター、子ども発達支援センター」を「こころの健康センター、健康づくり推進課、精神保健福祉室、子ども発達支援センター」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　１８　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報公開条例施行規則（平成１０年規則第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（開示請求の却下）

第３条の２　実施機関は、開示請求が次のいずれかに該当するときは、文書等開示請求却下通知書（様式第１号の２）により当該請求を却下するものとする。

(1)　開示請求が不適法であり、かつ、開示請求に係る書面の補正が不能であるとき。

(2)　条例第１０条第２項の規定により請求書の補正を求められた者が同項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。

第５条第１項中「第１２条第２項」を「第１２条第３項」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（事案の移送の通知）

第５条の２　条例第１４条第１項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第７号）により行うものとする。

第６条中「第１４条第３項」を「第１５条第３項」に、「所定の」を「規則で定める」に改め、同条第５号中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第８条中「第１５条第２項」を「第１６条第２項」に改める。

第９条第１項中「第１６条第２項」を「第１７条第２項」に改める。

第１０条及び第１１条を次のように改める。

（諮問をした旨の通知）

第１０条　条例第１９条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（様式第８号）により行うものとする。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第１２条を削る。

様式第１号中「様式第１号」を「様式第１号（第３条関係）」に、「第１０条」を「第１０条第１項」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第１号の２（第３条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

文書等開示請求却下通知書

様

実施機関
印

年　　月　　日付け情報公開窓口受付第　号で開示請求のあった文書等については、熊本市情報公開条例施行規則第３条の２の規定により、次のとおり請求を却下しましたので通知します。

開示請求に係る文書等の件名	
請求を却下する理由	
所管課	局　　部　　課 電話　　内線
備考	

（教示）

様式第２号中「様式第２号」を「様式第２号（第４条第１項関係）」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改める。

様式第３号中「様式第３号」を「様式第３号（第４条第２項関係）」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改める。

様式第４号中「様式第４号」を「様式第４号（第４条第３項関係）」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改める。

様式第５号中「様式第５号」を「様式第５号（第５条第１項関係）」に、「第１２条第２項」を「第１２条第３項」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改める。

様式第６号中「様式第６号」を「様式第６号（第５条第２項関係）」に、「第１２条第２項」を「第１２条第３項」に、

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改める。

様式第７号を次のように改める。

様式第７号（第５条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

事案移送通知書

様

実施機関
印

年　　月　　日付け情報公開窓口受付第　　号であった文書等の開示請求については、熊本市情報公開条例第１４条第１項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示請求に係る文書等の件名		
移送をした実施機関	実施機関	
	所管課	局　　部　　課 電話　　内線
移送を受けた実施機関	実施機関	
	所管課	局　　部　　課 電話　　内線
移送した年月日	年　　月　　日	
移送した理由		
備考		

様式第８号を次のように改める。

様式第８号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

様

実施機関
印

（　年　　月　　日付け　　発第　　号の開示等の決定
　年　　月　　日付け情報公開窓口受付第　　号の開示請求に係る不作為）

に対する審査請求について、熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、熊本市情報公開条例第１９条の規定により通知します。

開示請求に係る文書等の件名	
審査請求に係る処分	
審査請求の内容	
諮問をした日	年　　月　　日
所管課	局　　部　　課 電話　　内線
備考	

様式第９号及び第１０号を削る。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市情報公開条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１９　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人情報保護条例施行規則（平成１４年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の２の次に次の１条を加える。

（第三者への通知事項）

第７条の３　条例第１８条の３第２項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　開示請求に係る個人情報の内容

(2)　開示（一部開示を含む。）の決定をした日

(3)　開示（一部開示を含む。）の決定の内容

(4)　開示を実施する日

(5)　審査請求等の教示

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第１２条の次に次の１条を加える。

（諮問通知書）

第１２条の２　条例第２８条の２の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（様式第１９号）により行うものとする。

様式第１号、様式第１号の２、様式第１号の４及び様式第１号の６から様式第１８号までの規定中

「局　　課」を「局　　部　　課」

に改め、様式に次の１様式を加える。

様式第１９号（第１２条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

様

実施機関
印

（　　年　　月　　日付け第　　号の開示等の決定
　　年　　月　　日付け情報公開窓口受付第　　号の開示請求等に係る不作為）

に対する審査請求について、熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、熊本市個人情報保護条例第２８条の２の規定により通知します。

開示請求等に係る個人情報の内容	
審査請求に係る処分	
審査請求の内容	
諮問をした日	年　　月　　日
所管課	局　　部　　課 （TEL　　内線　　）
備考	

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして用いることができる。

規　則　第　２０　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成２７年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第８条」を「第１６条」に改め、同条を第７条とする。

第３条を第４条とし、同条の次に次の２条を加える。

（意見の陳述の手続）

第５条　審査請求人等は、条例第９条第１項の規定により口頭による意見の陳述の機会を付与するよう求めるときは、審議会に対し、口頭による意見の陳述申出書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　審議会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し通知するものとする。

３　審議会は、審査請求人等に対し口頭による意見の陳述の機会を付与するときは、当該意見の陳述に係る陳述者の数を指定し、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

（意見書等の閲覧手続）

第６条　審査請求人等は、条例第１２条第２項の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審議会に対し、意見書等閲覧申出書（様式第２号）を提出しなければならない。

２　審議会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査

請求人等に対し通知するものとする。

第２条中「第６条第１項」を「第７条第１項」に改め、同条を第３条とする。

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

附則の次に次の２様式を加える。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

口頭による意見の陳述申出書

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会長　　（宛）

住　所　〒

審査請求人等　氏　名
（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
連絡先電話番号　　（　　）

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例第９条第１項の規定により、次のとおり口頭による意見の陳述の機会の付与を求めます。

開示等の決定をした実施機関	
開示等の決定の番号	
開示等の決定の年月日	年　　月　　日（　　）
審査請求年月日	年　　月　　日（　　）
意見の陳述の機会の付与を求める理由	
連絡先	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

意　見　書　等　閲　覧　申　出　書

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会長　　（宛）

住　所　〒

審査請求人等　氏　名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号　　（　　）

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例第１２条第２項の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める意見書又は資料	
閲覧希望日時	年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分
備　　考	

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　２１　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（組織及び事務分掌）

第２条　局の組織は、別表のとおりとし、その事務分掌は、おおむね同表に定めるところによる。

２　事務を行うに当たっては、関係部署との連携を図り、分担事務に間隙が生じないよう努めるものとする。

第３条を削る。

第４条第１項中「及び次長、課に課長、室に室長並びに課及び室に」を「、部に部長並びに課に課長及び」に改め、同条第３項中「首席消防審議員」を「首席審議員」に改め、同条第４項中「及び室」を削り、同条を第３条とする。

第５条第２項中「次長」を「部長」に改め、「、室長は消防司令長又は消防司令の」を削り、同条を第４条とする。

第６条第２項中「次長」を「部長」に改め、「、室長」を削り、同条第３項中「首席消防審議員」を「首席審議員」に改め、同条を第５条とする。

第７条を第６条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条関係）

部	課	事務分掌
総務部	総務課	(1)　消防行政全般の総合的企画及び調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　消防局の組織に関すること。 (4)　文書及び公印に関すること。 (5)　式典に関すること。 (6)　消防長会に関すること。 (7)　広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害に関するものを除く。）。 (8)　消防音楽隊に関すること。 (9)　消防職員（以下「職員」という。）の任用及び服務に関すること。 (10)　職員の給与に関すること。 (11)　職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。 (12)　職員の研修及び教養に関すること（消防に係る専門的分野を除く。）。 (13)　消防職員委員会に関すること。 (14)　主要事業の進行管理及び評価に関すること。 (15)　事務改善に関すること。 (16)　条例、規則、訓令等の制定改廃に関すること。 (17)　消防事務の受託に関すること。 (18)　前各号に掲げるもののほか、職員の身分に関すること。
	管理課	(1)　予算、決算及び経理に関すること。 (2)　行政財産の管理に関すること。 (3)　物品の管理に関すること。 (4)　消防施設に関すること。 (5)　職員の被服に関すること。
予防部	予防課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。

		(2)　火災予防等の啓発に関すること。 (3)　住宅防火対策に関すること。 (4)　防火対象物の防火管理及び防災管理に関すること。 (5)　防火協力団体等との連絡調整に関すること。 (6)　広域防災センターに関すること。 (7)　火災の原因調査に関すること。 (8)　火災調査技術の研究及び指導に関すること。 (9)　火災の統計に関すること。
	指導課	(1)　消防用設備等の設置、維持等に関すること。 (2)　防火対象物の立入検査に係る調整及び推進に関すること。 (3)　防火対象物の違反処理に係る調整及び推進に関すること。 (4)　建築物の許可、認可又は確認の同意に係る調整に関すること。 (5)　危険物等の規制に関すること（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）。 (6)　火薬類の規制に関すること（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域における煙火の消費に関するものを除く。）。 (7)　前各号に掲げるもののほか、法令等に基づく予防規制に関すること。
警防部	警防課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　警防業務の企画及び調整に関すること。 (3)　災害の防御対策に関すること。 (4)　消防地利及び水利に関すること。 (5)　非常災害等に係る消防の任務に関すること。 (6)　警防隊の運用計画及び訓練に関すること。 (7)　警防隊の安全対策に関すること。 (8)　国際消防救助隊に関すること。

			(9)　緊急消防援助隊に関すること。 (10)　消防機械器具等に関すること。 (11)　開発行為に係る消防上の指導の調整に関すること（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）。 (12)　警防業務の高度化に関すること。 (13)　消防相互応援に関すること。 (14)　消防技術及び救助技術の調査及び研究に関すること。 (15)　訓練センターに関すること。 (16)　職員の研修及び教養に関すること（消防に係る専門的分野に限る。）。 (17)　消防団の組織及び制度に関すること。 (18)　消防団の予算、決算及び経理に関すること。 (19)　消防団の施設及び装備に関すること。 (20)　団員の教育及び訓練の計画に関すること。 (21)　団員の任用、服務その他身分に関すること。 (22)　団員の表彰に関すること。 (23)　消防団員等の公務災害に関すること。
		情報司令課	(1)　災害に係る通信及び指令に関すること。 (2)　消防に係る情報化施策に関すること。 (3)　広報及び広聴並びに報道機関との連絡に関すること（災害に関するものに限る。）。 (4)　火災警報に関すること。 (5)　気象情報、災害情報及び救急医療情報の連絡に関すること。 (6)　消防通信施設の維持管理に関すること。 (7)　消防通信に係る調査及び研究に関すること。 (8)　前各号に掲げるもののほか、消防情報及び通信に関すること。
		救急課	(1)　救急業務の企画及び調整に関すること。

		(2)　救急隊の運用計画及び訓練に関すること。 (3)　救急隊の安全対策に関すること。 (4)　救急技術の調査及び研究に関すること。 (5)　救急資機材等に関すること。 (6)　応急手当の普及啓発に関すること。 (7)　医療関係機関との連絡調整に関すること。 (8)　メディカルコントロール（病院前救護において、傷病者の救命率の向上及び合併症の発生率の低下等予後の向上を目的として、救急救命士を含めた救急隊員の質を確保することをいう。）に関すること。 (9)　救急の統計に関すること。 (10)　前各号に掲げるもののほか、救急業務の高度化に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

２　熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（平成２６年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「「室長」とあるのは「室長、課長補佐」と、同条第４項中「副課長」とあるのは「副課長並びに課長補佐」」を「「副課長」とあるのは「副課長、課長補佐」」に改める。

規　則　第　２２　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則（昭和３９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

別表外とうの項中「火災調査室用」を「火災調査用」に改める。

図中「火災調査室用外とう」を「火災調査用外とう」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　２３　号

平成２８年　３　月２５日

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防職員委員会に関する規則（平成８年規則第６６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第４条」を「第３条」に、「次長」を「部長」に改める。

第４条中「１６人」を「１５人」に、同条第１号中「１人」を「３人」に、同条第２号中「各３人」を「各２人」に改める。

第１２条中「消防局総務課」を「消防局総務部総務課」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　２４　号

平成２８年　３　月２８日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４４年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第１条の３第２号中「第１５条の６第３項」を「第１５条の７第３項」に改める。

第４条第６項及び第２０条第６項中「総務厚生課」を「労務厚生課」に改める。

第１号様式中「第１号様式」を「第１号様式（第３条関係）」に改め、同様式〔注意事項〕第４項中「総務厚生課」を「労務厚生課」に改め、第１号の２様式中「第１号の２様式」を「第１号の２様式（第３条関係）」に改め、同様式〔注意事項〕第４項中「総務厚生課」を「労務厚生課」に改め、第２号様式中「第２号様式」を「第２号様式（第７条関係）」に改め、第３号様式中「第３号様式」を「第３号様式（第７条関係）」に改め、第４号様式中「第４号様式」を「第４号様式（第７条関係）」に改め、同様式〔注意事項〕第４項を次のように改める。

４　「１１　厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第５条第１項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。ま

た、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第５条第２項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第５号様式中「第５号様式」を「第５号様式（第７条関係）」に改め、同様式〔注意事項〕第４項を次のように改める。

４　「１０　厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第５条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第５条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第６号様式中「第６号様式」を「第６号様式（第７条関係）」に改め、第６号の２様式中「第６号の２様式」を「第６号の２様式（第７条関係）」に改め、第７号様式中「第７号様式」を「第７号様式（第７条関係）」に改め、同様式〔注意事項〕第２項を次のように改める。

２　「１　死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が条例附則第５条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□　　の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第５条第１項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

第７号の２様式中「第７号の２様式」を「第７号の２様式（第７条関係）」に改め、第７号の３様式中「第７号の３様式」を「第７号の３様式（第７条関係）」に改め、第

８号様式中「第８号様式」を「第８号様式（第７条関係）」に改め、第９号様式中「第９号様式」を「第９号様式（第７条関係）」に改め、第１０号様式中「第１０号様式」を「第１０号様式（第７条関係）」に改め、第１１号様式中「第１１号様式」を「第１１号様式（第７条関係）」に改め、第１２号様式中「第１２号様式」を「第１２号様式（第１１条関係）」に改め、第１２号の２様式中「第１２号の２様式」を「第１２号の２様式（第１３条の２関係）」に改め、第１３号様式中「第１３号様式」を「第１３号様式（第１４条関係）」に改め、第１３号の２様式中「第１３号の２様式」を「第１３号の２様式（第１４条関係）」に改め、第１４号様式中「第１４号様式」を「第１４号様式（第１４条関係）」に改め、第１５号様式中「第１５号様式」を「第１５号様式（第１０条関係）」に改め、第１６号様式中「第１６号様式」を「第１６号様式（第１０条関係）」に改め、第１９号様式中「第１９号様式」を「第１９号様式（第２４条関係）」に改め、第１９号の２様式中「第１９号の２様式」を「第１９号の２様式（第２４条関係）」に改め、第２０号様式中「第２０号様式」を「第２０号様式（第２４条関係）」に改め、第２１号様式中「第２１号様式」を「第２１号様式（第２４条関係）」に改め、第２２号様式中「第２２号様式」を「第２２号様式（第２４条関係）」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　２５　号

平成２８年　３　月２８日

熊本市理容師法、美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市理容師法、美容師法施行細則の一部を改正する規則

熊本市理容師法、美容師法施行細則（昭和３６年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「氏名及び免許番号又は免許証」を「免許証（理容師免許証又は美容師免許証をいう。）、免許証明書（理容師免許証明書又は美容師免許証明書をいう。）又は理・美容師の氏名及び登録番号（理容師免許証又は美容師免許証に記載された登録番号をいう。）」に改める。

第４条中「作業所と居室との区画及び待合所との区別並びに理・美容用機械、器具等の配置状況を記した平面図及び当該施設を中心として２００メートル四方の見取図」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の各号及び１項を加える。

(1)　作業所と居室との区画及び待合所との区別並びに理・美容用機械、器具等の配置状況を記した平面図及び付近見取図

(2)　理・美容師全員の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書

(3)　開設者が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4)　開設者が日本の国籍を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等を記載したものに限る。）

２　前項に規定する開設届を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものを提示しなければならない。

(1)　理容所を開設しようとする者　次に掲げるもの

ア　理容師全員の理容師免許証又は理容師免許証明書

イ　管理理容師を置かなければならない理容所にあっては、管理理容師の講習会修了証書

(2)　美容所を開設しようとする者　次に掲げるもの

ア　美容師全員の美容師免許証又は美容師免許証明書

イ　管理美容師を置かなければならない美容所にあっては、管理美容師の講習会修了証書

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第４条関係）

（表面）

| コード№：　　　

（裏面）

理容師その他の従業者

氏名	理容師免許の有無	登録番号	登録年月日	照合印
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	

理容所の構造及び設備の概要

構造	建築様式	造　　階建	居室等との区画	有　・　無
	作業場の面積	㎡	待合所の面積	㎡
	理容椅子	台	洗髪椅子	台
	床の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	腰板の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	洗場の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	洗髪台の材質	陶器・合成樹脂・その他（　　）		
	換気装置	機械換気・自然換気・その他（　　）		
	人工照明	適　・　不適	天井の高さ	m
	天井の材質	コンクリート・板張り・耐火ボード・その他（　　）		
設備	種別	数量	種別	数量
	消毒済収納容器		未消毒収納容器	
	煮沸消毒器		汚物箱	
	蒸気消毒器		毛髪箱	
	紫外線消毒器		救急薬品（　　）	
	消毒薬品（　　）		衛生材料（　　）	

添付書類

1　理容所と居室との区画及び待合所との区別並びに理容用機械、器具等の配置状況を記した平面図及び付近見取図
2　理容師全員の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書
3　開設者が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
4　開設者が日本の国籍を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等を記載したものに限る。）
5　理容師全員の理容師免許証又は理容師免許証明書（提示のみ）
6　管理理容師を置かなければならない理容所にあっては、管理理容師の講習会修了証書（提示のみ）

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第４条関係）

（表面）

| コード№：　　　

（裏面）

美容師その他の従業者

氏名	美容師免許の有無	登録番号	登録年月日	照合印
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	
	□　有　□　無	第　　号	年　月　日	

構造	建築様式	造　　階建	居室等との区画	有　・　無
	作業場の面積	㎡	待合所の面積	㎡
	美容椅子	台	洗髪椅子	台
	床の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	腰板の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	洗場の材質	コンクリート・板張り・ビニルタイル・その他（　　）		
	洗髪台の材質	陶器・合成樹脂・その他（　　）		
	換気装置	機械換気・自然換気・その他（　　）		
	人工照明	適　・　不適	天井の高さ	m
	天井の材質	コンクリート・板張り・耐火ボード・その他（　　）		
設備	種別	数量	種別	数量
	消毒済収納容器		未消毒収納容器	
	煮沸消毒器		汚物箱	
	蒸気消毒器		毛髪箱	
	紫外線消毒器		救急薬品（　　）	
	消毒薬品（　　）		衛生材料（　　）	

美容所の構造及び設備の概要

添付書類

1　美容所と居室との区画及び待合所との区別並びに美容用機械、器具等の配置状況を記した平面図及び付近見取図
2　美容師全員の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書
3　開設者が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
4　開設者が日本の国籍を有しない者である場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等を記載したものに限る。）
5　美容師全員の美容師免許証又は美容師免許証明書（提示のみ）
6　管理美容師を置かなければならない美容所にあっては、管理美容師の講習会修了証書（提示のみ）

様式第３号中「します」を「したことを証します」に、

「

開　設　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管　理　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理理容師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

」

を

「

開　設　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理理容師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

」

に改める。

様式第４号中「します」を「したことを証します」に、

「

開　設　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管　理　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理美容師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

」

を

「

開　設　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

管理美容師＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

」

に改める。

様式第６号中

「

氏　　名	住　　所	免許証番号(登録番号)

」

を

「

氏　　名	住　　所	登録番号	登録年月日

」

に改める。

様式第７号備考２第４号を同様式備考第５号とし、同様式備考２第３号を同様式備考２第４号とし、同様式備考２第２号中「変更」を「変更の場合」に、

「

理容師または美容師免許証
健康診断書（結核、皮膚疾患等の感染性疾患の有無）
管理(理・美)容師は、講習会修了証

」

を

「

理容師免許証若しくは理容師免許証明書又は美容師免許証若しくは美容師免許証明書（提示のみ）
結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書
管理理容師の講習会修了証書又は管理美容師の講習会修了証書（提示のみ）

」

に改め、同号を同様式備考２第３号とし、同様式備考２第１号の次に次の１号を加える。

(2)　法人の名称・所在地・代表者の変更の場合…履歴事項全部証明書

様式第１０号中

「		「	
免許番号 交付年月日	を	登録番号 登録年月日	に改める。
」		」	

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市理容師法、美容師法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規　則　第　２６　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市行政不服審査法第５７条第１項及び行政事件訴訟法第４６条の規定に基づく教示に係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法第５７条第１項及び行政事件訴訟法第４６条の規定に基づく教示に係る標準文例に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政不服審査法第５７条第１項及び行政事件訴訟法第４６条の規定に基づく教示に係る標準文例に関する規則（平成１７年規則第５３号）の一部を次のように改正する。

題名中「第５７条第１項」を「第８２条第１項」に改める。

第１条中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第５７条第１項」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項」に改める。

第２条第１項中「不服申立て（行政不服審査法第３条第１項に規定する審査請求又は異議申立てをいう。）」を「審査請求」に改め、同条第２項中「、異議申立て」を削る。

文例第１号中「６０日以内」を「３か月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

文例第２号及び文例第３号中「６０日以内」を「３か月以内」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　２７　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例（平成２８年条例第２２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分担金の総額）

第２条　条例第３条の規定により市長が定める分担金の総額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)　県営事業につき市が負担する費用の額

(2)　前号に掲げる額に、別表左欄に掲げる県営事業の内容の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

（雑則）

第３条　この規則に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

県営事業の内容	率
農用地の区画整理	１００分の６０

用水施設（災害の防止を目的とするものを除く。）	１００分の６０
暗渠排水	１００分の６０
客土	１００分の６０
災害復旧（農地又は用水施設に係るものに限る。）	１００分の６０
前各項に掲げるもの以外のもの	県営事業ごとに市長が定める率

規　則　第　２８　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例施行規則（平成３年規則第９８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則

第１条中「熊本市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金徴収条例」を「熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例」に改める。

第２条各号列記以外の部分中「別に」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる」を「第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする」に改め、同条各号を次のように改める。

(1)　事業に要する経費から国及び県から交付を受けるべき補助金の額を差し引いた額

(2)　前号に掲げる額に、別表左欄に掲げる事業の内容の区分に応じ、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第３条中「分担金」の次に「の徴収」を加える。

別表第２を削り、別表第１を次のように改める。

別表（第２条関係）

事業の内容	率
農用地の区画整理	１００分の６０
用水施設（災害の防止を目的とするものを除く。）	１００分の６０
暗渠排水	１００分の６０
客土	１００分の６０
災害復旧（農地又は用水施設に係るものに限る。）	１００分の６０
前各項に掲げるもの以外のもの	事業ごとに市長が定める率

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　２９　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市土地改良財産の管理及び処分に関する条例（平成２８年条例第２４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（土地改良財産台帳）

第２条　土地改良財産の所属する課（熊本市財産規則（昭和３９年規則第５２号）第２条第１号に規定する課をいう。）の長（第４項において「課長」という。）は、その所属の土地改良財産について、土地改良財産台帳を作成するものとする。

２　土地改良財産台帳は、別表第１に掲げる区分ごとに調製し、別表第２に掲げる土地改良財産の種類ごとに別葉とするものとする。

３　土地改良財産台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　土地改良財産の所在、構造及び規模

(2)　購入又は収用に係る土地改良財産については、購入価格又は補償金額（譲与を受けた土地改良財産にあっては、譲与した者の購入価格又は補償金額）

(3)　得喪変更の年月日及び事由

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

４　課長は、土地改良財産台帳の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に係る事項を当該土地改良財産台帳に記載しなければならない。

（標識の設置）

第３条　市長は、土地改良財産たる土地の境界を明らかにする標識を設置するものとする。

（条例第５条第１項の規則で定める土地改良施設）

第４条　条例第５条第１項の規則で定める土地改良施設は、農業用用水施設とする。

（処分の手続）

第５条　条例第５条第１項の規定により土地改良財産の譲与を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)　当該土地改良財産の所在、種類及び数量

(2)　譲与を受けた後の管理の方法

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項の申請書には、当該土地改良財産に係る土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で本市に返還する旨の誓約書を添付しなければならない。

３　土地改良財産の譲与を受けたもの（以下「財産譲受人」という。）は、当該土地改良財産の引渡しを受けたときは、受領書を市長に提出しなければならない。

（定期報告）

第６条　財産譲受人は、条例第５条第１項の規定により譲与を受けた財産（以下「譲受財産」という。）について、次に掲げる事項を記載した報告書により、毎年度の管理の状況を、翌年度の４月３０日までに市長に報告しなければならない。

(1)　当該譲受財産の所在、種類及び数量

(2)　他の目的又は用途に供し、又は供させた状況

(3)　滅失又は毀損の状況

(4)　改築又は追加工事の状況

(5)　管理の内容及び管理に要した経費の支出状況

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（滅失又は毀損の場合の報告）

第７条　財産譲受人は、天災その他の事故により譲受財産が滅失し、又は毀損したときは、次に掲げる事項を記載した報告書により、直ちに市長に報告しなければならない。

(1)　当該譲受財産の所在、種類及び数量

(2)　滅失又は毀損の原因

(3)　滅失又は毀損の状況

(4)　損害見積額及び復旧費見積額

(5)　保全及び復旧のためにとった応急措置

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（準用）

第８条　第３条の規定は、譲受財産たる土地について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「財産譲受人」と読み替えるものとする。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

1	農用地の保全
2	区画整理
3	農用地の造成
4	農用地又は土地改良施設の災害復旧（前３項の区分に該当するものを除く。）
5	農業用用排水施設（前各項の区分に該当するものを除く。）
6	農業用道路（第１項から第４項までの区分に該当するものを除く。）
7	その他

別表第２（第２条関係）

土地
建物
工作物その他の物件（建物を除く。）

規　則　第　３０　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本市物産館条例施行規則の一部を改正する規則（平成２７年規則第７４号）の一部を次のように改正する。

第３条の表の改正規定を次のように改める。

第３条第１項の表に次のように加える。

熊本市植木地域農産物の駅（屋外休憩所及び駐車場を除く。）	毎月第１木曜日及び第３木曜日（これらの日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び１２月３１日から翌年１月３日まで

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　３１　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和３９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「総務厚生課、人事課」を「国際課、広報課、総務課、人事課、労務厚生課、情報政策課、契約政策課」に改め、「、車両管理課」を削り、「区政推進課、広報課、広聴課、情報政策課、統計課、市民協働課、生涯学習推進課」を「地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課、生活安全課、男女共同参画課、広聴課」に、「健康づくり推進課、国保年金課、高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、医療政策課、生活衛生課、感染症対策課、子ども支援課、青少年育成課」を「高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、医療政策課、生活衛生課、感染症対策課、健康づくり推進課、国保年金課、子ども支援課」に、「産業政策課、商工振興課、農業政策課、シティプロモーション課、マイス推進課、観光振興課、文化振興課、スポーツ振興課」を「経済政策課、商業金融課、産業振興課、観光政策課、イベント推進課、文化振興課、スポーツ振興課、農業・ブランド戦略課」に、「建築計画課」を「建築政策課」に改め、「契約検査総室副室長」を削り、「食肉センター場長、競輪事務所長」を「競輪事務所長、植木中央土地区画整理事業所長」に、「消防課長」を「警防課長」に改め、「施設課長」の次に「、青少年教育課長」を加え、「、人権教育指導室長」を削る。

第１７条中「については」を「のうち、財政局長が別に定めるものについては」に改め、第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

様式第３号中「標準的な」を「基準」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３２　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市財産規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市財産規則の一部を改正する規則

熊本市財産規則（昭和３９年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「消防局、教育委員会事務局」を「熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）に定める課、熊本市教育委員会事務局等組織規則（平成２４年教育委員会規則第３号）に定める課及び課相当機関」に、「及び議会事務局」を「並びに熊本市議会事務局設置条例（昭和４０年条例第２９号）に定める課」に改める。

第３条第１項中「財政局次長（管財課の事務事業を所管する次長に限る。以下同じ。）」を「財務部長」に改め、同条第２項中「財政局次長」を「財務部長」に改める。

第５条第１項中「課」の次に「（当該所掌する課が２以上ある場合にあっては、財務部長が指定する課）」を加え、同条第２項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める課に所属させるものとする。

(1)　課が所掌する事務又は事業と関連して管理又は処分が必要なもの　当該事務又は事業を所掌する課

(2)　財産の利活用を図るための措置を要するもの（管財課に所属させることが適当と財務部長が認めたものを除く。）　当該措置を行うべき課

(3)　前２号の規定に該当する課が２以上となるもの　財務部長が指定する課

(4)　譲渡、交換若しくは信託又は他の会計への所管換えの目的をもって行政財産の用途を廃止したもの　行政財産の用途の廃止をした課

(5)　前各号に掲げるもののほか、管財課に所属させることが著しく不適当と財務部長が認めるもの　財務部長が指定する課

第１２条第１号中「又は処分しようとする」を「若しくは処分し、又は財産に私権を設定しようとする」に改め、同条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第７号までを１号ずつ繰り上げる。

第１３条の見出し及び同条第１項中「行政財産」を「公有財産」に改め、同条第２項を削る。

第１４条を次のように改める。

第１４条　削除

第１５条中「前条ただし書に規定する」を「第５条第２項各号に該当する」に改める。

第１７条に次のただし書を加える。

ただし、毀損の程度が軽微であるときその他管財課長が認めるときは、この限りでない。

第１９条に次の１項を加える。

３　熊本市行政財産使用条例（昭和３９年条例第１７号。以下「条例」という。）第７条の規定による使用料の減額又は免除をしようとするときは、行政財産使用料減免申請書を提出させるものとする。

第１９条の次に次の１条を加える。

（光熱水費等の負担）

第１９条の２　条例第３条第１項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に伴う光熱水費等及び当該財産の維持保存のために通常必要とする経費は、当該許可を受けた者の負担とする。

第２１条の２の次に次の１条を加える。

（光熱水費等の負担）

第２１条の３　第１９条の２の規定は、普通財産を貸し付ける場合に準用する。

第２７条中「次の各号に掲げる」を「第５条第２項各号に該当する」に、「当該財産が所属した」を「当該各号に定める」に改め、同条各号を削る。

第２８条第３項中「年６分の利率」を「普通財産取扱規則（昭和４０年大蔵省訓令

第２号）第１７条の規定により算出した率に相当する率」に改める。

第３１条第１項を次のように改める。

管財課長は、公有財産台帳（以下「財産台帳」という。）を備えなければならない。

第３１条第２項中「区分、種目及び数量の単位は、」を「範囲及び財産台帳の記載事項等は、財務部長が」に改め、同条第３項中「根拠書類によって財産台帳を整理し」を「根拠書類を添えて、」に改め、同条に次の１項を加える。

４　管財課長は、前項の通知があったときは、速やかにこれを財産台帳に記載しなければならない。

第３２条の見出しを「（図面の保管）」に改め、同条第１項中「財産台帳には」を「公有財産が所属する課の課長は」に、「附属させておくものとする」を「保管しなければならない」に改める。

第３４条を次のように改める。

第３４条　削除

第３８条第１項中「財政局次長」を「財務部長」に改める。

第３９条から第４５条までを次のように改める。

（定期報告）

第３９条　課長は、その所管の債権について、毎年度末における債権現在高報告書を作成し、財務部長を経て会計管理者に提出しなければならない。

（熊本市債権管理条例等の適用）

第４０条　前２条に定めるもののほか、債権の取扱いに関し必要な事項は、熊本市債権管理条例（平成２８年条例第　　号）及び熊本市債権管理条例施行規則（平成２８年規則第　　号）の定めるところによる。

第４１条から第４５条まで　削除

別表第４号の項の次に次のように加える。

第４号の２	行政財産使用料減免申請書	第１９条

別表第７号、第７号の２及び第７号の３の項を次のように改める。

第７号	削除	

別表中第９号の項から第１４号の項までを削る。

様式第４号の次に次の１様式を加える。

様式第４号の２

行政財産使用料減免申請書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

申請人　住　所

氏　名　　印

下記のとおり、行政財産使用料の減免を受けたいので申請します。

記

１　使用者

２　財産の種類又は名称

３　所在地

４　使用部分　　別図のとおりとする。

５　使用目的

６　使用期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

７　使用料

８　減免申請額

９　減免理由

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３３　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市消費者センター事務分掌規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消費者センター事務分掌規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市消費者センター条例（平成２８年条例第２１号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、熊本市消費者センター（以下「センター」という。）の事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所管）

第２条　センターは、市民局の所管とする。

（事務分掌）

第３条　センターは、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第８条第２項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1)　消費者の保護及び消費者団体の育成に関すること。

(2)　消費生活に係る相談及び指導に関すること。

(3)　消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。

(4)　消費生活に係る啓発に関すること。

（職員）

第４条　条例第４条に規定するその他必要な職員には、生活安全課の職員をもって充てる。

（雑則）

第５条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３４　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則（昭和４６年規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表第２第２５分団の項中「龍田小学校区」の次に「、龍田西小学校区」を加え、同表中

「

第３０分団	第１部	田迎小学校区、田迎西小学校区

」

を

「

第３０分団	第１部	田迎小学校区、田迎西小学校区
	第２部	

」

に、

「

第５４分団	第１部	麻生田小学校区、楡木小学校区の一部

」

を

「

第５４分団	第１部	麻生田小学校区、楡木小学校区の一部
	第２部	

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３５　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和６２年規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第２０条の見出し及び同条第１項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第６号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第２項中「異議申立書」を「審査請求書」に、「申立て」を「請求」に、「公務災害補償審査決定通知書」を「公務災害補償審査裁決通知書」に、「申立人」を「請求人」に改める。

様式第１６号中「公務災害補償審査決定通知書」を「公務災害補償審査裁決通知書」に、「貴殿から異議申立」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３６　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市男女共同参画推進条例施行規則（平成２１年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号)」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号)」に改める。

第６条第１号及び第１１条中「市民局市民協働課男女共生推進室」を「市民局市民生活部男女共同参画課」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　３７　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市土地開発基金管理規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市土地開発基金管理規則を廃止する規則

熊本市土地開発基金管理規則（昭和４５年規則第２号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２８年３月３１日から施行する。

規　則　第　３８　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市業務職員の給与に関する規則（平成１９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「標準的な」を削り、「別表第２級別標準職務表」を「別表第２級別基準職務表」に改める。

第３条第２項中「別表第１行政職員給料表」を「別表第２行政職員給料表」に改める。

第４条の次に次の１条を加える。

（昇給の基準）

第４条の２　業務職員の昇給の基準については、行政職員の例による。この場合において、一般職給与条例第４条第５項中「５５歳」とあるのは「５７歳」とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

業務職員給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円
	1	128,600	174,600	196,600	249,200	286,000
	2	129,600	176,100	198,100	250,700	287,900
	3	130,600	177,600	199,600	252,200	289,800

職員	4	131,600	179,100	201,100	253,700	291,700
	5	132,600	180,600	202,600	255,200	293,600
	6	133,600	182,100	204,100	256,700	295,400
	7	134,600	183,600	205,600	258,200	297,200
	8	135,600	185,100	207,100	259,700	299,000
	9	136,600	186,600	208,600	261,200	300,800
	10	137,600	187,800	210,100	262,400	302,500
	11	138,600	189,000	211,600	263,600	304,200
	12	139,600	190,200	213,100	264,800	305,900
	13	140,600	191,400	214,600	266,000	307,600
	14	141,600	192,600	216,100	267,200	309,200
	15	142,600	193,800	217,600	268,400	310,800
	16	143,600	195,000	219,100	269,600	312,400
	17	144,600	196,200	220,600	270,800	314,000
	18	145,800	197,400	222,000	271,800	315,500
	19	147,000	198,600	223,400	272,800	317,000
	20	148,200	199,800	224,800	273,800	318,500
	21	149,400	201,000	226,200	274,800	320,000
	22	150,600	202,200	227,600	275,800	321,400
	23	151,800	203,400	229,000	276,800	322,800
	24	153,000	204,600	230,400	277,800	324,200
	25	154,200	205,800	231,800	278,800	325,600
	26	155,700	206,800	233,200	279,800	326,900
	27	157,200	207,800	234,600	280,800	328,200
	28	158,700	208,800	236,000	281,800	329,500
	29	160,200	209,800	237,400	282,800	330,800
	30	161,700	210,800	238,800	283,800	332,000
	31	163,200	211,800	240,200	284,800	333,200
	32	164,700	212,800	241,600	285,800	334,400

	33	166,200	213,800	243,000	286,800	335,600
	34	167,700	214,800	244,300	287,800	336,700
	35	169,200	215,800	245,600	288,800	337,800
	36	170,700	216,800	246,900	289,800	338,900
	37	172,200	217,800	248,200	290,800	340,000
	38	173,700	218,800	249,500	291,800	341,000
	39	175,200	219,800	250,800	292,800	342,000
	40	176,700	220,800	252,100	293,800	343,000
	41	178,200	221,800	253,400	294,800	344,000
	42	179,700	222,800	254,700	295,800	345,000
	43	181,200	223,800	256,000	296,800	346,000
	44	182,700	224,800	257,300	297,800	347,000
	45	184,200	225,800	258,600	298,800	348,000
	46	185,400	226,800	259,900	299,800	349,000
	47	186,600	227,800	261,200	300,800	350,000
	48	187,800	228,800	262,500	301,800	351,000
	49	189,000	229,800	263,800	302,800	352,000
	50	190,200	230,800	265,000	303,800	353,000
	51	191,400	231,800	266,200	304,800	354,000
	52	192,600	232,800	267,400	305,800	355,000
	53	193,800	233,800	268,600	306,800	356,000
	54	194,900	234,800	269,800	307,300	357,000
	55	196,000	235,800	271,000	307,800	358,000
	56	197,100	236,800	272,200	308,300	359,000
	57	198,200	237,800	273,400	308,800	360,000
	58	199,200	238,800	274,400	309,300	361,000
	59	200,200	239,800	275,400	309,800	362,000
	60	201,200	240,800	276,400	310,300	363,000
	61	202,200	241,800	277,400	310,800	364,000

62	203,100	242,300	278,400	311,300	365,000
63	204,000	242,800	279,400	311,800	366,000
64	204,900	243,300	280,400	312,300	367,000
65	205,800	243,800	281,400	312,800	368,000
66	206,600	244,300	282,200	313,300	368,500
67	207,400	244,800	283,000	313,800	369,000
68	208,200	245,300	283,800	314,300	369,500
69	209,000	245,800	284,600	314,800	370,000
70	209,700	246,300	285,400	315,300	
71	210,400	246,800	286,200	315,800	
72	211,100	247,300	287,000	316,300	
73	211,800	247,800	287,800	316,800	
74	212,500	248,300	288,300	317,300	
75	213,200	248,800	288,800	317,800	
76	213,900	249,300	289,300	318,300	
77	214,600	249,800	289,800	318,800	
78	215,300	250,300	290,300	319,300	
79	216,000	250,800	290,800	319,800	
80	216,700	251,300	291,300	320,300	
81	217,400	251,800	291,800	320,800	
82	218,100	252,300	292,300	321,300	
83	218,800	252,800	292,800	321,800	
84	219,500	253,300	293,300	322,300	
85	220,200	253,800	293,800	322,800	
86	220,800	254,300	294,300	323,300	
87	221,400	254,800	294,800	323,800	
88	222,000	255,300	295,300	324,300	
89	222,600	255,800	295,800	324,800	
90	223,200	256,300	296,300	325,300	

		91	223,800	256,800	296,800	325,800	
		92	224,400	257,300	297,300	326,300	
		93	225,000	257,800	297,800	326,800	
		94	225,600	258,300	298,300	327,300	
		95	226,200	258,800	298,800	327,800	
		96	226,800	259,300	299,300	328,300	
		97	227,400	259,800	299,800	328,800	
		98	228,000	260,300	300,300	329,300	
		99	228,600	260,800	300,800	329,800	
		100	229,200	261,300	301,300	330,300	
		101	229,800	261,800	301,800	330,800	
		102	230,300	262,300	302,300		
		103	230,800	262,800	302,800		
		104	231,300	263,300	303,300		
		105	231,800	263,800	303,800		
		106	232,300	264,300	304,300		
		107	232,800	264,800	304,800		
		108	233,300	265,300	305,300		
		109	233,800	265,800	305,800		
		110	234,300	266,300	306,300		
		111	234,800	266,800	306,800		
		112	235,300	267,300	307,300		
		113	235,800	267,800	307,800		
		114	236,300	268,300	308,300		
		115	236,800	268,800	308,800		
		116	237,300	269,300	309,300		
		117	237,800	269,800	309,800		
		118	238,300	270,300	310,300		
		119	238,800	270,800	310,800		

	120	239,300	271,300	311,300		
	121	239,800	271,800	311,800		
	122		272,300	312,300		
	123		272,800	312,800		
	124		273,300	313,300		
	125		273,800	313,800		
	126		274,300	314,300		
	127		274,800	314,800		
	128		275,300	315,300		
	129		275,800	315,800		
	130		276,300	316,300		
	131		276,800	316,800		
	132		277,300	317,300		
	133		277,800	317,800		
	134		278,300			
	135		278,800			
	136		279,300			
	137		279,800			
再任用職員		197,500	206,600	228,200	249,100	280,600

別表第２（第２条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
１級	定例的な業務を行う主事及び技師の職務
２級	相当の技能又は経験を必要とする主事及び技師の職務
３級	高度の技能又は経験を必要とする主事及び技師の職務
４級	主任主事及び副主任の職務
５級	(1)　作業長、業務長、守衛長及び主任の職務

	(2)　高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任主事及び副主任の職務

別表第５を次のように改める。

別表第５（第４条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
１０	1	2	1	1
１１	1	3	1	1
１２	1	4	1	1
１３	1	5	1	1
１４	1	6	1	1
１５	1	7	1	1
１６	1	8	1	1
１７	1	9	1	1
１８	1	１０	1	2
１９	1	１１	1	3
２０	1	１２	1	4
２１	1	１３	1	5

２２	１	１４	１	６
２３	１	１５	１	７
２４	１	１６	１	８
２５	１	１７	１	９
２６	１	１８	１	１０
２７	１	１９	１	１１
２８	１	２０	１	１２
２９	１	２１	１	１３
３０	１	２２	２	１３
３１	１	２３	３	１４
３２	１	２４	４	１４
３３	１	２５	５	１５
３４	１	２６	６	１５
３５	１	２７	７	１６
３６	１	２８	８	１６
３７	１	２９	９	１７
３８	２	３０	１０	１７
３９	３	３１	１１	１８
４０	４	３２	１２	１８
４１	５	３３	１３	１９
４２	６	３３	１４	１９
４３	７	３４	１５	２０
４４	８	３４	１６	２０
４５	９	３５	１７	２１
４６	１０	３５	１８	２２
４７	１１	３６	１９	２３
４８	１２	３６	２０	２４
４９	１３	３７	２１	２５

５０	１４	３８	２２	２５
５１	１５	３９	２３	２６
５２	１６	４０	２４	２６
５３	１７	４１	２５	２７
５４	１８	４２	２６	２７
５５	１９	４３	２７	２８
５６	２０	４４	２８	２８
５７	２１	４５	２９	２９
５８	２２	４６	３０	２９
５９	２３	４７	３１	３０
６０	２４	４８	３２	３０
６１	２５	４９	３３	３１
６２	２６	４９	３４	３１
６３	２７	５０	３５	３２
６４	２８	５０	３６	３２
６５	２９	５１	３７	３３
６６	３０	５１	３８	３３
６７	３１	５２	３９	３３
６８	３２	５２	４０	３３
６９	３３	５３	４１	３４
７０	３４	５３	４２	３４
７１	３５	５４	４３	３４
７２	３６	５４	４４	３４
７３	３７	５５	４５	３５
７４	３８	５５	４６	３５
７５	３９	５６	４７	３５
７６	４０	５６	４８	３５
７７	４１	５７	４９	３６

７８	４２	５７	５０	３６
７９	４３	５８	５１	３６
８０	４４	５８	５２	３６
８１	４５	５９	５３	３７
８２	４５	５９	５４	３７
８３	４６	６０	５５	３７
８４	４６	６０	５６	３８
８５	４７	６１	５７	３８
８６	４７	６１	５８	３８
８７	４８	６１	５９	３９
８８	４８	６１	６０	３９
８９	４９	６２	６１	３９
９０	４９	６２	６１	４０
９１	５０	６２	６２	４０
９２	５０	６２	６２	４０
９３	５１	６３	６３	４１
９４	５１	６３	６３	４１
９５	５２	６３	６４	４１
９６	５２	６３	６４	４２
９７	５３	６４	６５	４２
９８	５３	６４	６５	４２
９９	５４	６４	６６	４３
１００	５４	６４	６６	４３
１０１	５５	６５	６７	４３
１０２	５５	６５	６７	
１０３	５６	６５	６８	
１０４	５６	６５	６８	
１０５	５７	６６	６９	

１０６	５７	６６	７０	
１０７	５７	６６	７１	
１０８	５８	６６	７２	
１０９	５８	６７	７３	
１１０	５８	６７	７３	
１１１	５９	６７	７４	
１１２	５９	６７	７４	
１１３	５９	６８	７５	
１１４	６０	６８	７５	
１１５	６０	６８	７６	
１１６	６０	６８	７６	
１１７	６１	６９	７６	
１１８	６１	６９	７６	
１１９	６２	６９	７６	
１２０	６２	６９	７６	
１２１	６３	６９	７６	
１２２		６９	７６	
１２３		６９	７６	
１２４		７０	７６	
１２５		７０	７６	
１２６		７０	７６	
１２７		７０	７６	
１２８		７０	７６	
１２９		７０	７６	
１３０		７０	７６	
１３１		７１	７６	
１３２		７１	７６	
１３３		７１	７６	

１３４		７１		
１３５		７１		
１３６		７１		
１３７		７１		

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（切替えに伴う経過措置）

２　平成２８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額（切替日の前日においてその者が受けていた号給における給料月額とこの規則による改正前の熊本市業務職員の給与に関する規則附則第５項の規定又は熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成２３年規則第１５号）附則第７項及び第８項の規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなるものには、平成３１年３月３１日までの間に限り、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間においては、この規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成２３年規則第１５号）附則第７項の規定の適用を受ける職員にあっては、３，２００円（差額相当額が３，２００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）を給料として支給する。

３　切替日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

４　前２項の規定による給料を支給される職員に対する熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第８条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正

する規則（平成２８年規則第３８号）附則第２項及び第３項の規定による給料の額との合計額」とする。

（昇給に関する経過措置）

５　この規則による改正後の熊本市業務職員の給与に関する規則第４条の２の規定の適用を受ける職員については、平成２９年３月３１日までの間に限り、同条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

（細則）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

７　熊本市業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成２３年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第７項中「相当する額」の次に「（以下この項において「差額相当額」という。）（平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までにあっては３，２００円（差額相当額が３，２００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までにあっては６，４００円（差額相当額が６，４００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までにあっては９，６００円（差額相当額が９，６００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日までにあっては１２，８００円（差額相当額が１２，８００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を、平成３４年４月１日以降にあっては１６，０００円（差額相当額が１６，０００円未満の場合にあっては、当該差額相当額）を差額相当額から減じて得た額）」を加える。

規　則　第　３９　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市保健所事務分掌規則（平成１４年規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

第４条感染症対策課の項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第６条中「健康福祉子ども局医療政策課、同局生活衛生課、同局食品保健課、同局感染症対策課、同局障がい保健福祉課及び同局健康福祉政策課」を「健康福祉局保健衛生部医療政策課、同部生活衛生課、同部食品保健課、同部感染症対策課、同局障がい者支援部障がい保健福祉課及び同局福祉部健康福祉政策課」に、「同局動物愛護センター」を「同局保健衛生部動物愛護センター」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４０　号

平成２８年　３　月３１日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成１１年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号ア中「に係る申請の受付」を削り、同号ヘを同号ムとし、同号トからフまでを同号ネからミとし、同号ネの前に次のように加える。

ニ　法第２９条第３項の規定による承認の取消しに関すること。

ヌ　法第２９条第６項の規定による承認の取消しに係る熊本県医療審査会の意見の聴取に関すること。

第２条第１号テを同号ナとし、同号コからツまでを同号シからトとし、同号シの前に次のように加える。

サ　法第１２条の２第２項の規定による報告書の内容の公表に関すること。

第２条第１号ケ中「受付」を「受理」に改め、同号ケを同号コとし、同号イからクまでを同号ウからケとし、同号ウの前に次のように加える。

イ　法第４条第２項の規定による承認に係る熊本県医療審議会の意見の聴取に関すること。

第２条第７号に次のように加える。

ク　法第３２条第１項の規定による法第３１条第１項の規定に違反して表示をした者に対する勧告に関すること。

ケ　法第３２条第２項の規定による同条第１項に規定する勧告を受けた者に対す

る命令に関すること。

第２条第２５号モ中「モ」を「ヤ」に改め、同号モを同号ヤとし、同号ケからメまでを同号コからモとし、同号クの次に次のように加える。

ケ　法第３９条の２第２項の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可に関すること。

第２条第２６号ノ中「登録簿」を「登録簿又は特定毒物研究者名簿」に改め、同号ノを同号フとし、同号ネ中「登録票」を「登録票又は許可証」に改め、同号ネを同号ヒとし、同号ヌ中「登録票」を「登録票又は許可証」に改め、同号ヌを同号ハとし、同号ニ中「登録票」を「登録票又は許可証」に改め、同号ニを同号ノとし、同号ナ中「登録票」を「登録票又は許可証」に改め、同号ナを同号ネとし、同号ネの前に次のように加える。

ヌ　法施行令第３４条に規定する許可証の交付に関すること。

第２条第２６号トを同号ニとし、同号シからテまでを同号セからナとし、同号サ中「登録」を「登録又は許可」に改め、同号サを同号スとし、同号コを同号シとし、同号ケ中「登録」を「登録又は許可」に改め、同号ケを同号サとし、同号エからクまでを同号カからコとし、同号カの前に次のように加える。

オ　法第１０条第２項の規定による特定毒物研究者の変更等の届出の受理に関すること。

第２条第２６号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ　法第６条の２の規定による特定毒物研究者の許可に関すること。

第２条第２６号に次のように加える。

ヘ　法施行令第３６条の４第３項の規定による旧管轄都道府県知事への通知に関すること。

ホ　法施行令第３６条の４第４項の規定による新管轄都道府県知事への送付に関すること。

マ　法施行令第３６条の６の規定による通知に関すること。

第２条第２９号ア中「こと」の次に「(食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品

を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成２７年内閣府令第１１号）第５条第１項に規定する事項（以下「保健所所管事項」という。）に係るものに限る。)」を加え、同号イから同号エまでの規定中「こと」の次に「(保健所所管事項に係るものに限る。)」を加え、同号オ中「提出」の次に「の要求」を、「こと」の次に「(保健所所管事項に係るものに限る。)」を加え、同号カ及び同号キ中「こと」の次に「(保健所所管事項に係るものに限る。)」を加える。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４１　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項中「区役所次長」を「区役所区民部長」に改め、同条第３項中「第７条」を「第８条」に改める。

第６７条第１項に後段として次のように加える。

この場合において、出納員になるべき者が市長事務部局（法第１５８条に規定する内部組織をいう。以下同じ。）以外の職員である場合は、当該職員は、当該職にある間、市長事務部局の職員に併任されたものとする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第１９条の２、第６７条、第６８条関係）

(1)　市長事務部局（消防局を除く。）

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
危機管理防災総室	副室長	所管に係る収入金の収納	危機管理防災総室勤務の職員である分任出納員
総務課	課長	所管に係る収入金の収納	総務課勤務の職員である分任出納員
法制課	課長	所管に係る収入金の収納	法制課勤務の職員である分任出納員
契約政策課	課長	所管に係る収入	

		金の収納	
工事契約課	課長	所管に係る収入金の収納	
管財課	課長	所管に係る収入金の収納	管財課勤務の職員である分任出納員
納税課	課長 特別滞納対策室長 主査	所管に係る収入金の収納	納税課勤務の職員である分任出納員並びに税制課及び課税管理課勤務の職員で市税に係る徴収金の収納事務に従事する分任出納員
各税務課	課長	所管に係る収入金の収納	当該税務課勤務の職員である分任出納員
地域活動推進課	課長	所管に係る収入金の収納	地域活動推進課勤務の職員である分任出納員
生活安全課	課長	所管に係る収入金の収納	生活安全課勤務の職員である分任出納員
男女共同参画課	課長	所管に係る収入金の収納	男女共同参画課勤務の職員である分任出納員
ふれあい文化センター	館長	所管に係る収入金の収納	
植木ふれあい文化センター	館長	所管に係る収入金の収納	
健康福祉政策課	課長	所管に係る収入金の収納	健康福祉政策課勤務の職員である分任出納員
保護管理援護課	課長	所管に係る収入金の収納	保護管理援護課勤務の職員である分任出納員
高齢介護福祉課	課長	所管に係る収入金の収納	高齢介護福祉課勤務の職員である分任出納員
子ども発達支援	所長	所管に係る収入	

センター		金の収納	
こころの健康センター	所長	所管に係る収入金の収納	こころの健康センター勤務の職員である分任出納員
医療政策課	課長	所管に係る収入金の収納	
生活衛生課	課長	所管に係る収入金の収納	
動物愛護センター	所長	所管に係る収入金の収納	動物愛護センター勤務の職員である分任出納員
感染症対策課	課長	所管に係る収入金の収納	
国保年金課	課長 主査	所管に係る収入金の収納	国保年金課勤務の職員である分任出納員
子ども支援課	課長	所管に係る収入金の収納	子ども支援課勤務の職員である分任出納員
勤労青少年ホーム	館長	所管に係る収入金の収納	
児童相談所	所長	所管に係る収入金の収納	児童相談所勤務の職員である分任出納員
保育幼稚園課	課長	所管に係る収入金の収納	保育幼稚園課勤務の職員である分任出納員
環境共生課	課長	所管に係る収入金の収納	環境共生課勤務の職員である分任出納員
環境総合センター	所長	所管に係る収入金の収納	
廃棄物計画課	課長	所管に係る収入金の収納 廃棄物処理手数料収納の委託手	廃棄物計画課勤務の職員である分任出納員

		数料の支払	
東部環境工場	場長	所管に係る収入金の収納	東部環境工場勤務の職員である分任出納員
計量検査所	所長	所管に係る収入金の収納	計量検査所勤務の職員である分任出納員
競輪事務所	所長	所管に係る収入金の収納 勝者的中投票券の払戻金及び投票券買戻金の支払	
観光政策課	課長	所管に係る収入金の収納	観光政策課勤務の職員である分任出納員
熊本城総合事務所	所長	所管に係る収入金の収納	熊本城総合事務所勤務の職員である分任出納員及び法制課勤務の職員である分任出納員
動植物園	園長	所管に係る収入金の収納	動植物園の職員で入園料の収納事務に従事する分任出納員
文化振興課	課長	所管に係る収入金の収納	文化振興課勤務の職員である分任出納員
スポーツ振興課	課長	所管に係る収入金の収納	スポーツ振興課勤務の職員である分任出納員
市民会館	館長	所管に係る収入金の収納	
農業・ブランド戦略課	課長	所管に係る収入金の収納	
農業支援課	課長	所管に係る収入金の収納	農業支援課勤務の職員である分任出納員
各農業振興課	課長	所管に係る収入	

		金の収納	
各農業振興課分室	室長	所管に係る収入金の収納	北部分室勤務の職員である分任出納員及び各区役所まちづくり推進課勤務の職員である分任出納員
建築政策課	課長	所管に係る収入金の収納	建築政策課勤務の職員である分任出納員
住宅課	課長	所管に係る収入金の収納	住宅課勤務の職員である分任出納員
土木管理課	課長	所管に係る収入金の収納	
自転車対策室	室長	所管に係る収入金の収納	自転車対策室勤務の職員である分任出納員
各土木センター	所長	所管に係る収入金の収納（スポーツ振興課勤務の職員である分任出納員への委任は、坪井川緑地運動施設及び庄口地区運動施設の施設利用料の収納に限る。）	当該土木センター勤務の職員である分任出納員及びスポーツ振興課勤務の職員である分任出納員
西部土木センター河内分室	室長	所管に係る収入金の収納	
各地域整備室	室長	所管に係る収入金の収納	城南地域整備室勤務及び植木地域整備室勤務の職員である分任出納員
都市政策研究所	副所長	所管に係る収入	都市政策研究所勤務の職員で

		金の収納	ある分任出納員
各区役所総務企画課	課長	所管に係る収入金の収納	
各区役所まちづくり推進課	課長	所管に係る収入金の収納 廃棄物処理手数料収納の委託手数料の支払（南区役所及び北区役所に限る。）	当該まちづくり推進課勤務の職員である分任出納員
各区役所まちづくり交流室	室長	所管に係る収入金の収納	植木まちづくり交流室勤務の職員である分任出納員
各区役所区民課	課長	所管に係る収入金の収納	西区役所区民課勤務の職員である分任出納員
各総合出張所	所長	所管に係る収入金の収納	
各総合出張所まちづくり交流室	室長	所管に係る収入金の収納	城南まちづくり交流室勤務及び北部まちづくり交流室勤務の職員である分任出納員
西区役所芳野分室	室長	所管に係る収入金の収納	
総合出張所以外の各出張所	所長	所管に係る収入金の収納	南区役所南部出張所勤務の職員である分任出納員
総合出張所以外の各出張所まちづくり交流室	室長	所管に係る収入金の収納	
各区役所福祉課	課長	所管に係る収入金の収納	当該福祉課勤務の職員である分任出納員
各区役所保護課	課長	所管に係る収入	当該保護課勤務の職員である

		金の収納	分任出納員
各区役所保健子ども課	課長	所管に係る収入金の収納	当該保健子ども課勤務の職員である分任出納員

(2)　消防局

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
管理課	課長	所管に係る収入金の収納	
指導課	課長	所管に係る収入金の収納	
益城西原消防署	消防署長	所管に係る収入金の収納	

(3)　教育委員会

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
教育政策課	課長	所管に係る収入金の収納	
学務課	課長	所管に係る収入金の収納	学務課勤務の職員である分任出納員並びに各幼稚園勤務、各小学校勤務及び各中学校勤務の職員である分任出納員
青少年教育課	課長	所管に係る収入金の収納	青少年教育課勤務の職員である分任出納員
金峰山少年自然の家	所長	所管に係る収入金の収納	
図書館	館長	所管に係る収入金の収納	
植木図書館	館長	所管に係る収入金の収納	

とみあい図書館	館長	所管に係る収入金の収納	
博物館	館長	所管に係る収入金の収納	博物館勤務の職員である分任出納員
健康教育課	課長	所管に係る収入金の収納	
各高等学校	校長	所管に係る収入金の収納	
総合ビジネス専門学校	校長	所管に係る収入金の収納	

(4)　選挙管理委員会

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
各選挙管理委員会事務局	副事務局長	所管に係る収入金の収納	

(5)　農業委員会

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務	出納員の委任を受ける分任出納員
農業委員会事務局	副事務局長	所管に係る収入金の収納	
農業委員会事務局各分室	室長	所管に係る収入金の収納	

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４２　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和４０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

本則中「契約検査総室副室長」を「契約政策課長」に改める。

第３条第１項第１号中「もの」の次に「のうち、１品又は１組の取得価格が２万円以上のもの」を加え、同項第２号を次のように改める。

(2)　消耗品　次に掲げるもの

ア　品質、形状が変わることなく長期間にわたり使用に耐えるもののうち、１品又は１組の取得価格が２万円未満のもの

イ　品質、形状が１回又は短時間の使用により変質、消耗又は損傷しやすいもの

第３条第２項中「品質、形状が変わることなく長期間にわたり使用に耐えるもののうち１品又は１組の取得価格が２万円未満のものについては、消耗品」を「公印（公文書に使用する庁印、職印その他の印章をいう。）については、備品」に改める。

第７条中「契約検査総室」を「契約政策課」に改める。

第１０条中「(物品契約業務を担当する者に限る。以下同じ。)」を削る。

第１１条の２第１号中「契約検査総室」を「契約政策課」に改め、同条第２号中「カード式回数券」を「ＩＣカード」に改め、同条第７号中「前号まで」を「前各号」に改める。

第２５条第２項中「の修繕又は」を「の修繕若しくは」に改める。

第２５条の３中「車両管理課」を「管財課」に改める。

第２６条中「修繕又は」を「修繕若しくは」に改める。

別表第１中

「

契約検査総室	契約検査総室副室長
教育委員会事務局教育政策課	教育政策課長

」を「

契約政策課	契約政策課長
教育委員会事務局教育総務部教育政策課	教育政策課長

」

に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

設置箇所			物品分任出納員となるべき者	分任する事務
会計総室			主査（庶務担当）	室に属する物品（入場券類を含む。）の受入れ、払出し及び保管の事務（以下この表において「物品事務」という。）
政策局	秘書課		主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	総合政策部	政策企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		国際課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		広報課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	危機管理防災総室		主査（庶務担当）	室に属する物品事務
	東京事務所		主査（庶務担当）	事務所に属する物品事務
総務局	行政管理部	総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、コンプライアンス推進室及び法制課に属する物品事務
		コンプライアンス推進室		
		法制課		
		人事課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		人材育成センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		労務厚生課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		情報政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	契約監理部	契約政策課	契約政策課主査（庶務担当）	契約政策課及び工事契約課に属する物品事務
		工事契約課		
		技術管理課	技術管理課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		検査室		

財政局	財務部	財政課	財政課主査(庶務担当)	課及び室に属する物品事務
		資産マネジメント推進室		
		債権管理課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		管財課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	税務部	税制課	税制課主査（庶務担当）	税制課、課税管理課、納税課及び特別滞納対策室に属する物品事務
		課税管理課		
		納税課		
		特別滞納対策室		
		中央税務課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		東税務課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		西税務課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		南税務課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		北税務課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
市民局	オンブズマン事務局		主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務
	市民生活部	地域政策課	地域政策課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		社会保障・税番号制度推進室		
		地域活動推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		生涯学習課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		生活安全課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		男女共同参画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		広聴課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	人権推進総室		主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		ふれあい文化センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		植木ふれあい文化センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務

健康福祉局	指導監査課		主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	福祉部	健康福祉政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		臨時福祉給付金交付室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		保護管理援護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		高齢介護福祉課	高齢介護福祉課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		地域包括ケア推進室		
	障がい者支援部	障がい保健福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		精神保健福祉室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		子ども発達支援センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		障がい者福祉相談所	主査（庶務担当）	所に属する物品事務
		こころの健康センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
	保健衛生部	医療政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		生活衛生課	生活衛生課主査（庶務担当）	生活衛生課及び食品保健課に属する物品事務
		食品保健課		
		動物愛護センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		感染症対策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		健康づくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		国保年金課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
	子ども未来部	子ども支援課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		子ども・若者総合相談センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		西原公園児童館	館長	館に属する物品事務
		勤労青少年ホーム	館長	ホームに属する物品事務

		児童相談所	児童相談所主査（庶務担当）	児童相談所及び一時保護所に属する物品事務
		一時保護所		
		保育幼稚園課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
環境局	環境推進部	環境政策課	環境政策課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		温暖化対策室		
		環境共生課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		水保全課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		環境総合センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
	資源循環部	廃棄物計画課	廃棄物計画課主査（庶務担当）	廃棄物計画課、扇田環境センター、環境施設整備室、ごみ減量推進課及び事業ごみ対策室に属する物品事務
		扇田環境センター		
		環境施設整備室		
		ごみ減量推進課		
		事業ごみ対策室		
		浄化対策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		秋津浄化センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		北部クリーンセンター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		西部クリーンセンター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		東部クリーンセンター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		東部環境工場	主査（庶務担当）	工場に属する物品事務
経済観光局	産業部	経済政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		しごとづくり推進室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		計量検査所	主査（庶務担当）	所に属する物品事務
		商業金融課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務

		産業振興課	産業振興課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		企業立地推進室		
		競輪事務所	主査（庶務担当）	事務所に属する物品事務
	観光交流部	観光政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		新ホール開設準備室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		イベント推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		熊本城総合事務所	主査（庶務担当）	事務所に属する物品事務
		動植物園	主査（庶務担当）	園に属する物品事務
	文化・スポーツ交流部	文化振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		埋蔵文化財調査室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		熊本城調査研究センター	主査（庶務担当）	センターに属する物品事務
		スポーツ振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		市民会館	主査（庶務担当）	館に属する物品事務
農水局	農政部	農業・ブランド戦略課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		農業支援課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		農地整備課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		東農業振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		西農業振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		河内分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		南農業振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		飽田天明分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		城南分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		北農業振興課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		北部分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
	水産振興センター		主査（庶務担当）	センターに属する物品事

				務
都市建設局	都市政策部	都市政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		都心活性推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		開発景観課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		建築指導課	建築指導課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		建築審査室		
		植木中央土地区画整理事業所	主査（庶務担当）	事務所に属する物品事務
	交通政策総室		主査（庶務担当）	室に属する物品事務
	熊本駅周辺整備事務所		熊本駅周辺整備事務所主査（庶務担当）	事務所及び室に属する物品事務
		鉄道高架関連整備室		
	建築住宅部	建築政策課	建築政策課主査（庶務担当）	建築政策課、建築物安全推進室、営繕課、建築保全室、設備課及び住宅課に属する物品事務
		建築物安全推進室		
		営繕課		
		建築保全室		
		設備課		
		住宅課		
	土木部	土木総務課	土木総務課主査（庶務担当）	土木総務課、道路整備課、土木管理課、自転車対策室、用地調整課、河川課及び公園課に属する物品事務
		道路整備課		
		土木管理課		
		自転車対策室		
		用地調整課		
		河川課		
		公園課		
		東部土木センター総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、工務課、維持課、用地課及び河川公園整備課に属する物品事務
		東部土木センター		

		工務課		
		東部土木センター維持課		
		東部土木センター用地課		
		東部土木センター河川公園整備課		
		西部土木センター総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、工務課、維持課、用地課及び河川公園整備課に属する物品事務
		西部土木センター工務課		
		西部土木センター維持課		
		西部土木センター用地課		
		西部土木センター河川公園整備課		
		西部土木センター河内分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		西部土木センター富合地域整備室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		西部土木センター城南地域整備室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		北部土木センター総務課	総務課主査（庶務担当）	総務課、工務課、維持課、用地課、河川公園整備課及び高規格道路建設推進課に属する物品事務
		北部土木センター工務課		

		北部土木センター維持課		
		北部土木センター用地課		
		北部土木センター河川公園整備課		
		北部土木センター高規格道路建設推進課		
		北部土木センター植木地域整備室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
都市政策研究所			主査（庶務担当）	研究所に属する物品事務
中央区役所	区民部	総務企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		まちづくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		中央まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		五福まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		区民課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		大江出張所	大江出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		大江まちづくり交流室		
	保健福祉部	福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保健子ども課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
東区役	区民部	総務企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		まちづくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		区民課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務

所		託麻総合出張所	託麻総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		託麻まちづくり交流室		
		秋津出張所	秋津出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		秋津まちづくり交流室		
		東部出張所	東部出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		東部まちづくり交流室		
	保健福祉部	福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保健子ども課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
西区役所	区民部	総務企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		まちづくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		西部まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		区民課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		河内総合出張所	主査（庶務担当）	出張所に属する物品事務
		河内まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		芳野分室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		花園総合出張所	花園総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		花園まちづくり交流室		
	保健福祉部	福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保健子ども課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
南	区民部	総務企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務

区役所		まちづくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		富合まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		区民課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		飽田総合出張所	飽田総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		飽田まちづくり交流室		
		天明総合出張所	天明総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		天明まちづくり交流室		
		幸田総合出張所	幸田総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		幸田まちづくり交流室		
		南部出張所	南部出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		南部まちづくり交流室		
		城南総合出張所	主査（庶務担当）	出張所に属する物品事務
		城南まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
	保健福祉部	福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保健子ども課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
北区役所	区民部	総務企画課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		まちづくり推進課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		植木まちづくり交流室	主査（庶務担当）	室に属する物品事務
		区民課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		北部総合出張所	北部総合出張所	出張所及び室に属する物

		北部まちづくり交流室	主査（庶務担当）	品事務
		清水総合出張所	清水総合出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		清水まちづくり交流室		
		龍田出張所	龍田出張所主査（庶務担当）	出張所及び室に属する物品事務
		龍田まちづくり交流室		
	保健福祉部	福祉課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保護課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		保健子ども課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
消防局			管理課主査（経理担当）	消防局に属する物品事務
教育委員会事務局	教育総務部	教育政策課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		学務課	主査（庶務担当）	課及び幼稚園に属する物品事務
		施設課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		青少年教育課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		金峰山少年自然の家	事務長	少年自然の家に属する物品事務
		市立図書館	市立図書館主査（経理担当）	館に属する物品事務
		とみあい図書館		
		植木図書館	主査（経理担当）	館に属する物品事務
		熊本博物館	主査（経理担当）	館に属する物品事務
	学校教育部	教職員課	教職員課主査（庶務担当）	課及び室に属する物品事務
		人権教育指導室		
		総合支援課	総合支援課主査	課、教育相談室及び特別

		教育相談室	（庶務担当）	支援教育室に属する物品事務
		特別支援教育室		
		指導課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		健康教育課	主査（庶務担当）	課に属する物品事務
		教育センター	事務長	センターに属する物品事務
		高等学校	事務長	学校に属する物品事務
		小学校及び中学校	校長又は校長が指名する事務職員	学校に属する物品事務
		総合ビジネス専門学校	校長	学校に属する物品事務
		学校給食植木共同調理場	場長	調理場に属する物品事務
監査事務局			主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務
人事委員会事務局			主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務
熊本市選挙管理委員会事務局			熊本市選挙管理委員会事務局主査（庶務担当）	熊本市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局に属する物品事務
中央区選挙管理委員会事務局				
東区選挙管理委員会事務局				
西区選挙管理委員会事務局				
南区選挙管理委員会事務局				
北区選挙管理委員会事務局				
農業委員会事務局			主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務
農業委員会事務局西区分室			室長	室に属する物品事務
農業委員会事務局南区分室			室長	室に属する物品事務
農業委員会事務局北区分室			室長	室に属する物品事務
議会事務局			総務課主査（庶務担当）	事務局に属する物品事務

様式第１号中

「

会計管理者

物品総括管理者（総務局長）	総務局次長	副室長	補佐	主査

」

を

「

（決裁欄）

」

に改める。

様式第２号中

「

（受入課）

物品管理者	物品分任出納員

（契約検査総室）

物品出納員	補佐	主査

（払出課）

物品管理者	物品分任出納員

」

を

「

（決裁欄）

」

に、「契約検査総室」を「契約政策課」に改める。

様式第３号中

「

会計管理者

物品総括管理者（総務局長）	総務局次長	副室長（物品出納員）	補佐	主査

」

を

「

（決裁欄）

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４３　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

熊本市職員安全衛生規則(昭和４９年規則第２６号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「総務局総務厚生課長」を「総務局行政管理部労務厚生課長」に改め、同項第２号中「健康福祉子ども局医療政策課長」を「健康福祉局保健衛生部医療政策課長」に改め、同項第３号中「健康福祉子ども局児童相談所長」を「健康福祉局子ども未来部児童相談所長」に改め、同項第４号中「健康福祉子ども局保育幼稚園課長」を「健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課長」に改め、同項第５号中「環境局北部クリーンセンター所長」を「環境局資源循環部北部クリーンセンター所長」に改め、同項第６号中「環境局西部クリーンセンター所長」を「環境局資源循環部西部クリーンセンター所長」に改め、同項第７号中「環境局東部クリーンセンター所長」を「環境局資源循環部東部クリーンセンター所長」に改め、同項第８号中「環境局東部環境工場長」を「環境局資源循環部東部環境工場長」に改め、同項第９号を削り、同項第１０号中「観光文化交流局熊本城総合事務所長」を「経済観光局観光交流部熊本城総合事務所長」に改め、同号を同項第９号とし、同項第１１号中「観光文化交流局動植物園長」を「経済観光局観光交流部動植物園長」に改め、同号を同項第１０号とし、同項第１２号中「都市建設局東部土木センター所長」を「都市建設局土木部東部土木センター所長」に改め、同号を同項第１１号とし、同項第１３号中「都市建設局西部土木センター所長」を「都市建設局土木部西部土木センター所長」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第１４号中「都市建設局北部土木センター所長」を「都市建設局土木部北部土木センター所長」に改め、同号を同項第１３号とし、同項第

１５号中「東区役所総務企画課長」を「東区役所区民部総務企画課長」に改め、同号を同項第１４号とし、同項第１６号中「西区役所総務企画課長」を「西区役所区民部総務企画課長」に改め、同号を同項第１５号とし、同項第１７号中「南区役所総務企画課長」を「南区役所区民部総務企画課長」に改め、同号を同項第１６号とし、同項第１８号中「南区役所城南総合出張所長」を「南区役所区民部城南総合出張所長」に改め、同号を同項第１７号とし、同項第１９号中「北区役所総務企画課長」を「北区役所区民部総務企画課長」に改め、同号を同項第１８号とし、同項中第２０号を第１９号とし、第２１号から第２３号までを１号ずつ繰り上げ、同項第２４号中「教育委員会事務局教育政策課長」を「教育委員会事務局教育総務部教育政策課長」に改め、同号の前に次の１号を加える。

(23)　北消防署　北消防署長

第５条第２項第２５号中「教育委員会事務局教職員課長」を「教育委員会事務局学校教育部教職員課長」に改め、同項第２６号中「教育委員会事務局健康教育課長」を「教育委員会事務局学校教育部健康教育課長」に改め、同条第３項中「総務局次長」を「総務局行政管理部長」に改める。

第２７条第３項中「総務局次長」を「総務局行政管理部長」に改める。

第２９条及び第５０条中「総務局総務厚生課」を「総務局行政管理部労務厚生課」に改める。

別表中「別表」を「別表（第１８条関係）」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４４　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則（昭和３３年規則第３５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

９級	９級	５級			９級		
８級	８級	４級	４級		８級	７級	
７級	７級	３級			７級	６級	
６級	６級				６級		

」

を

「

８級	８級	５級			８級		
７級	７級	４級	４級		７級	７級	
６級	６級	３級			６級	６級	

」

に改める。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

規　則　第　４５　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則

熊本市職員職名規則（昭和３７年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「次長」を「部長」に改め、「、税務長」を削り、「首席工事検査審議員」の次に「、首席税務審議員、首席用地審議員、首席戸籍審議員、首席要保護審議員、首席保健福祉審議員」を、「副所長」の次に「、副館長、副場長、副事務局長」を、「文化財保護審議員」の次に「、税務審議員、用地審議員、戸籍審議員、要保護審議員、保健福祉審議員」を加え、「、用地主幹」を削り、「文化財保護主幹」の次に「、税務主幹、用地主幹、戸籍主幹、要保護主幹、保健福祉主幹」を加え、「、用地参事」を削り、「文化財保護参事」の次に「、税務参事、用地参事、戸籍参事、要保護参事、保健福祉参事」を、「文化財保護主任主事」の次に「、税務主任主事、用地主任主事、戸籍主任主事、要保護主任主事、保健福祉主任主事」を加える。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４６　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成９年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「８００円」を「１，１００円」に改める。

別表中

「

職員健康管理専門医	月額　400,000円以内

」

を

「

熊本連携中枢都市圏ビジョン懇談会委員	日額　10,000円
産業医	月額　400,000円以内

」

に改め、事務事業外部評価会議委員の項を削り、

「

療育支援ネットワーク会議代表者会委員	日額　10,000円

」

を

「

療育支援ネットワーク会議委員	日額　10,000円
重度心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議委員	日額　10,000円

」

に改め、同表特別児童扶養手当判定嘱託医の項中「２２，８８０円」を「２３，０９０円」に改め、同表心の健康相談嘱託医の項及びこころの健康センター嘱託医の項中「２３，０１０円」を「２３，０９０円」に改め、同表こころの健康センター心理相談員の項中「１４，０８０円」を「１４，１３０円」に改め、同表精神科デイ・ケア嘱託医の項中「２３，０１０円」を「２３，０９０円」に改め、同表あそ教育キャンプ場所長の項を削り、同表記念館館長及び代理館長の項中「１３６，７００円」を「１３７，９６０円」に改め、同表芸術文化会議委員の項の次に次のように加える。

自転車利用推進懇談会委員	日額　10,000円

別表中富合地域農政推進協議会委員の項から植木地域農政推進協議会委員の項までを削り、小中一貫教育検討委員会委員の項の次に次のように加える。

土曜授業検討会議委員	日額　10,000円以内

別表学校薬剤師の項の次に次のように改める。

学校給食運営検討委員会委員	日額　10,000円以内
あそ教育キャンプ場所長	月額　133,500円

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４７　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

熊本市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成１７年規則第８号）の一部を次のように改正する。

本則の表選挙管理委員会の項中「選挙管理委員会」を「熊本市選挙管理委員会」に改め、同表熊本市農業委員会の項中「熊本市農業委員会」を「農業委員会」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４８　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成２０年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「別表ア又はイの表」を「別表アの表、イの表又はウの表」に改める。

附則第２項（見出しを含む。）及び第３項（見出しを含む。）中「改正条例」を「平成２０年改正条例」に改める。

附則第４項第１号中「平成２０年条例第１１６号）」の次に「（以下これらを「企業局給与条例」という。）」を加え、「これらの条例」を「企業局給与条例」に改める。

附則に次の１項を加える。

（平成２８年改正条例附則第３項第２号の規則で定める額）

６　熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第３７号）附則第３項第２号の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　平成２８年３月３１日において企業局給与条例の適用を受けていた者　企業局給与条例に基づく同日におけるその者の給料月額

(2)　前号に掲げる者以外の者　新たに給料表の適用を受けることとなった日の給料月額に平成２３年一般職給与条例改正条例附則第９項の規定により支給された給料（同日（その者が月の初日以外の日に新たに給料表の適用を受けることと

なった場合は、同日の属する月の翌月）以後最初に支給されたものに限る。）の額を加えた額

別表イの表を別表ウの表とし、別表アの表中「平成２３年４月１日以後の基礎在職期間」を「平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日までの間の基礎在職期間」に改め、同表第１号区分の項第１号中「平成２３年４月１日以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同項第４号中「熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に改め、同表第２号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表第３号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同項第４号中「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号。以下「教育職条例」という。）」を「教育職条例」に改め、同表第４号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表第５号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表第６号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表第７号区分の項第１号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３

月までの間」に、「一般職職員給料表」を「行政職員給料表」に改め、同項第２号及び第３号中「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表備考中「（昭和２６年条例第５号）」を削り、「平成２３年４月１日以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に、「平成２３年４月以後」を「平成２３年４月から平成２８年３月までの間」に改め、同表を別表イの表とし、同表の前に次の１表を加える。

ア　平成２８年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第１号区分	(1)　平成２８年４月１日以後適用されている熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）（以下「平成２８年４月以後の一般職給与条例」という。）の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもののうち市長が定めるもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもののうち市長が定めるもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもののうち市長が定めるもの (4)　熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号。以下「任期付職員条例」という。）の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる６号給又は７号給の給料月額を受けていたもの
第２号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもの（第１号区分の項第１号に掲げる者を除く。） (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が８級であったもの（第１号区分の項第２号に掲げる者を除く。） (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの（第１号区分の項第３号に掲げる者を除く。）で市長が定めるもの (4)　任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる５号給の給料月額を受けていたもの
第３号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の

	適用を受けていた者でその属する職務の級が７級であったもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が７級であったもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの（第１号区分の項第３号に掲げる者及び第２号区分の項第３号に掲げる者を除く。） (4)　熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号。以下「教育職条例」という。）の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもののうち市長が定めるもの (5)　任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる４号給の給料月額を受けていたもの
第４号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (4)　教育職条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの（第３号区分の項第４号に掲げる者を除く。） (5)　任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる３号給の給料月額を受けていたもの

第５号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち市長が定めるもの (4)　教育職条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (5)　教育職条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (6)　任期付職員条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる１号給又は２号給の給料月額を受けていたもの
第６号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（第５号区分の項第３号に掲げる者を除く。） (4)　教育職条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち市長が定めるもの (5)　教育職条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち市長が定めるも

	の
第７号区分	(1)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の行政職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (2)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の消防職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が３級であったもの (3)　平成２８年４月以後の一般職給与条例の医療職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が１級であったもののうち市長が定めるもの (4)　教育職条例の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（第６号区分の項第４号に掲げる者を除く。）のうち市長が定めるもの (5)　教育職条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもの（第６号区分の項第５号に掲げる者を除く。）のうち市長が定めるもの
第８号区分	第１号区分から第７号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

様式第９号及び様式第１０号中「なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に熊本市長に対してすることができます。」を「（教示）」に改め、「また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に熊本市を被告として（被告を代表する者は　　）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６

か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。」を削る。

様式第１１号から様式第１４号までの規定中「なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に熊本市長に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して６０日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。」を「（教示）」に改め、「また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に熊本市を被告として（被告を代表する者は　　）提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。」を削る。

様式第１５号、様式第１６号、様式第１８号及び様式第１９号中「なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に熊本市長に対してすることができます。」を「（教示）」に改め、「また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に熊本市を被告として（被告を代表する者は　　）提起することができます（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（なお、その裁決又は決定の送達を

受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。」を削る。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　４９　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成２７年政令第３１８号）第１条第２項の規定に基づき、同条第１項に規定するもののほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１５条第１項に規定する特定事業主で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

市長	市長が任命する職員
市議会の議長	市議会の議長が任命する職員
熊本市選挙管理委員会	熊本市選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
消防長	消防長が任命する職員
農業委員会	農業委員会が任命する職員
交通事業管理者	交通事業管理者が任命する職員
上下水道事業管理者	上下水道事業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５０　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（平成２０年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条中「総務局人事課」を「総務局行政管理部総務課」に改める。

第７条第１項第１号中「掲げる組織（局に限る。）の次長及び市長政策総室長」を「規定する組織（局に限る。）に設ける部の部長」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2)　各区役所に設ける部の部長

第７条第１項第４号及び第５号を次のように改める。

(4)　消防局に設ける部の部長

(5)　上下水道局に設ける部の部長

第７条第１項第８号を次のように改める。

(8)　教育委員会事務局に設ける部の部長

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５１　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市防犯灯補助金交付規則の一部を改正する規則

熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和４８年規則第３３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を次のように改める。

補助金の年額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第４条関係）

防犯灯が設置された期間	補助金の年額（１灯につき）			
	契約電力が１０ワット以下のもの	契約電力が１０ワットを超え、２０ワット以下のもの	契約電力が２０ワットを超え、４０ワット以下のもの	契約電力が４０ワットを超えるもの
申請年度の４月１日以前	１，２００円	１，４００円	１，８００円	２，０００円
申請年度の４月２日から６月３０日まで	９００円	１，０５０円	１，３５０円	１，５００円
申請年度の７月１日から９月	６００円	７００円	９００円	１，０００円

３０日まで 申請年度の１０月１日から１２月３１日まで	３００円	３５０円	４５０円	５００円

備考

１　「契約電力」とは、電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。

２　「申請年度」とは、第５条の規定による申請が行われた日の属する年度をいう。

別記様式中

「

防犯灯の区分	灯数	
	契約電力が１０ワット以下のもの	契約電力が１０ワットを超えるもの
４月１日までに設置されている防犯灯	灯	灯
４月２日から６月３０日までに設置された防犯灯	灯	灯
７月１日から９月３０日までに設置された防犯灯	灯	灯
１０月１日から１２月３１日までに設置された防犯灯	灯	灯

※該当する区分の防犯灯の灯数について記入してください。　」

を

「

防犯灯が設置された期間	灯数			
	契約電力が１０ワット以下のもの	契約電力が１０ワットを超え、２０ワット以下のもの	契約電力が２０ワットを超え、４０ワット以下のもの	契約電力が４０ワットを超えるもの
申請年度の４月１日以前	灯	灯	灯	灯

申請年度の４月２日から６月３０日まで	灯	灯	灯	灯
申請年度の７月１日から９月３０日まで	灯	灯	灯	灯
申請年度の１０月１日から１２月３１日まで	灯	灯	灯	灯

※該当する期間に設置された防犯灯の灯数について記入してください。

※「契約電力」とは、電気事業者との契約上使用できる最大電力をいいます。

※「申請年度」とは、この申請書による申請が行われた日の属する年度をいいます。」

に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５２　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市長職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

熊本市長職務代理者の順序に関する規則（昭和５０年規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第２号中「財政局長」を「政策局長」に改め、第３号中「市民局長」を「財政局長」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５３　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定による不服申立てに係る事務分掌について、熊本市事務分掌規則（平成８年規則第３８号）の特例等を定めるものとする。

（審査庁事務の分担の原則）

第２条　審査請求に関し、市長が審査庁（行政不服審査法第９条第１項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）として行う事務の分担については、熊本市事務分掌規則第２条第１項、熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）第２条第４項、熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和３５年規則第１３号）第４条、熊本市保健所事務分掌規則（平成１４年規則第４４号）第４条、熊本市児童相談所事務分掌規則（平成２２年規則第６４号）第４条、熊本市会計管理者の補助組織設置規則（昭和３９年規則第４号）第４条及び熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）第２条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　別表第１の左欄に掲げる局等（局、区役所その他の組織をいう。次号において同じ。）の事務分掌に属する事項に係る審査請求については、同表の中欄に掲げる課（次号において「主管課」という。）の分掌する事務とする。

(2)　別表第１の左欄に掲げる局等の事務分掌に属する事項に係る審査請求について、当該審査請求に係る処分（以下この号において「原処分」という。）に主管課（主管課に属するかいを含む。）が関与している場合においては、前号の規定にかかわらず、当該審査請求については、同表の右欄に掲げる課（当該課（当該

課に属するかいを含む。）も原処分に関与している場合は、当該局等に属する課であって原処分に関与していないもののうちから当該局等の長がその都度指定する課）の分掌する事務とする。

(3)　前２号の規定にかかわらず、別表第２の左欄に掲げる事項に係る審査請求については、同表の右欄に掲げる課の分掌する事務とする。

２　前項の規定により市長が審査庁として行う事務を分掌する課が定まらないときは、総務局長が指定する課が当該事務を分掌する。

（特例を適用しないもの）

第３条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務の分掌については、熊本市事務分掌規則第２条第１項、熊本市区役所等事務分掌規則第２条第４項、熊本市福祉事務所事務分掌規則第４条、熊本市保健所事務分掌規則第４条、熊本市児童相談所事務分掌規則第４条、熊本市会計管理者の補助組織設置規則第４条及び熊本市消防局の組織に関する規則第２条第１項の定めるところによる。

(1)　公の施設を利用する権利に関し指定管理者がした処分に係る審査請求について、市長が審査庁として行う事務

(2)　計量法（平成４年法律第５１号）又はこれに基づく命令による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又は不作為に係る審査請求について、市長が審査庁として行う事務

(3)　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づき土地区画整理組合若しくは区画整理会社がした処分、都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）に基づき市街地再開発組合若しくは再開発会社がした処分又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）に基づきマンション建替組合、マンション敷地売却組合若しくは個人施行者がした処分に係る審査請求について、市長が審査庁として行う事務

(4)　市長の附属機関が審査庁となる審査請求について、当該附属機関に関し市長が行う事務

（熊本広域行政不服審査会庶務担当部署等）

第４条　熊本広域行政不服審査会に係る庶務は、総務局行政管理部法制課において処理する。

２　審理員（行政不服審査法第１１条第２項に規定する審理員をいう。以下同じ。）に係る庶務は、審理員に指名された者の所属する課の協力を得て、総務局行政管理部総務課コンプライアンス推進室において処理する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行し、同日以後にされた処分又は同日以後にされた申請に係る不作為に対する不服申立てについて適用する。

別表第１（第２条第１号及び第２号関係）

政策局及び都市政策研究所	政策企画課	国際課
総務局及び消防局	行政管理部総務課（以下「総務課」という。）	契約政策課
財政局及び会計総室	財政課	税制課
市民局	地域政策課	地域活動推進課
健康福祉局（保健所、福祉事務所及び児童相談所を含む。）	健康福祉政策課	障がい保健福祉課
環境局	環境政策課	廃棄物計画課
経済観光局	経済政策課	観光政策課
農水局	農業・ブランド戦略課	農業支援課
都市建設局	都市政策課	建築政策課
区役所及びその出張所（熊本市区の設置等に関する条例（平成２３年条例第６１号）第４条の表に掲げる出張所をいう。以下同じ。）	当該区役所の総務企画課	当該区役所の福祉課

別表第２（第２条第３号関係）

(1)　各区役所の区民課及び出張所が分掌する事務のうち、市税に関する証明に関する事項その他財政局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	財政課
(2)　各区役所の区民課及び出張所が分掌する事務のうち、戸籍に関する事項、住民基本台帳に関する事項その他市民局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	地域政策課
(3)　各区役所の区民課、福祉課、保護課及び保健子ども課並びに出張所が分掌する事務のうち、国民健康保険に関する事項、児童福祉に関する事項その他健康福祉局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	健康福祉政策課
(4)　各区役所のまちづくり推進課及び区民課並びに出張所が分掌する事務のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する事項その他環境局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	環境政策課
(5)　各区役所のまちづくり推進課及び出張所が分掌する事務のうち、スポーツ施設等に関する事項その他経済観光局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	経済政策課
(6)　各区役所のまちづくり推進課が分掌する事務のうち、公園に関する事項その他都市建設局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	都市政策課
(7)　病院局の所管に属する事項	健康福祉政策課
(8)　上下水道局の所管に属する事項	環境政策課
(9)　交通局の所管に属する事項	都市政策課
(10)　市長以外の機関がした地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条から第２０４条まで又は第２０５条の規定による給与その他の給付に関する処分	総務課
(11)　熊本市選挙管理委員会若しくは区選挙管理委員会、監査委員又は人事委員会の所管に属する事項（前号に掲げる処分	総務課

を除く。）	
(12)　教育委員会の所管に属する事項（第１０号に掲げる処分及び第１４号及び第１５号に掲げる事項を除く。）	地域政策課
(13)　農業委員会の所管に属する事項（第１０号に掲げる処分を除く。）	農業・ブランド戦略課
(14)　城南図書館を利用する権利に関し指定管理者がした処分及び当該施設に係る行政財産を使用する権利に関し教育委員会がした処分並びに熊本市立幼稚園の管理に関する事項	健康福祉政策課
(15)　国、県又は市の指定に係る文化財（これらに準ずるものを含む。）である行政財産及び公の施設の管理に関する事項、熊本市立学校の夜間開放に関する事項並びにくまもと森都心プラザ（図書館法（昭和２５年法律第１１８号）第１０条の規定に基づく図書館の部分に限る。）を利用する権利に関し指定管理者がした処分及び当該施設に係る行政財産を使用する権利に関し教育委員会がした処分	経済政策課

規　則　第　５４　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成８年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条第１項中「課等」を「部、課等」に改める。

第３条第１項中「及び次長」を「、部に部長」に改め、同条第３項及び第４項を削り、同条第５項を同条第３項とし、同条第６項中「契約検査総室、」を削り、同項を同条第４項とし、同条第７項から第１０項までを２項ずつ繰り上げ、同条第１１項中「、西部環境工場及び食肉センター」を削り、同項を同条第９項とし、同条中第１２項を削り、同条第１３項を同条第１０項とし、同条第１４項を同条第１１項とし、同条第１５項を同条第１２項とし、同条第１６項中「、金峰山少年自然の家」及び「、消費者センター」を削り、同項を同条第１３項とし、同条第１７項を同条第１４項とし、同条第１８項中「、特別滞納対策室、資産マネジメント推進室、債権管理推進室、男女共生推進室」を「、検査室、資産マネジメント推進室、特別滞納対策室、社会保障・税番号制度推進室、地域包括ケア推進室」に、「、事業ごみ対策室」を「、環境施設整備室、事業ごみ対策室、しごとづくり推進室」に、「、担い手推進室、国際室、にぎわい推進室」を「、新ホール開設準備室」に改め、「埋蔵文化財調査室」の次に「、河内分室（農水局）、飽田天明分室、城南分室、北部分室」を加え、「河内分室」を「河内分室（都市建設局）」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１９項を削り、同条第２０項を同条第１６項とし、同条第２１項を同条第１７項とし、同条第２２項を同条第１８項とする。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

(1)　政策局

部	課等	事務分掌
	秘書課	(1)　秘書に関すること。 (2)　渉外に関すること。 (3)　行幸啓等に関すること。 (4)　儀式交際に関すること。
総合政策部	政策企画課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　市政全般の総合的企画及び調整に関すること。 (4)　重要な事業計画の調整、調査及び分析に関すること。 (5)　行政評価に関すること。 (6)　広域行政に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7)　大都市制度の調査研究に関すること。 (8)　高校及び大学等との連携の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　指定都市市長会に関すること。 (10)　国への提言に関すること。 (11)　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律１６２号）に係る総合的調整に関すること。 (12)　その他市長の特命事項に関すること。 (13)　しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会に関すること。 (14)　政策局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
	国際課	(1)　国際化施策に係る総合的な企画、調整並びに情報の収集及び提供に関すること。 (2)　海外との都市間交流及び国際協力に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

		(3)　他課の実施する国際事業への支援に関すること。 (4)　国際交流会館に関すること。 (5)　熊本市国際交流振興事業団との連絡調整に関すること。
	広報課	(1)　広報に関すること。 (2)　広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (3)　報道機関との連絡及び市政記者室に関すること。
危機管理防災総室		(1)　危機管理及び防災対策に係る企画及び実施の総合的調整に関すること。 (2)　地域防災計画に関すること。 (3)　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に関すること。 (4)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）に関すること。 (5)　水防法（昭和２４年法律第１９３号）に関すること。 (6)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）に関すること。 (7)　災害等対策本部に関すること。 (8)　市民の防災組織の育成指導に関すること。 (9)　防災意識の啓発及び防災訓練に関すること。 (10)　危機管理及び防災対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (11)　小島河川防災センターの管理及び運営に関すること。 (12)　国民保護協議会及び防災会議に関すること。
東京事務所		(1)　国会、各省庁その他関係機関との連絡調整に関すること。 (2)　市政に関連のある情報の収集及び発信に関すること。 (3)　企業立地に関すること（他課の所属に属するものを除く。）。 (4)　首都圏における観光宣伝その他のシティセールスに関すること。

		(5)　その他特命事項に関すること。

(2)　総務局

部	課等	事務分掌
行政管理部	総務課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　公告式及び令達に関すること。 (4)　文書の収発、管理及び浄書印刷に関すること。 (5)　公印の管理に関すること。 (6)　市公報の編集及び発行に関すること。 (7)　市議会に関すること。 (8)　定額給付金に関すること。 (9)　市史に係る資料の収集、保管及び公開に関すること。 (10)　熊本県公安委員会の委員の推薦に関すること。 (11)　行政運営の効率化及び適正化に係る総合的企画及び調整に関すること。 (12)　行政改革の推進に関すること。 (13)　事務改善に関すること。 (14)　外部監査に関すること。 (15)　外郭団体の指導調整の総括に関すること。 (16)　基幹統計調査に関すること。 (17)　市勢統計調査の企画及び実施に関すること。 (18)　各種統計調査資料の加工及び分析に関すること。 (19)　統計調査事務の連絡調整に関すること。 (20)　統計資料及び刊行物の編さん及び保存に関すること。 (21)　統計資料の収集、管理、閲覧等に関すること。 (22)　コンプライアンス推進室（かい）に関すること。 (23)　政治倫理審査会に関すること。 (24)　行財政改革推進委員会に関すること。 (25)　公共サービス民間提案監理委員会に関すること。

	(26)　課内及び法制課の庶務に関すること。
コンプライアンス推進室（かい）	(1)　職員の公務員としての倫理の向上に関すること。 (2)　職員に対する法令遵守の推進及び不祥事の防止に関すること。 (3)　内部監察に関すること。 (4)　内部通報制度に関すること。 (5)　職員倫理審議会に関すること。
法制課	(1)　条例、規則等の制定改廃の総括及び例規集の編集に関すること。 (2)　議案に関すること（予算及び決算に係るものを除く。）。 (3)　訴訟（市営住宅の滞納家賃及び市税に係るものを除く。）の総括に関すること。 (4)　庁内における法務支援に関すること。 (5)　職員の法務能力の向上に関すること。 (6)　行政手続の総括に関すること。 (7)　行政不服申立ての総括に関すること。 (8)　市長の資産等の公開に関すること。 (9)　熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）に基づく開示請求及び不服申立てに係る受付等並びに同条例の運用の総括に関すること。 (10)　熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）に基づく届出、開示請求等及び不服申立てに係る受付等並びに同条例の運用の総括に関すること。 (11)　市政情報プラザにおける市政に係る資料等の閲覧及び提供に関すること。 (12)　情報公開・個人情報保護審議会に関すること。
人事課	(1)　職員の任用及び他の任命権者との人事の連絡調整に関すること。 (2)　職員の服務に関すること。

		(3)　職員の退職手当に関すること。 (4)　組織管理に関すること。 (5)　職員定数の管理に関すること。 (6)　人材育成センター（かい）に関すること。
	人材育成センター（かい）	(1)　職員研修その他の人材育成に係る企画、調整及び研究に関すること。 (2)　人材育成に係る計画の策定及び実施に関すること。 (3)　人材育成に係る情報の収集及び提供に関すること。
	労務厚生課	(1)　職員の給与、年金、財形貯蓄等に関すること。 (2)　職員の被服貸与に関すること。 (3)　職員団体及び職員労働組合に関すること。 (4)　再任用職員の社会保険に関すること。 (5)　報酬及び臨時職員の賃金に係る支払の総括に関すること。 (6)　非常勤職員及び臨時職員の社会保険及び非常勤職員の住民税の総括に関すること。 (7)　熊本県市町村職員共済組合に関すること。 (8)　職員の厚生福利に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　職員の公務災害に関すること。 (10)　職員の健康管理に関すること。 (11)　職員の安全衛生に関すること。 (12)　地方公務員災害補償基金熊本市支部に関すること。 (13)　公務災害補償等認定委員会に関すること。 (14)　公務災害補償等審査会に関すること。 (15)　特別職報酬等審議会に関すること。
	情報政策課	(1)　情報政策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (2)　熊本市総合行政情報システムの運用及び管理に関すること。

		(3)　熊本市情報ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。 (4)　情報システムの最適化に関すること。 (5)　情報セキュリティに関すること。
契約監理部	契約政策課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　契約事務の総括に関すること。 (3)　物品購入等の契約に関すること。 (4)　不用品の処分に関すること。 (5)　建設業者等との調整に関すること。 (6)　入札等監視委員会に関すること。 (7)　暴力団等排除措置に関する審査会に関すること。 (8)　課内及び工事契約課の庶務に関すること。
	工事契約課	(1)　工事等の請負契約に関すること。
	技術管理課	(1)　技術管理に係る総括及び調整に関すること。 (2)　土木工事の技術基準及び積算基準等に関すること。 (3)　建築工事に係る設計単価の調整に関すること。 (4)　技術職の職員の研修及び育成に係る企画、調整及び研究に関すること。 (5)　建設業等の技術管理に係る振興及び育成に関すること。 (6)　適正な建設工事の発注業務の確保に係る企画、調整及び研究に関すること。 (7)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づく対象建設工事の届出等に関すること（土木工事等に係るものに限る。）。 (8)　公共事業評価に関すること。 (9)　検査室（かい）に関すること。 (10)　公共事業評価監視委員会に関すること。
	検査室（かい）	(1)　工事等の請負契約に係る検査に関すること。 (2)　物品の検査に関すること。

(3)　財政局

部	課等	事務分掌
財務部	財政課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　財政運営に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　予算の編成、総括管理その他財政一般に関すること。 (5)　地方交付税に関すること。 (6)　市債及び借入金に関すること。 (7)　宝くじに関すること。 (8)　財政局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (9)　財政調整基金、市債管理基金及び城南地域整備基金に関すること。 (10)　課内及び資産マネジメント推進室の庶務に関すること。
	管財課	(1)　市有財産の総括に関すること。 (2)　市有財産の所有、管理及び処分に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　部落有財産に関すること。 (4)　庁舎の維持管理及び事務室の配置に関すること。 (5)　庁中取締り及び電話に関すること。 (6)　公用車の管理及び維持に関すること。 (7)　公用車の事故処理及び自動車損害賠償保険等に関すること。 (8)　市役所駐車場に関すること。 (9)　辛島公園地下通路の管理及び運営に関すること。 (10)　辛島公園地下駐車場に関すること。 (11)　熊本市駐車場公社との連絡調整に関すること。
	債権管理課	(1)　債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整

		に関すること。 (2)　債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。 (3)　市長が特に必要と認めた市の債権（以下この項において「引継債権」という。）の滞納整理に関すること。 (4)　引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。
	資産マネジメント推進室（かい）	(1)　公共施設の保全等の総括に関すること。 (2)　公共施設の保全並びに利用及び活用に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。
税務部	税制課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　税務に係る連絡調整に関すること。 (3)　税務行政に係る企画及び調整に関すること。 (4)　固定資産評価審査委員会に関すること。 (5)　税務制度の調査研究及び税務諸統計に関すること。 (6)　納税貯蓄組合に関すること。 (7)　法人等の市民税に関すること（徴収事務を除く。）。 (8)　市たばこ税に関すること（徴収事務を除く。）。 (9)　入湯税に関すること（徴収事務を除く。）。 (10)　事業所税に関すること（徴収事務を除く。）。 (11)　課内、課税管理課及び納税課の庶務に関すること。
	課税管理課	(1)　個人の市民税の賦課等の総括に関すること。 (2)　特別徴収に係る個人の市民税の賦課等に関すること。 (3)　軽自動車税の賦課等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　固定資産税の賦課等の総括に関すること。 (5)　都市計画税の賦課等の総括に関すること。 (6)　特別土地保有税に関すること（徴収事務を除く。）。 (7)　償却資産に係る固定資産税の賦課等に関すること。 (8)　国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在

		市町村助成交付金に関すること。 (9)　土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の総括に関すること。 (10)　住宅用家屋証明の総括に関すること。 (11)　自動車の臨時運行許可の総括に関すること。
	納税課	(1)　市税の徴収に関すること。 (2)　市税の督促及び滞納処分に関すること。 (3)　過誤納金の還付及び充当に関すること。 (4)　市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。 (5)　市税の口座振替等納税推進に関すること。 (6)　特別滞納対策室（かい）に関すること。
	特別滞納対策室（かい）	(1)　市税（滞納額が高額なもの及び滞納整理が困難なものに限る。）の徴収に関すること。 (2)　市税（滞納額が高額なもの及び滞納整理が困難なものに限る。）の督促及び滞納処分に関すること。
	中央税務課、東税務課、西税務課、南税務課及び北税務課	(1)　普通徴収に係る個人の市民税の賦課等に関すること。 (2)　原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び課税標識の交付に関すること。 (3)　土地及び家屋に係る固定資産税の賦課等に関すること。 (4)　都市計画税の賦課等に関すること。 (5)　土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。 (6)　固定資産課税台帳並びに土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧に関すること。 (7)　住宅用家屋証明に関すること。 (8)　市税に関する証明に関すること。 (9)　自動車の臨時運行許可に関すること。 (10)　市税の徴収に関すること（中央税務課を除く。）。

(4)　市民局

部	課等	事務分掌
	オンブズマン事務局	(1)　オンブズマン制度の調査研究に関すること。 (2)　熊本市オンブズマン条例（平成２３年条例第１０号）に基づく苦情の申立ての受付に関すること。 (3)　熊本市オンブズマン条例に基づく苦情の処理等に係る事務に関すること。 (4)　その他オンブズマン及び専門調査員に関すること。
市民生活部	地域政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　区政の推進に係る調査研究に関すること。 (4)　町界町名及び住居表示に関すること。 (5)　市の境界及び行政区域に関すること。 (6)　自衛官募集に関すること。 (7)　区役所における戸籍、住民基本台帳等に係る事務の総合的な企画及び調整に関すること。 (8)　戸籍、住民基本台帳等に係る広報及び研修に関すること。 (9)　戸籍、住民基本台帳等に係る情報システム及び情報セキュリティに関すること。 (10)　区役所との連絡調整に関すること。 (11)　合併引継事務に関する調整及び総括に関すること。 (12)　市民協働の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。 (13)　社会保障・税番号制度推進室（かい）に関すること。 (14)　熊本市行政区画等審議会に関すること。 (15)　町界町名審議会に関すること。 (16)　市民局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (17)　自治推進委員会に関すること。 (18)　自治基本条例見直し委員会に関すること。
	社会保障・税	(1)　社会保障・税番号制度に係る調査及び研究に関すること。

番号制度推進室（かい）	(2)　社会保障・税番号制度に係る総合的企画、調整及び運用に関すること。
地域活動推進課	(1)　市民公益活動支援に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に関すること。 (3)　熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成２７年条例第１３号）に関すること。 (4)　地域コミュニティ活動推進に係る総合調整に関すること。 (5)　地域コミュニティセンターの設置及び廃止に関すること。 (6)　地域公民館活動の支援に係る総合調整に関すること。 (7)　地域公民館連絡協議会その他社会教育的団体の支援に関すること。 (8)　市民活動支援センターに関すること。 (9)　市民公益活動支援基金運営委員会に関すること。 (10)　市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会に関すること。 (11)　市民公益活動支援基金に関すること。
生涯学習課	(1)　青少年善行表彰選考委員会に関すること。
生活安全課	(1)　市民生活の安全に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　防犯に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　犯罪被害者等の支援に係る連絡調整に関すること。 (4)　交通安全思想の普及及び高揚並びに交通安全運動の推

		進に関すること。 (5)　交通安全行政の総合施策の策定並びに関係機関との連絡調整及び協調に関すること。 (6)　交通事故相談に関すること。 (7)　熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成４年条例第１７号）に関すること。 (8)　消費者センターに関すること。 (9)　安全安心まちづくり推進協議会に関すること。 (10)　交通安全対策会議に関すること。 (11)　交通遺児援助基金に関すること。
	男女共同参画課	(1)　男女共同参画の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　女性の職業生活における活躍の推進に関すること。 (3)　ワーク・ライフ・バランスの普及促進に関すること。 (4)　男女共同参画センターはあもにいに関すること。 (5)　くまもと市男女共同参画会議に関すること。
	広聴課	(1)　広聴活動に関すること。 (2)　市民意識の把握に関すること。 (3)　パブリックコメントに関すること。 (4)　コールセンターに関すること。 (5)　庁内案内に関すること。 (6)　市民の法律相談その他の特別相談に関すること。
人権推進総室		(1)　人権に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　人権に係る問題の調査研究に関すること。 (3)　人権啓発に係る施策の企画及び推進に関すること。 (4)　その他人権に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　ふれあい文化センター（かい）に関すること。 (6)　植木ふれあい文化センター（かい）に関すること。

		(7)　祖崇廟納骨堂に関すること。
	ふれあい文化センター（かい）	(1)　ふれあい文化センターの管理及び運営に関すること。 (2)　ふれあい文化センターの使用許可及び使用料に関すること。 (3)　ふれあい文化センター運営委員会に関すること。
	植木ふれあい文化センター（かい）	(1)　植木ふれあい文化センターの管理及び運営に関すること。 (2)　植木ふれあい文化センターの使用許可及び使用料に関すること。 (3)　植木ふれあい文化センター運営委員会に関すること。

(5)　健康福祉局

部	課等	事務分掌
	指導監査課	(1)　社会福祉法人及び社会福祉施設の指導及び監査に関すること。 (2)　介護老人保健施設の指導及び監査に関すること。
福祉部	健康福祉政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　保健、医療及び福祉行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　保健医療計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　保健、医療及び福祉関係統計の総括に関すること。 (6)　保健、医療及び福祉関係事業団体との連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7)　改葬許可に係る申請の受付及び許可証の交付に関すること。 (8)　病院局との連絡調整に関すること。 (9)　地域福祉に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

			(10)　民生委員及び児童委員に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　法定外福祉に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (12)　社会福祉関係団体との連絡調整に関すること。 (13)　災害救助に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (14)　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (15)　外地引揚者及び留守家族の援護に関すること。 (16)　福祉事務所に係る事務の総括に関すること。 (17)　市営の墓地及び納骨堂の管理及び運営に関すること。 (18)　植木火葬場の管理及び運営に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (19)　すこやか交流広場の管理及び運営に関すること。 (20)　植木健康福祉センターに関すること。 (21)　夢もやい館に関すること。 (22)　在宅福祉センターに関すること。 (23)　斎場に関すること。 (24)　保健衛生審議会に関すること。 (25)　社会福祉審議会に関すること。 (26)　民生委員推薦会に関すること。 (27)　健康福祉局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (28)　熊本市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
		臨時福祉給付金交付室	(1)　臨時福祉給付金に関すること。 (2)　子育て世帯臨時特例給付金に関すること。 (3)　年金生活者等支援臨時福祉給付金に関すること。
		保護管理援	(1)　保護行政の総合的企画及び調整に関すること。

	護課	(2)　生活保護に係る統計及び調査の総括に関すること。 (3)　生活保護に係る予算に関すること。 (4)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　保護施設の設置認可、指導監督等に関すること。 (6)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び指定助産機関等の指定、取消し及び指導等に関すること。 (7)　生活保護法の規定による診療報酬及び介護報酬の審査及び決定並びに支払に関すること。 (8)　無料低額診療事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　行旅病人、行旅死亡人及び生活困窮者に係る事務の総括に関すること。 (10)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）に関すること。 (11)　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に係る事務の総括に関すること。 (12)　生活保護法施行事務監査に関すること。 (13)　中国残留邦人等支援給付事務の監査に関すること。 (14)　医療扶助審議会に関すること。
	高齢介護福祉課	(1)　高齢者に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　高齢者福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (3)　高齢者住宅整備資金貸付事業に関すること。 (4)　老人福祉団体に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (5)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属する

ものを除く。)。

(6)　老人福祉施設の設置認可、指導監督等に関すること。

(7)　老人福祉措置費の交付及び負担金の徴収に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。)。

(8)　老人居宅生活支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(9)　有料老人ホームの設置等に関すること。

(10)　高齢者の権利の擁護に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(11)　認知症に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(12)　高齢者に係る調査研究に関すること。

(13)　元気高齢者に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(14)　全国健康福祉祭に関すること。

(15)　介護保険及び介護保険料に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(16)　地域支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(17)　地域包括支援センターに関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(18)　介護サービス事業所及び介護保険施設の指定及び指導監督に関すること。

(19)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）に関すること（建築計画課の所管に属するものを除く。)。

(20)　地域包括ケア推進室（かい）に関すること。

(21)　高齢者生きがい作業所の管理及び運営に関すること。

(22)　老人福祉センターに関すること。

		(23)　老人憩の家に関すること。 (24)　雁回敬老園に関すること。 (25)　お達者文化会館、南部万年青会館及び東部はつらつ交流会館に関すること。 (26)　高齢者技能習得センターに関すること。 (27)　社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。 (28)　介護認定審査会に関すること。 (29)　地域包括支援センター運営協議会に関すること。 (30)　地域密着型サービス運営委員会に関すること。 (31)　老人ホーム入所判定委員会に関すること。 (32)　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に関すること。 (33)　熊本市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
	地域包括ケア推進室（かい）	(1)　地域包括ケアに係る総合的企画及び調整に関すること。
障がい者支援部	障がい保健福祉課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　障害児及び障害者の福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (3)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　児童福祉施設等の設置認可、指導監督等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者の指定等及び指導監督に関すること。 (6)　指定障害児入所施設等の指定等及び指導監督に関すること。 (7)　地域療育に関すること（他課の所管に属するものを除

く。)。

(8)　難病患者等ホームヘルパー養成研修事業に関すること。

(9)　心身障害者扶養共済制度に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(10)　特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(11)　障害者住宅整備資金貸付事業に関すること。

(12)　難聴児補聴器購入費助成事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(13)　重度心身障害者医療費の助成に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(14)　知的障害者及び精神障害者についての成年後見制度に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(15)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定等及び指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(16)　障害者総合支援法に基づく自立支援給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(17)　障害者総合支援法の施行のための必要な実情の把握、相談及び申請受付に関すること。

(18)　心身障害者福祉団体に関すること。

(19)　障害者虐待防止に関すること。

(20)　精神保健福祉室（かい）に関すること。

(21)　障害者福祉センター希望荘に関すること。

(22)　社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関すること。

(23)　障害者総合支援法第１５条に規定する介護給付費等の

		支給に関する審査会に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (24)　障害者施策推進協議会に関すること。 (25)　障がい者相談支援事業受託事業者選考委員会に関すること。
	精神保健福祉室（かい）	(1)　精神障害者施策の総合的企画及び調整に関すること。 (2)　精神医療に関すること。 (3)　精神科病院の入院患者の人権に関すること。 (4)　自殺予防に関すること。 (5)　精神保健に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。）。 (6)　精神保健福祉審議会に関すること。
	子ども発達支援センター	(1)　障害又は障害の疑いのある子ども（以下この項において「障害児」という。）及びその保護者からの相談に関すること。 (2)　障害児に対する診察、検査及び初期の療育に関すること。 (3)　障害児及びその保護者に対する支援に関すること。 (4)　障害児及びその保護者への支援に必要な関係機関との連絡調整に関すること。 (5)　発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）に基づく発達障害者支援センター等に関すること。 (6)　発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会に関すること。
	障がい者福祉相談所	(1)　身体障害者及び知的障害者に係る専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。 (2)　身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 (3)　補装具の処方及び適合判定に関すること。

			(4)　介護給付費及び訓練等給付費の支給決定についての意見及び関係者からの意見聴取に関すること。 (5)　障害者総合支援法の実施に係る障害福祉関係機関に対する技術的な支援に関すること。 (6)　知的障害者に対する療育手帳の判定に関すること。 (7)　身体障害者手帳の交付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　療育手帳の交付に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (9)　身体障害者手帳の診断書作成医師の指定に関すること。 (10)　指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療に係るものに限る。）の指定に関すること。 (11)　社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。	
		こころの健康センター	(1)　精神保健及び精神障害者の福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。 (2)　精神保健及び精神障害者福祉に係る複雑又は困難な相談及び指導に関すること。 (3)　精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する決定に関すること。 (4)　自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定に関すること。 (5)　精神障害者の社会復帰の支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　精神医療審査会に関すること。 (7)　自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会に関すること。 (8)　ひきこもり支援センター運営事業受託事業者選考委員会に関すること。	

保健衛生部	医療政策課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　医療政策の総合的企画及び調整に関すること。 (3)　保健医療計画に関すること(医療に関することに限る。)。 (4)　医療に係る統計に関すること（保健所の所管に属するものを除く。)。 (5)　救急医療及び災害医療に関すること。 (6)　医事及び薬事の関係法令に規定する業務に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。)。 (7)　献血の推進及び臓器移植等の普及に関すること。 (8)　薬物乱用防止に関すること。 (9)　難病に係る総合的企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (10)　その他疾病対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (11)　食品衛生検査施設の精度管理に関すること。 (12)　総合保健福祉センターの管理に関すること。 (13)　衛生検査精度管理専門委員会に関すること。 (14)　医療安全推進協議会に関すること。 (15)　救急災害医療協議会に関すること。
	生活衛生課	(1)　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和４８年法律第１１２号)に基づく家庭用品に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。 (2)　旅館、興行場及び公衆浴場に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。)。 (3)　温泉に関すること(保健所の所管に属するものを除く。)。 (4)　墓地及び化製場に係る許可等に関すること（保健所の所管に属するものを除く。)。 (5)　理容所、美容所及びクリーニング所に関すること（保健所の所管に属するものを除く。)。

		(6)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）に基づく特定建築物に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (7)　水道法（昭和３２年法律第１７７号）に基づく専用水道及び簡易専用水道に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (8)　熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成１６年熊本県条例第１３号）に基づく入浴施設に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (9)　ねずみ族及び衛生害虫等の相談に関すること。 (10)　あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和４８年条例第１１号）に基づく勧告に関すること。 (11)　ホテル等建築審査会に関すること。 (12)　課内及び食品保健課の庶務に関すること。
	動物愛護センター	(1)　動物の愛護及び管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　狂犬病の予防に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (3)　野生鳥獣に関すること。 (4)　動物由来感染症に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (5)　化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）に基づく動物の飼養に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。
	食品保健課	(1)　食品保健に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。）。 (2)　栄養改善に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。）。

		(3)　市場食品衛生監視所に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。
	感染症対策課	(1)　感染症予防に係る企画及び調整に関すること。 (2)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）に関すること（保健所の所管に属するものを除く。）。 (3)　予防接種に関すること。 (4)　予防接種健康被害調査委員会に関すること。 (5)　感染症診査協議会に関すること。
	健康づくり推進課	(1)　保健に係る企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　生活習慣病対策の総合調整に関すること。 (3)　栄養改善及び食育推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　歯科保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　成人保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　保健師等の活動に係る連絡調整に関すること。 (7)　母子保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　母子に係る医療給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　食の安全安心・食育推進会議に関すること。 (10)　歯科保健推進協議会に関すること。 (11)　健康くまもと２１推進会議に関すること。
	国保年金課	(1)　国民健康保険の資格及び給付に関すること（他課の所管

		に属するものを除く。)。 (2)　国民健康保険料及び国民健康保険税の賦課に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (3)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療の適正化に関すること。 (4)　国民健康保険財政の健全化の推進に関すること。 (5)　特定健康診査及び特定保健指導の総括に関すること。 (6)　後期高齢者医療制度の事務に関すること。 (7)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下この項においてこれらを「保険料等」という。）の徴収に関すること。 (8)　保険料等の督促及び滞納処分に関すること。 (9)　国民健康保険会に関すること。 (10)　国民健康保険の保険給付に係る一部負担金の徴収に関すること。 (11)　保険料等の還付及び充当に関すること。 (12)　保険料等の納付証明書等に関すること。 (13)　国民年金に係る事務の総括に関すること。 (14)　国民年金に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (15)　国民健康保険運営協議会に関すること。
子ども未来部	子ども支援課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　子ども施策の総合的企画及び調整に関すること。 (3)　少子化対策に関する調査研究、総合的企画及び調整に関すること。 (4)　児童福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。)。 (5)　児童福祉施設の設置認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。

(6)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(7)　児童福祉施設の管理、運営及び指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(8)　児童福祉団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(9)　要保護児童等に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。

(10)　要保護児童対策地域協議会の総括に関すること。

(11)　母子生活支援施設及び助産施設の設置及び廃止に関すること。

(12)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５１条第３号に規定する助産の実施又は母子保護の実施（次号において「助産等の実施」という。）に要する費用の支弁に関すること。

(13)　助産等の実施に係る児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。

(14)　子育て家庭の支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(15)　児童手当に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(16)　子ども医療費助成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(17)　ひとり親家庭支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(18)　母子家庭等自立支援給付金に関すること。

(19)　母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。

(20)　母子父子寡婦福祉資金等に係る審査会の運営に関すること。

			(21)　就学前家庭教育に関すること。 (22)　児童厚生施設の設置及び廃止に関すること。 (23)　児童厚生施設の設置認可等に関すること。 (24)　児童厚生施設の管理、運営及び指導監督に関すること。 (25)　児童館との連絡調整に関すること。 (26)　西原公園児童館（かい）に関すること。 (27)　勤労青少年ホーム（かい）に関すること。 (28)　子ども・若者総合相談センター（かい）に関すること。 (29)　子育て支援センターの管理及び運営に関すること。 (30)　母子・父子福祉センターに関すること。 (31)　子ども文化会館に関すること。 (32)　城南児童館に関すること。 (33)　社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 (34)　小児慢性特定疾病審査会に関すること。 (35)　エンゼル基金運営委員会に関すること。 (36)　子ども・子育て会議に関すること。 (37)　児童館運営審議会に関すること。 (38)　エンゼル基金に関すること。
		子ども・若者総合相談センター（かい）	(1)　子ども・若者に係る総合的相談に関すること。 (2)　子ども・若者に係る相談の調整に関すること。
		西原公園児童館（かい）	(1)　西原公園児童館の管理及び運営に関すること。 (2)　西原公園児童館の使用許可に関すること。
		勤労青少年ホーム（かい）	(1)　勤労青少年ホームの管理及び運営に関すること。 (2)　勤労青少年ホームの使用許可及び使用料に関すること。 (3)　勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。
		児童相談所	(1)　児童相談所の管理及び運営に関すること。 (2)　里親の登録に関すること。

		(3)　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）に基づく施設入所措置児童への接近禁止命令に関すること。 (4)　児童福祉法第２４条の２の規定に基づく障害児入所給付費の支給に関すること。 (5)　児童福祉法第５０条第７号及び第７号の３に規定する措置の実施に要する費用の支弁に関すること。 (6)　児童福祉法第５０条第８号に規定する措置に要する費用の支弁に関すること。 (7)　第５号に規定する措置に係る児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。 (8)　こどもセンターの管理に関すること。 (9)　一時保護所（かい）に関すること。
	一時保護所（かい）	
	保育幼稚園課	(1)　市立保育所の設置及び廃止に関すること。 (2)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　保育所及び幼保連携型認定こども園の設置認可等並びに家庭的保育事業等の認可等に関すること。 (4)　市立保育所の管理及び運営に関すること。 (5)　保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく子どものための教育・保育給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7)　保育所等の保育料に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

		(8)　認可外保育施設に関すること。 (9)　児童福祉団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (10)　私立学校（幼稚園に限る。）の助成に関すること。 (11)　児童発達支援ルームの管理及び運営に関すること。

(6)　環境局

部	課等	事務分掌
環境推進部	環境政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　環境政策に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　環境保全に係る調査研究に関すること。 (5)　環境保全行動の推進に関すること。 (6)　環境保全に係る紛争及び苦情の処理に関すること。 (7)　公害防止に係る総合的企画及び調整に関すること。 (8)　公害防止対策の推進に関すること。 (9)　公害（大気汚染、悪臭、騒音又は振動によるものをいう。）に係る相談、調査、指導、規制及び研究に関すること。 (10)　第一種指定化学物質の管理に関すること。 (11)　温暖化対策室（かい）に関すること。 (12)　共同利用施設託麻東部会館に関すること。 (13)　環境審議会に関すること。 (14)　環境紛争調整委員会に関すること。 (15)　環境活動支援事業選定審査会に関すること。 (16)　環境局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
	温暖化対策室（かい）	(1)　温暖化対策に係る企画及び調整に関すること。 (2)　温暖化対策の推進に関すること。 (3)　温暖化対策に係る調査研究に関すること。 (4)　温暖化対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

	(5)　再生可能エネルギー等導入推進会議に関すること。 (6)　地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会に関すること。
環境共生課	(1)　緑化推進及び自然保護に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　自然保護に係る調査研究に関すること。 (3)　自然保護活動の推進に関すること。 (4)　緑地の保全及び緑化の推進に関すること。 (5)　生物多様性に係る総合的企画及び調整に関すること。 (6)　香りの森の管理及び運営に関すること。 (7)　森林学習館に関すること。 (8)　ふるさとの森基金に関すること。 (9)　生物多様性推進会議に関すること。
水保全課	(1)　水資源の活用に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　水資源の活用に係る調査研究に関すること。 (3)　地下水保全活動の推進に関すること。 (4)　水利用合理化対策の推進に関すること。 (5)　地下水のかん養対策の推進に関すること。 (6)　水源かん養林の造成及び整備に関すること。 (7)　公害（水質汚濁、土壌の汚染又は地盤沈下によるものをいう。）に係る相談、調査、指導、規制及び研究に関すること。 (8)　関係機関等との連絡調整に関すること。 (9)　熊本水遺産委員会に関すること。 (10)　地下水浄化対策検討委員会に関すること。 (11)　硝酸性窒素対策検討委員会に関すること。 (12)　家畜排せつ物適正処理検討委員会に関すること。 (13)　くまもと地下水財団との連絡調整に関すること。

	環境総合センター	(1)　環境総合センターの管理及び運営に関すること。 (2)　食品及び環境衛生に係る総合的な試験検査及び調査研究に関すること。 (3)　微生物学的及び臨床病理学的な検査研究に関すること。 (4)　地下水質に関する調査研究に関すること。 (5)　地下水量の確保に関する調査研究に関すること。 (6)　環境保全に係る総合的な試験検査及び調査研究に関すること。 (7)　環境保全に係る啓発及び推進に関すること。 (8)　国、県等の研究機関等との連絡調整に関すること。 (9)　環境に係る情報の収集及び提供に関すること。
資源循環部	廃棄物計画課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　廃棄物行政に係る総合的企画に関すること。 (3)　廃棄物処理手数料に関すること。 (4)　指定収集袋に関すること。 (5)　ごみ収集に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　資源リサイクルに関すること。 (7)　ごみに関する相談及び大型ごみの申込受付に関すること。 (8)　扇田環境センター（かい）に関すること。 (9)　環境施設整備室（かい）に関すること。 (10)　課内及びごみ減量推進課の庶務に関すること。
	扇田環境センター（かい）	(1)　廃棄物の埋立処分に関すること。 (2)　埋立地の管理に関すること。 (3)　埋立地周辺住民との連絡調整に関すること。

環境施設整備室（かい）	(1)　循環型社会の形成推進に関すること。 (2)　局の所管に属する環境施設等の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　局の所管に属する環境施設の整備及び維持管理に係る技術支援に関すること。 (4)　西部環境工場の管理及び運営に関すること。 (5)　戸島ふれあい広場及び扇田ふれあい広場に関すること。
ごみ減量推進課	(1)　ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。 (2)　生活環境の美化に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　事業ごみ対策室（かい）に関すること。 (4)　リサイクル情報プラザに関すること。
事業ごみ対策室（かい）	(1)　廃棄物処理の指導及び監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　放置自動車防止対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　使用済自動車の再資源化に関すること。 (4)　放置自動車対策協議会に関すること。
浄化対策課	(1)　し尿処理の総合的企画に関すること。 (2)　し尿処理業者の指導及び監督に関すること。 (3)　浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関すること。 (4)　公衆便所に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　秋津浄化センター（かい）に関すること。
秋津浄化センター（かい）	(1)　し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。 (2)　センターの施設及び設備の管理に関すること。

	北部クリーンセンター、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター	(1)　ごみの収集及び運搬に関すること。 (2)　センターの施設及び車両の管理に関すること。 (3)　ごみ出しルール及びごみ減量・リサイクルの啓発に関すること。 (4)　不燃物及び大型ごみの収集に関すること。
	東部環境工場	(1)　ごみの焼却処分に関すること。 (2)　ばいじん及びごみの分析及び測定に関すること。 (3)　工場の施設及び設備の管理に関すること。 (4)　三山荘及び東部交流センターに関すること。

(7)　経済観光局

部	課等	事務分掌
産業部	経済政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　産業政策に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　経済交流の促進に関すること。 (5)　定住促進の情報発信に関すること。 (6)　定住促進関連施策の総合的企画及び調整に関すること。 (7)　しごとづくり推進室（かい）に関すること。 (8)　計量検査所（かい）に関すること。 (9)　中小企業活性化会議に関すること。 (10)　経済観光局指定管理者候補者選定委員会に関すること。
	しごとづくり推進室（かい）	(1)　雇用の拡大及び安定に関すること。 (2)　職業能力開発に関すること。 (3)　勤労者の福祉向上に関すること。 (4)　職業訓練施設に関すること。 (5)　勤労者福祉センターに関すること。

	(6)　優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会に関すること。 (7)　熊本市勤労者福祉センターとの連絡調整に関すること。
計量検査所（かい）	(1)　計量法（平成４年法律第５１号）に関すること。 (2)　計量に係る指導及び調査に関すること。
商業金融課	(1)　商業の振興に係る施策の企画及び調査に関すること。 (2)　局内の都心活性化施策の企画及び調整に関すること。 (3)　商店街、商工会議所及び商工会に関すること。 (4)　商業の振興に係る中小企業等協同組合及び協業組合の設立認可等に関すること。 (5)　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）に関すること。 (6)　中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）に基づく高度化事業計画の認定等に関すること。 (7)　商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に基づく商工会議所の定款変更の認可等に関すること。 (8)　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号）に基づく商工会及び商工会議所等の基盤施設計画の認定等に関すること。 (9)　中小企業の経営、人材育成及び創業等に関すること。 (10)　中小企業融資制度に関すること。 (11)　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）に基づく特定中小企業者の認定に関すること。 (12)　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成２３年法律第４０号）に基づく中小企業者の認定に関すること。 (13)　商工団体、熊本県信用保証協会、金融機関その他関係機関等との折衝及び連絡調整に関すること。 (14)　流通情報会館に関すること。

		(15)　くまもと森都心プラザに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (16)　熊本流通情報センターとの連絡調整に関すること。
	産業振興課	(1)　工業の振興に係る施策の企画及び調査に関すること。 (2)　工業の振興に係る中小企業等協同組合及び協業組合の設立認可等に関すること。 (3)　物産関連産業の振興に関すること。 (4)　新産業の振興に関すること。 (5)　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）に基づく砂利採取計画の認可等に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。 (6)　採石法（昭和２５年法律第２９１号）に基づく採石業者の採取計画の認可等に関すること。 (7)　企業立地推進室（かい）に関すること。 (8)　食品交流会館に関すること。 (9)　ものづくり大賞評価検討会に関すること。 (10)　新製品・新技術研究開発助成事業審査会に関すること。
	企業立地推進室（かい）	(1)　企業立地に関すること。 (2)　工場立地法（昭和３４年法律第２４号）に基づく特定工場に関すること。 (3)　熊本港の物流の振興に関すること。 (4)　立地企業選定委員会に関すること。
	競輪事務所	(1)　競輪の開催事務に関すること。 (2)　競輪事業に係る施設の維持管理に関すること。 (3)　競輪事業関係団体との連絡調整に関すること。 (4)　場外車券発売に関すること。

観光交流部	観光政策課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　観光に係る企画及び調査研究に関すること。 (3)　観光客の誘致及び受入れに関すること。 (4)　観光資源の保全及び利活用に関すること。 (5)　観光施設の整備及び維持管理に関すること。 (6)　シティプロモーション（市の魅力を創造し、又は増加させることにより市の印象及び知名度を向上させ、広く国内外に向けて市の魅力を発信する活動をいう。）の推進に関すること。 (7)　マイス（企業等の会議、企業等の行う報奨旅行、国際会議、イベント及び展示会等（以下この項において「会議等」という。）を包括した集客施策の枠組みをいう。）による会議等の誘致及び受入れに係る総合的企画及び調整に関すること。 (8)　峠の茶屋公園の管理及び運営に関すること。 (9)　くまもと森都心プラザに関すること（観光・郷土情報センターに関することに限る。）。 (10)　熊本城桜の馬場観光交流施設及び熊本城桜の馬場観光交流施設駐車場に関すること。 (11)　九州自然歩道利用拠点施設に関すること。 (12)　熊本国際観光コンベンション協会との連絡調整に関すること。
	新ホール開設準備室（かい）	(1)　マイス施設（企業等の会議、学会、国際会議、展示会等を包括的に開催することが可能な集客施設をいう。）の整備及び開業準備に関すること。
	イベント推進課	(1)　観光振興等に係るイベントに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　他課の所管に属するイベントへの技術的な助言等の支援に関すること。

		(3)　熊本城マラソンに関すること。
	熊本城総合事務所	(1)　熊本城一帯の総合的な整備及び振興に関すること。 (2)　熊本城一帯における催事の企画及び実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　旧細川刑部邸に係る資料の収集、整理及び保存に関すること。 (4)　熊本城公園及びその公園施設の維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　熊本城管理条例（昭和３９年条例第６６号）に規定する熊本城の維持管理に関すること。 (6)　熊本市旧細川刑部邸条例（平成５年条例第４７号）に規定する旧細川刑部邸その他の施設の維持管理に関すること。 (7)　その他熊本城一帯の公園その他の施設の維持及び管理に関すること。 (8)　熊本城及び熊本城跡の復元及び整備に関すること。 (9)　熊本城二の丸駐車場、熊本城三の丸第一駐車場、熊本城宮内駐車場及び熊本城三の丸第二駐車場の管理及び運営に関すること。 (10)　熊本城本丸御殿障壁画調査委員会に関すること。 (11)　熊本城復元整備基金に関すること。
	動植物園	(1)　動植物園の管理及び運営に関すること。 (2)　動植物園の施設及び設備の維持管理並びに運転操作に関すること。 (3)　動物の飼育及び健康管理に関すること。 (4)　植物の植栽及び管理に関すること。 (5)　動植物に関する調査研究及び資料収集に関すること。 (6)　動物及び緑の相談に関すること。 (7)　動植物園における環境教育及び社会教育に関すること。

文化・スポーツ交流部	文化振興課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　文化行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (3)　芸術及び市民の文化活動の振興に関すること。 (4)　文化行政に係る調査研究に関すること。 (5)　美術品等の収集に関すること。 (6)　伝統工芸の振興に関すること。 (7)　フィルムコミッション（市の風景、建物等が映画等に利用されるように働きかける活動及び撮影者等に対する支援業務をいう。）に関すること。 (8)　三賢堂の使用料に関すること。 (9)　熊本市記念館条例（平成５年条例第４６号）に規定する記念館（リデル、ライト両女史記念館を除く。）の使用料に関すること。 (10)　歴史公園及び歴史公園施設に係る維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　田原坂西南戦争資料館の使用料に関すること。 (12)　埋蔵文化財調査室（かい）に関すること。 (13)　現代美術館に関すること。 (14)　くまもと工芸会館に関すること。 (15)　美術品等収集審査委員会に関すること。 (16)　熊本市制１００周年記念人づくり基金選定委員会に関すること。 (17)　熊本市文化財保存修復基金運営協議会に関すること。 (18)　熊本市美術文化振興財団との連絡調整に関すること。 (19)　美術品等取得基金に関すること。 (20)　熊本市制１００周年記念人づくり基金に関すること。 (21)　文化財保存修復基金に関すること。
	埋蔵文化財調査室（か	

い)	
熊本城調査研究センター	(1)　熊本城及び城下町の総合的な調査研究に関すること。 (2)　熊本城及び城下町に係る資料の収集、整理及び保存に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (3)　熊本城一帯の保存整備計画に関すること。 (4)　特別史跡熊本城跡保存活用委員会に関すること。
スポーツ振興課	(1)　スポーツ振興に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　スポーツの振興及び指導に関すること。 (3)　スポーツ関係団体に関すること。 (4)　スポーツ施設の設置及び廃止に関すること。 (5)　スポーツ施設の使用許可及び使用料に関すること。 (6)　スポーツコンベンション（スポーツに関する国際会議その他の大規模な会議、大会等をいう。）の誘致及び受入れに係る企画及び調整に関すること。 (7)　スポーツ施設の管理及び運営に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (8)　水前寺野球場・競技場、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、託麻スポーツセンター、熊本市総合体育館・青年会館及び熊本市総合屋内プールに関すること。 (9)　夜間開放学校施設に係る使用料の徴収に関すること。 (10)　スポーツ推進審議会に関すること。 (11)　スポーツ振興基金運営協議会に関すること。 (12)　熊本市社会教育振興事業団との連絡調整に関すること。 (13)　スポーツ振興基金に関すること。
市民会館	(1)　市民会館の管理及び運営に関すること。 (2)　市民会館の使用許可及び使用料に関すること。 (3)　市民会館以外の施設における舞台芸術及び市民の文化活動の振興に関すること。

		(4)　市民会館の施設及び設備の維持管理並びにその操作に関すること。 (5)　市民会館の舞台事業に関すること。 (6)　健軍文化ホールに関すること。 (7)　市民会館運営委員会に関すること。 (8)　市民会館使用許可申請の受理に関する手続審査会に関すること。

(8)　農水局

部	課等	事務分掌
農政部	農業・ブランド戦略課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　農林水産行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　農村地域の振興の総括に関すること。 (5)　農地に関する政策の総括に関すること。 (6)　農林水産に係る情報の収集及び提供に関すること。 (7)　農業団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　農業構造改善施設等の総括に関すること。 (9)　農業委員会との連絡調整に関すること。 (10)　農業金融に関すること。 (11)　６次産業化等による地域産業の活性化に関すること。 (12)　農水産物のブランド化及び販路拡大に関すること。 (13)　林務の総括に関すること。 (14)　農産物の流通及び消費に関すること。 (15)　市民と農業とのふれあい促進の総括に関すること。 (16)　食肉地方卸売市場の管理に関すること。 (17)　城南地域物産館及び植木地域農産物の駅に係る事務の総括に関すること。 (18)　農商工連携等新商品開発事業審査会に関すること。

		(19)　農水産業計画推進委員会に関すること。 (20)　農水局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (21)　課内及び農地整備課の庶務に関すること。
	農業支援課	(1)　農産物の生産及び生産技術に係る調査研究の総括に関すること。 (2)　農業生産振興に係る補助事業の総括に関すること。 (3)　環境保全型農業の推進の総括に関すること。 (4)　農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧の総括に関すること。 (5)　農業経営の指導の総括に関すること。 (6)　農業従事者の育成の総括に関すること。 (7)　集落営農組織等の育成の総括に関すること。 (8)　鳥獣による農業被害対策の総括に関すること。 (9)　家畜伝染病対策の総括に関すること。
	農地整備課	(1)　土地改良事業の総括に関すること。 (2)　土地改良施設の総括に関すること。 (3)　農地及び土地改良施設等の災害復旧の総括に関すること。 (4)　農業集落排水事業の総括に関すること。 (5)　土地改良財産の総括に関すること。 (6)　ふるさとの水と土保全基金に関すること。
	東農業振興課、西農業振興課、南農業振興課及び北農業振興課	(1)　農業団体等への補助金の交付及び連絡調整に関すること。 (2)　農業金融に関すること。 (3)　農林水産業の統計調査事務に関すること。 (4)　農村地域の振興に関すること。 (5)　農地に関する政策に関すること。 (6)　農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧に関すること。

		(7)　農業経営の指導に関すること。 (8)　農業従事者の育成に関すること。 (9)　集落営農組織等の育成に関すること。 (10)　農産物の生産及び生産技術に係る調査研究に関すること。 (11)　みかん実験農場に関すること（西農業振興課に限る。）。 (12)　農業生産振興に係る補助事業に関すること。 (13)　環境保全型農業の推進に関すること。 (14)　鳥獣による農業被害対策に関すること。 (15)　家畜伝染病対策に関すること。 (16)　林務に関すること。 (17)　農産物の流通及び消費に関すること。 (18)　市民と農業とのふれあい促進に関すること。 (19)　区のまちづくりとの連携に関すること。 (20)　雁回山遊歩道等の維持管理に関すること（南農業振興課に限る。）。 (21)　農業集落排水処理施設の管理及び運営に関すること（南農業振興課及び北農業振興課に限る。）。 (22)　土地改良事業に関すること。 (23)　土地改良施設の維持管理に関すること。 (24)　農地及び土地改良施設等の災害調査及び復旧に関すること。 (25)　法定外公共物の新設、改良及び維持管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (26)　土地改良財産の維持管理に関すること。 (27)　河内分室（かい）に関すること（西農業振興課に限る。）。 (28)　飽田天明分室（かい）に関すること（南農業振興課に限る。）。 (29)　城南分室（かい）に関すること（南農業振興課に限る。）。

			(30)　北部分室（かい）に関すること（北農業振興課に限る。）。 (31)　城南地域物産館に関すること（南農業振興課に限る。）。 (32)　植木地域農産物の駅に関すること（北農業振興課に限る。）。 (33)　県営梅洞地区経営体育成基盤整備事業換地委員会に関すること（西農業振興課に限る。）。 (34)　県営小島地区農地集積加速化基盤整備事業換地委員会に関すること（西農業振興課に限る。）。 (35)　県営甲畠口地区農地整備事業換地委員会に関すること（南農業振興課に限る。）。 (36)　県営会富地区農地整備事業換地委員会に関すること（南農業振興課に限る。）。 (37)　県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業換地委員会に関すること（北農業振興課に限る。）。
		各農業振興課分室（かい）	(1)　農業団体等への補助金の交付及び連絡調整に関すること。 (2)　農林水産業の統計調査事務に関すること。 (3)　農村地域の振興に関すること。 (4)　農地に関する政策に関すること。 (5)　農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧に関すること。 (6)　農業経営の指導に関すること。 (7)　農業従事者の育成に関すること。 (8)　集落営農組織等の育成に関すること。 (9)　農業生産振興に係る補助事業に関すること。 (10)　農業構造改善施設等の管理及び運営に関すること（城南分室を除く。）。 (11)　鳥獣による農業被害対策に関すること。

		(12)　家畜伝染病対策に関すること。 (13)　市民と農業とのふれあい促進に関すること。 (14)　区のまちづくりとの連携に関すること。 (15)　農業集落排水処理施設の運営に関すること（城南分室に限る。）。
	水産振興センター	(1)　水産業の振興に係る調査、研究及び計画に関すること。 (2)　水産業に係る技術指導等に関すること。 (3)　漁港及び漁場の整備及び維持に関すること。 (4)　漁港の管理に関すること。 (5)　公有水面の埋立てに関すること（漁港に限る。）。 (6)　県管理漁港区域内に係る水域の占用等の事務に関すること。 (7)　県管理漁港区域内に係る海岸保全区域の占用等の事務に関すること。 (8)　県管理漁港区域以外に係る海岸保全区域の占用等の受付に関すること。 (9)　水産業関係団体に関すること。 (10)　その他水産業の振興に関すること。 (11)　市民と水産業のふれあい促進に関すること。

(9)　都市建設局

部	課等	事務分掌
都市政策部	都市政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　局内事業の調整に関すること。 (4)　都市計画の策定及び調整に関すること。 (5)　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に関すること。 (6)　土地利用計画に関すること。 (7)　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）に基づく土

		地譲渡益重課税制度の適用除外に係る土地の譲渡予定価額審査事務に関すること。 (8)　都市計画審議会に関すること。 (9)　土地利用審査会に関すること。 (10)　都市マスタープラン策定委員会に関すること。 (11)　都市建設局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (12)　多核連携都市推進協議会に関すること。
	都心活性推進課	(1)　都心活性化に係る企画及び調整に関すること。 (2)　市街地再開発事業等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　土地区画整理事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　土地区画整理事業の総合的調整に関すること。 (5)　中心市街地の活性化に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会に関すること。
	開発景観課	(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく開発行為等の規制に関すること。 (2)　宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づく規制に関すること。 (3)　景観整備に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　景観整備に係る調査研究に関すること。 (5)　景観法（平成１６年法律第１１０号）及び熊本市景観条例（平成２１年条例第４２号）に関すること。 (6)　屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）及び熊本市屋外広告物条例（平成７年条例第７３号）に関すること。 (7)　開発審査会に関すること。 (8)　景観審議会に関すること。

建築指導課	(1)　建築行政の企画、調整及び指導に関すること。 (2)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく許可並びに道路位置指定及び道路判定に関すること。 (3)　違反建築物の措置に関すること。 (4)　建築協定に関すること。 (5)　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）に基づく路外駐車場の設置及び管理に係る届出等に関すること。 (6)　建築行政に関連する諸証明に関すること。 (7)　租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課税制度の適用除外に係る優良宅地及び優良住宅並びに特定住宅用地の認定事務に関すること。 (8)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等に関すること（技術管理課の所管に属するものを除く。）。 (9)　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）に基づく認定等に関すること。 (10)　老朽家屋等の適正管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に基づく除却の必要性のあるマンションの認定及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例の許可に関すること。 (12)　建築審査室（かい）に関すること。 (13)　建築審査会に関すること。
建築審査室（かい）	(1)　建築基準法に基づく確認及び検査に関すること。 (2)　独立行政法人住宅金融支援機構からの委託業務に関すること。 (3)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法

		律第８７号）に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。 (4)　熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成７年熊本県条例第１６号）に関すること。 (5)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）に基づく届出に関すること。 (6)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）に基づく認定等に関すること。 (7)　熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成２２年熊本県条例第１６号）に基づく建築物環境配慮制度に関すること。 (8)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。 (9)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。
	植木中央土地区画整理事業所	(1)　植木中央土地区画整理事業に係る調査及び計画策定に関すること。 (2)　植木中央土地区画整理事業に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。 (3)　植木中央土地区画整理事業に係る工事等の設計監督及び施行に関すること。 (4)　熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業仮設店舗併用住宅の管理及び運営に関すること。 (5)　その他旧鹿本郡植木町の区域（以下この項において「植木地域」という。）に係る土地区画整理事業の推進に関すること。

		(6)　植木地域における中心市街地活性化基本計画に関すること。 (7)　植木地域における賃貸集合住宅整備費助成事業に関すること。 (8)　街なか居住・街並み形成推進事業に関すること。 (9)　植木まちづくりとの連絡調整に関すること。 (10)　熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会に関すること。
交通政策総室		(1)　公共交通に係る総合的企画及び調整に関すること。 (2)　公共交通に係る調査研究に関すること。 (3)　自転車の利用に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　港湾の整備の促進に関すること。 (5)　熊本空港の利用の促進に関すること。 (6)　関係機関等との連絡調整に関すること。 (7)　公共交通協議会に関すること。
熊本駅周辺整備事務所		(1)　熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に係る計画及び調査研究に関すること。 (2)　ＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進に関すること。 (3)　ＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する施設整備の計画に関すること。 (4)　熊本駅西土地区画整理事業に関すること。 (5)　鉄道高架関連整備室（かい）に関すること。
	鉄道高架関連整備室（かい）	(1)　熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備、ＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業並びに熊本駅西土地区画整理事業に関連する施設整備の調査、設計及び工事施行に関すること。 (2)　熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備並びにＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する用地等の取得

		及びこれに伴う損失の補償に関すること。
建築住宅部	建築政策課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　住宅政策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 (3)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること（高齢介護福祉課の所管に属するものを除く。）。 (4)　マンション建替え円滑化法に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　建築物安全推進室（かい）に関すること。 (6)　課内、営繕課、設備課及び住宅課の庶務に関すること。 (7)　住宅審議会に関すること。
	建築物安全推進室（かい）	(1)　建築物の安全に関すること。 (2)　建築物耐震改修促進計画に関すること。 (3)　建築物の耐震助成及びアスベスト対策助成に関すること。
	営繕課	(1)　市有建築物の工事に係る調査及び計画に関すること。 (2)　市有建築物の工事に係る積算資料の作成に関すること。 (3)　市有建築物に係る建築工事の施行に関すること。 (4)　市有建築物の各課施行工事の指導に関すること。 (5)　建築保全室（かい）に関すること。
	建築保全室（かい）	(1)　市有建築物保全業務に係る総括、指導及び調整に関すること。 (2)　市有建築物の情報の管理並びに維持保全計画等の策定及び整備に関すること。 (3)　市有建築物の保守点検業務に係る指導及び実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　市有建築物の緊急修繕の指導及び施工に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　市有建築物の定期点検業務の実施に関すること。
	設備課	(1)　市有建築物に係る設備工事の施行に関すること。

		(2)　電気工作物保安規程に関すること。
	住宅課	(1)　市営住宅等の計画策定に関すること。 (2)　市営住宅等の整備に関すること。 (3)　市営住宅等の入居、退去及び財産管理等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　市営住宅等の家賃及び駐車場使用料の徴収に関すること。 (5)　市営住宅等の維持補修に関すること。
土木部	土木総務課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　土木関連事業の企画及び調整に関すること。 (3)　土木関連事業に係る連絡調整に関すること。 (4)　土木関連事業に係る予算の総括に関すること。 (5)　課内、道路整備課、土木管理課、用地調整課、河川課及び公園課の庶務に関すること。
	道路整備課	(1)　道路、都市計画道路及び橋りょうの整備計画に関すること。 (2)　道路及び橋りょうに係る新設及び改良工事の総括に関すること。 (3)　都市計画道路に係る建設の総括に関すること。 (4)　道路及び橋りょうに係る維持管理の総括に関すること。 (5)　熊本市法定外公共物管理条例（平成１６年条例第６０号）に規定する法定外公共物（以下「法定外公共物」という。）である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理の総括に関すること。 (6)　公共事業に係る土木工事（農業用施設及び学校施設に係るものを除く。）の整備計画に関すること。

土木管理課	(1)　道路、河川、公園及び法定外公共物（農道を除く。）に係る財産管理の総括に関すること。 (2)　道路に係る認定、廃止、変更等の総括に関すること。 (3)　道路に係る占用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (4)　河川に係る占用、使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (5)　公園に係る占用、使用及び同意の総括に関すること。 (6)　道路、河川及び公園の占用許可の更新（２以上の土木センターの各所管区域において複数の許可を受けている者に係るものに限る。）に関すること。 (7)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用、同意及び施工承認の総括に関すること。 (8)　車両通行制限に関すること。 (9)　軌道法（大正１０年法律第７６号）に基づく認可等に関すること。 (10)　地籍調査に関すること。 (11)　自転車対策室（かい）に関すること。
自転車対策室（かい）	(1)　自転車の放置防止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　自転車走行空間に関すること。 (3)　自転車駐車場に関すること。 (4)　自転車駐車対策等協議会に関すること。
用地調整課	(1)　用地補償の指導、審査及び総合調整に関すること。 (2)　損失補償基準に関すること。 (3)　財産の取得及び処分等に係る不動産等価格の審査等に関すること。 (4)　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に関すること。 (5)　地価公示に関すること。

	(6)　土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）に関すること。 (7)　用地取得に係る行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）に基づく代執行に関すること。
河川課	(1)　治水対策の総合的計画及び調整に関すること。 (2)　浸水解消対策の総括に関すること。 (3)　河川に係る改修及び維持管理の総括に関すること。 (4)　法定外公共物である河川等に係る新設、改良工事及び維持管理の総括に関すること。 (5)　公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理の総括に関すること。 (6)　河川管理施設に係る建設及び維持管理の総括に関すること。 (7)　道路及び河川に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）に基づく国庫負担申請に関すること。 (8)　雨水浸透ます設置助成事業に関すること。 (9)　公有水面の埋立てに関すること（漁港を除く。）。
公園課	(1)　公園及び公園施設の整備計画に関すること。 (2)　公園及び公園施設に係る建設の総括に関すること。 (3)　公園及び公園施設に係る維持管理の総括に関すること。 (4)　公園愛護会の総括に関すること。 (5)　水前寺江津湖公園に関すること。
東部土木センター、西部土木センター及び北部土木センター	

総務課（各土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　土木センターの庶務に関すること。 (2)　土木センターの予算の総括に関すること。 (3)　道路、河川、公園及び法定外公共物（農道を除く。）に係る財産管理に関すること。 (4)　道路に係る認定、廃止、変更等に関すること。 (5)　道路に係る占用及び同意に関すること。 (6)　地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (7)　河川及び公園に係る占用、使用及び同意に関すること。 (8)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用及び同意に関すること。 (9)　私道整備補助事業に関すること。 (10)　港湾施設、港湾区域、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用及び使用に関すること（西部土木センターに限る。）。 (11)　区役所との連絡調整に関すること。 (12)　土木センターの相談業務の総括に関すること。
工務課（各土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　道路及び橋りょうに係る新設及び改良工事に関すること。 (2)　都市計画道路に係る建設に関すること。 (3)　公共事業に係る土木工事（農業用施設及び学校施設に係るものを除く。）の施行に関すること。
維持課（各土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　道路及び橋りょうに係る維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る改良工事及び維持管理に関すること。 (3)　道路及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。

用地課（各土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　公共事業の施行に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。
河川公園整備課（各土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　浸水解消対策に関すること。 (2)　河川に係る改修及び維持管理に関すること。 (3)　法定外公共物である河川等に係る新設及び改良工事並びに維持管理に関すること。 (4)　河川管理施設に係る建設及び維持管理に関すること。 (5)　公共下水道の雨水事業に係る施設の維持管理に関すること。 (6)　公有水面に関すること。 (7)　河川に係る施行承認に関すること。 (8)　県との協定に基づき実施する県が管理する河川の清掃に関すること。 (9)　公園に係る建設及び維持管理に関すること。 (10)　公園施設に係る建設、改修及び修繕に関すること。 (11)　公園愛護会に関すること。
河内分室（西部土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (2)　法定外公共物である道路（農道を除く。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (3)　市道の境界立会に関すること。

	富合地域整備室（西部土木センターかい）	次の事務で旧下益城郡富合町の区域におけるものに限る。 (1)　土地区画整理事業に係る技術的援助その他の支援に関すること。 (2)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (3)　市道に係る占用及び同意に関すること。 (4)　私道整備補助事業に関すること。 (5)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用及び同意に関すること。 (6)　法定外公共物（農道を除く。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (7)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (8)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）の境界立会、に関すること。 (9)　地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (10)　公園及び公園施設に係る維持管理に関すること。 (11)　公園に係る占用及び使用に関すること。
	城南地域整備室（西部土木センターかい）	次の事務で旧下益城郡城南町の区域におけるものに限る。 (1)　城南工業団地の管理に関すること。 (2)　土地区画整理事業に係る技術的援助その他の支援に関すること。 (3)　市営住宅等に係る維持管理等に関すること。 (4)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (5)　市道に係る占用及び同意に関すること。 (6)　私道整備補助事業に関すること。 (7)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用及び同意に関すること。

		(8)　法定外公共物（農道を除く。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (9)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に関すること。 (10)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）の境界立会に関すること。 (11)　地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (12)　市道の整備に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。 (13)　公園及び公園施設に係る維持管理に関すること。 (14)　公園に係る占用及び使用に関すること。
	高規格道路建設推進課（北部土木センターかい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　地域高規格道路等の調査、設計及び工事施行に関すること。
	植木地域整備室（北部土木センターかい）	次の事務で旧鹿本郡植木町の区域におけるものに限る。 (1)　土地区画整理事業に係る技術的援助その他の支援に関すること。 (2)　市営住宅等に係る維持管理に関すること。 (3)　市道及び橋りょう（市道に関するものに限る。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (4)　市道に係る占用の申請受付に関すること。 (5)　私道整備補助事業に関すること。 (6)　法定外公共物（農道を除く。）に係る使用の申請受付に関すること。 (7)　法定外公共物（農道を除く。）に係る新設、改良工事及び維持管理に関すること。 (8)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）に係る施工承認に

		関すること。 (9)　市道及び法定外公共物（農道を除く。）の境界立会の申請受付に関すること。 (10)　地籍調査の成果の写しの閲覧及び交付に関すること。 (11)　市道の整備に係る用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。 (12)　公園及び公園施設に係る維持管理に関すること。 (13)　公園に係る占用及び使用の申請受付に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

（熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部改正）

２　熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和２７年規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第２号イ中「次長」を「部長」に改める。

（熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部改正）

３　熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和３５年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条保護課の項中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

（熊本市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）

４　熊本市会計管理者の補助組織設置規則（昭和３９年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「次長共通専決事項」を「部長共通専決事項」に改める。

（熊本市契約事務取扱規則の一部改正）

５　熊本市契約事務取扱規則(昭和３９年規則第７号)の一部を次のように改正する。

第２５条の２第１項中「契約検査総室副室長」を「契約政策課長」に、「契約検査総室」を「契約政策課」に、「車両管理課」を「管財課」に改める。

（熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則の一部改正）

６　熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和４１年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項中「総務局契約検査総室」を「総務局契約監理部工事契約課」に改める。

（熊本市みかん実験農場管理規則の一部改正）

７　熊本市みかん実験農場管理規則（昭和４２年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「西区役所農業振興課長」を「西農業振興課長」に改める。

第５条中「規則」の次に「に定めるもののほか、この規則」を加える。

（地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

８　地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和４５年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第２号イ中「次長」を「部長」に改める。

（熊本市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

９　熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和５０年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第８条中「健康福祉子ども局国保年金課」を「健康福祉局保健衛生部国保年金課」に改める。

第２２条中「規則」の次に「に定めるもののほか、この規則」を加える。

（熊本市役所駐車場使用条例施行規則の一部改正）

１０　熊本市役所駐車場使用条例施行規則（昭和５５年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１２条第２項中「車両管理課」を「管財課」に改める。

第１５条中「規則」の次に「に定めるもののほか、この規則」を加える。

様式第５号中「市役所本庁舎４階」を「市役所本庁舎６階」に、「車両管理課」を「管財課」に改める。

（熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の一部改正）

１１　熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則（平成元年規則第３５号）の

一部を次のように改正する。

第１５条中「健康福祉子ども局生活衛生課」を「健康福祉局保健衛生部生活衛生課」に改める。

（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正）

１２　熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成２年規則第６５号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項第１号及び第１３条第１項第１号中「環境局廃棄物計画課」を「環境局資源循環部廃棄物計画課」に改める。

第２５条中「規則」の次に「に定めるもののほか、この規則」を加える。

（熊本市市場食品衛生監視所設置規則の一部改正）

１３　熊本市市場食品衛生監視所設置規則（平成５年規則第３４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「健康福祉子ども局食品保健課」を「健康福祉局保健衛生部食品保健課」に改める。

（熊本市外部監査人の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正）

１４　熊本市外部監査人の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成１１年規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「総務局行政経営課」を「総務局行政管理部総務課」に改める。

（犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則の一部改正）

１５　犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例施行規則（平成１８年規則第８５号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「市民局市民協働課」を「市民局市民生活部生活安全課」に改める。

（熊本市児童相談所事務分掌規則の一部改正）

１６　熊本市児童相談所事務分掌規則（平成２２年規則第６４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３条」を「第６条」に改める。

第２条中「健康福祉子ども局」を「健康福祉局」に改める。

第６条中「健康福祉子ども局児童相談所」を「健康福祉局子ども未来部児童相談所」に改める。

（熊本市自治推進委員会規則の一部改正）

１７　熊本市自治推進委員会規則（平成２２年規則第６８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「市民局市民協働課」を「市民局市民生活部地域政策課」に改める。

（熊本市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部改正）

１８　熊本市スポーツ推進審議会条例施行規則（平成２３年規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「観光文化交流局スポーツ振興課」を「経済観光局文化・スポーツ交流部スポーツ振興課」に改める。

規　則　第　５５　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項各号列記以外の部分中「課」を「部」に改め、同項第１号中「総務企画課、まちづくり推進課、区民課、福祉課、保護課及び保健子ども課」を「区民部及び保健福祉部」に改め、同項第２号から第５号まで中「総務企画課、まちづくり推進課、区民課、福祉課、保護課、保健子ども課及び農業振興課」を「区民部及び保健福祉部」に改める。

第２条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、同条第２項中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とし、第１１号を削り、第１２号を第１０号とし、第１３号から第１７号までを２号ずつ繰り上げ、第１８号を削り、第１９号を第１６号とし、第２０号を第１７号とし、第２１号を第１８号とし、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　次の各号に掲げる部に、それぞれ当該各号に定める課及び出張所を設ける。

(1)　区民部　総務企画課、まちづくり推進課及び区民課並びに出張所

(2)　保健福祉部　福祉課、保護課及び保健子ども課

第３条第１項中「のほか、次長」を削り、同条第２項中「課」を「部に部長、課」に改め、同条第５項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第４条中「総務企画課の事務事業を所管する次長」を「区民部の部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

部	課等	事務分掌
区民部	総務企画課	(1)　区の重要施策の立案等に関すること。 (2)　区役所事業その他重要事項の総合的調整に関すること。 (3)　区役所内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (4)　所管区域の出張所との連絡調整に関すること。 (5)　本庁との連絡調整に関すること。 (6)　文書の収発及び管理に関すること。 (7)　区長の権限に属する事務に係る告示等に関すること。 (8)　危機管理及び防災意識の啓発等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　自主防災クラブ関連書類の受付に関すること。 (10)　災害配備体制に関すること。 (11)　区の広報に関すること。 (12)　区役所内の案内に関すること（中央区役所を除く。）。 (13)　統計調査に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (14)　統計情報の提供に関すること。 (15)　区役所の庁舎その他の区役所の所管に属する市有財産の管理に関すること（中央区役所を除く。）。 (16)　公用車の管理及び維持に関すること。 (17)　旧下益城郡富合町の区域（以下「富合地域」という。）における合併引継事務に関すること（南区役所に限る。）。 (18)　旧鹿本郡植木町の区域（以下「植木地域」という。）における合併引継事務に関すること（北区役所に限る。）。 (19)　富合地域における新市基本計画主要事業の推進に関すること（南区役所に限る。）。 (20)　植木地域における新市基本計画主要事業の推進に関す

			ること（北区役所に限る。）。 (21)　自衛官募集に関すること。 (22)　漂流物の保管及び処分に関すること。 (23)　公共交通に関すること（他課の所管に属するものを除く。）（中央区役所を除く。）。 (24)　選挙管理委員会との連絡調整に関すること。 (25)　雁回山周辺地域連絡協議会に関すること（南区役所に限る。）。 (26)　植木温泉福祉交流館に関すること（北区役所に限る。）。 (27)　植木地域における本市が所有する温泉の管理に関すること（北区役所に限る。）。 (28)　北区役所指定管理者候補者選定委員会に関すること（北区役所に限る。）。 (29)　区役所内の他課の所管に属しない事項に関すること。
		まちづくり推進課	(1)　市政その他についての市民相談に関すること。 (2)　市民公益活動の支援に関すること。 (3)　区のまちづくり推進に関すること。 (4)　地域コミュニティ活動の支援及び推進の総括に関すること。 (5)　町内自治会及び校区自治協議会等に関すること。 (6)　地縁による団体の認可及び当該団体が所有する不動産に係る証明に関すること。 (7)　地域コミュニティセンターに関すること（地域活動推進課の所管に属するものを除く。）。 (8)　地域公民館活動の支援に関すること。 (9)　出張所との連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (10)　所管区域のまちづくり交流室との連絡調整に関すること。

		(11)　防犯活動の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (12)　犯罪被害者等の相談に関すること。 (13)　交通安全の啓発及び交通安全活動の推進に関すること。 (14)　交通指導員の活動支援に関すること。 (15)　男女共同参画の推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (16)　人権教育及び啓発に関すること。 (17)　人権相談に関すること。 (18)　空き地等の雑草等の調査及び除去指導に関すること。 (19)　ねずみ族及び衛生害虫等の相談に関すること。 (20)　児童及び青少年の健全育成に係る地域活動の推進に関すること。 (21)　青少年の指導に関すること。 (22)　公害（大気汚染、悪臭、騒音又は振動によるものをいう。）に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (23)　記念樹の配布に関すること。 (24)　雨水貯留施設補助金の受付等に関すること。 (25)　水質汚濁事故に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (26)　し尿処理等に係る相談の受付に関すること。 (27)　一木地区汚水処理施設及び大和地区汚水処理施設の管理及び運営に関すること（北区役所に限る。）。 (28)　ふれあい収集（植木地域におけるものを除く。）の受付等に関すること。 (29)　植木地域におけるふれあい収集に関すること（北区役所に限る。）。 (30)　家庭ごみ有料化支援袋の交付に係る届出の受付に関すること。

(31)　ボランティアシールの交付に関すること。

(32)　植木地域におけるごみの収集運搬及び清掃指導に関すること（北区役所に限る。）。

(33)　ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。

(34)　減量美化推進員及び減量美化功労者表彰に係る連絡調整等に関すること。

(35)　町内一斉清掃及びボランティア清掃に関すること。

(36)　ごみステーション管理支援補助金の受付に関すること。

(37)　へい死動物に係る連絡調整に関すること。

(38)　ごみ収集に関する相談及び問い合わせに関すること。

(39)　廃棄物処理に係る相談、初動調査及び指導に関すること。

(40)　廃棄物手数料の減免に関すること（第３０号に掲げるもの及び他課の所管に属するものを除く。）。

(41)　旧下益城郡城南町の区域（以下「城南地域」という。）における水洗便所等改造工事費の助成に関すること（南区役所に限る。）。

(42)　旧城南町ごみ処理場跡地に係る水質検査に関すること（南区役所に限る。）。

(43)　植木地域における温泉泉源の関係団体との連絡調整に関すること（北区役所に限る。）。

(44)　スポーツ施設及び茶室の使用許可及び使用料に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(45)　夜間開放学校施設に係る使用料に関すること。

(46)　土木についての相談等に関すること。

(47)　公園内行為の許可申請の受付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(48)　城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業に関すること（南区役所に限る。）。

			(49)　植木地域における飲用水の水質管理に係る補助事業に関すること（北区役所に限る。）。 (50)　中央まちづくり交流室（かい）に関すること（中央区役所に限る。）。 (51)　五福まちづくり交流室（かい）に関すること（中央区役所に限る。）。 (52)　西部まちづくり交流室（かい）に関すること（西区役所に限る。）。 (53)　富合まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所に限る。）。 (54)　植木まちづくり交流室（かい）に関すること（北区役所に限る。）。 (55)　中央区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること（中央区役所に限る。）。 (56)　東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること（東区役所に限る。）。 (57)　西区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること（西区役所に限る。）。 (58)　南区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること（南区役所に限る。）。 (59)　北区地域コミュニティづくり支援補助金審査会に関すること（北区役所に限る。）。
		各区役所まちづくり交流室（かい）	(1)　所管に係る地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (2)　所管に係る町内自治会及び校区自治協議会等に関すること。 (3)　所管に係る児童館の管理及び運営に関すること（西部まちづくり交流室に限る。）。 (4)　所管に係る児童館の使用許可に関すること（西部まちづく

			り交流室に限る。)。 (5)　所管に係る公民館の使用料に関すること。 (6)　五福まちづくり交流センターの管理及び運営に関すること（五福まちづくり交流室に限る。)。 (7)　五福まちづくり交流センターの会議室の使用許可及び使用料に関すること（五福まちづくり交流室に限る。)。 (8)　五福まちづくり交流センター運営協議会に関すること(五福まちづくり交流室に限る。)。 (9)　五福小学校プール開放に係る使用料に関すること(五福まちづくり交流室に限る。)。 (10)　富合ホールの管理及び運営に関すること（富合まちづくり交流室に限る。)。 (11)　富合ホールの使用許可及び使用料に関すること（富合まちづくり交流室に限る。)。 (12)　植木文化ホールの管理及び運営に関すること（植木まちづくり交流室に限る。)。 (13)　植木文化ホールの使用許可及び使用料に関すること（植木まちづくり交流室に限る。)。 (14)　植木地域における防犯灯設置に関すること（植木まちづくり交流室に限る。)。
		区民課	(1)　戸籍に関すること。 (2)　住民基本台帳に関すること。 (3)　住居表示変更証明に関すること。 (4)　行政区設置証明に関すること。 (5)　中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (6)　特別永住許可に係る申請の受付及び特別永住許可書の交付に関すること。 (7)　特別永住者証明書に係る申請及び住居地以外の変更の届

出の受付及び交付に関すること。

(8)　印鑑の登録及び証明に関すること。

(9)　身分証明に関すること。

(10)　埋葬又は火葬の許可に関すること。

(11)　植木火葬場の使用許可及び使用料に関すること（北区役所に限る。）。

(12)　人口動態調査に関すること。

(13)　死産届に関すること。

(14)　身分事項に関すること。

(15)　公的個人認証に係る事務に関すること。

(16)　社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること。

(17)　し尿くみ取りに係る申込みの受付及び異動通知書の交付に関すること。

(18)　住民基本台帳事務に係る支援措置に関すること。

(19)　戸籍事務の支援等に関すること（中央区役所に限る。）。

(20)　出張所における戸籍、住民基本台帳等に係る事務の連絡調整及び指導に関すること。

(21)　市民サービスコーナーに関すること（西区役所に限る。）。

(22)　旅券に係る申請の受付及び交付に関すること。

(23)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に関すること。

(24)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る受付及び交付に関すること。

(25)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。

(26)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度のあんま、はり及びきゅうの助成に係る受付及び交付に関すること。

			(27)　国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の軽減及び減免に関すること。 (28)　特定健康診査等の受診券の交付に関すること。 (29)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下この項においてこれらを「保険料等」という。）の徴収に関すること（中央区役所を除く。）。 (30)　保険料等の還付請求書の受付に関すること（中央区役所を除く。）。 (31)　保険料等の納付証明書の発行に関すること（中央区役所を除く。）。 (32)　国民年金被保険者の資格に関すること。 (33)　国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。 (34)　国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。 (35)　特別障害給付金に関すること。 (36)　市税に関する証明（軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書、滞納処分を受けたことがないことの証明書及び酒類製造販売の免許申請のための納税証明（以下「軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等」という。）を除く。）に関すること。
		各総合出張所	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　当該総合出張所の管理に関すること。 (2)　防災に関すること。 (3)　市民の相談、要望、陳情等に関すること。 (4)　統計調査に関すること（西区役所河内総合出張所、南区役所飽田総合出張所、南区役所天明総合出張所、南区役所城南総合出張所及び北区役所北部総合出張所に限る。）。 (5)　城南地域における合併引継事務に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。 (6)　城南地域における新市基本計画主要事業の推進に関する

		こと（南区役所城南総合出張所に限る。）。 (7)　城南地域における防犯灯設置に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。 (8)　市税に係る申告書等の配布に関すること。 (9)　市税に関する証明（軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等を除く。）に関すること。 (10)　原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び課税標識の交付に関すること。 (11)　自動車の臨時運行許可に関すること。 (12)　自衛官募集に関すること。 (13)　漂流物の保管に関すること。 (14)　戸籍に関すること。 (15)　住民基本台帳に関すること。 (16)　中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (17)　住居表示変更証明に関すること。 (18)　行政区設置証明に関すること。 (19)　印鑑の登録及び証明に関すること。 (20)　身分証明に関すること。 (21)　埋葬又は火葬の許可に関すること。 (22)　人口動態調査に関すること。 (23)　死産届に関すること。 (24)　公的個人認証に係る事務に関すること。 (25)　社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること（個人番号カードの交付に関することを除く。）。 (26)　桃尾墓園に係る募集要項の配布及び申請の受付に関すること。 (27)　改葬許可に係る申請の受付及び許可証の交付に関する

			こと。 (28)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に関すること。 (29)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る受付及び交付に関すること。 (30)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。 (31)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下この項においてこれらを「保険料等」という。）の徴収に関すること。 (32)　保険料等の還付請求書の受付に関すること。 (33)　保険料等の納付証明書の発行に関すること。 (34)　国民年金被保険者の資格に関すること。 (35)　国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。 (36)　国民年金保険料の免除及び学生納付特例に関すること。 (37)　災害時の連絡調整に関すること。 (38)　り災証明書の発行に関すること。 (39)　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る申請の受付及び交付に関すること。 (40)　高齢者福祉に係る相談及び受付に関すること。 (41)　介護保険に係る申請、相談及び受付に関すること。 (42)　障害児福祉及び障害者福祉に係る相談及び受付に関すること（精神障害者福祉に係るものを除く。）。 (43)　精神障害者福祉に係る申請の受付に関すること。 (44)　熊本市優待証（さくらカード）の交付に関すること。 (45)　おでかけＩＣカードに関すること。 (46)　障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。 (47)　生活保護に係る相談及び受付に関すること。

(48)　子ども医療費の助成に係る申請の受付及び資格者証の交付に関すること。

(49)　児童福祉に係る相談及び受付に関すること。

(50)　ひとり親家庭に係る相談及び受付に関すること。

(51)　ひとり親家庭等医療費の助成に係る申請の受付に関すること。

(52)　児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済に係る受付に関すること。

(53)　母子健康手帳の交付に関すること。

(54)　ごみに関する相談に係る受付及び対応に関すること。

(55)　清掃指導に関すること。

(56)　し尿くみ取りに係る申込みの受付及び異動通知書の交付に関すること。

(57)　城南地域における飲用水の水質管理に係る補助事業の受付に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。）。

(58)　スポーツ施設の使用許可及び使用料に関すること（南区役所飽田総合出張所、南区役所天明総合出張所及び北区役所北部総合出張所に限る。）。

(59)　夜間開放学校施設に係る使用料に関すること（西区役所河内総合出張所、南区役所飽田総合出張所、南区役所天明総合出張所、南区役所城南総合出張所及び北区役所北部総合出張所に限る。）。

(60)　雇用促進住宅舞原宿舎専用水道に関すること（城南総合出張所に限る。）。

(61)　果樹試験場記念館の管理に関すること（西区役所河内総合出張所に限る。）。

(62)　河内町住民広場に関すること（西区役所河内総合出張所に限る。）。

(63)　城南福祉センターの管理及び運営に関すること（南区役

			所城南総合出張所に限る。)。 (64)　城南福祉センターの使用許可及び使用料に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。)。 (65)　託麻まちづくり交流室（かい）に関すること（東区役所託麻総合出張所に限る。)。 (66)　河内まちづくり交流室（かい）に関すること（西区役所河内総合出張所に限る。)。 (67)　花園まちづくり交流室（かい）に関すること（西区役所花園総合出張所に限る。)。 (68)　飽田まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所飽田総合出張所に限る。)。 (69)　天明まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所天明総合出張所に限る。)。 (70)　幸田まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所幸田総合出張所に限る。)。 (71)　城南まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所城南総合出張所に限る。)。 (72)　北部まちづくり交流室（かい）に関すること（北区役所北部総合出張所に限る。)。 (73)　清水まちづくり交流室（かい）に関すること（北区役所清水総合出張所に限る。)。 (74)　西区役所芳野分室（かい）に関すること（西区役所河内総合出張所に限る。)。
		各総合出張所まちづくり交流室（かい）	(1)　所管に係る地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (2)　所管に係る町内自治会及び校区自治協議会等に関すること。 (3)　所管に係る児童館の管理及び運営に関すること（河内まちづくり交流室、飽田まちづくり交流室、天明まちづくり交流

		室及び北部まちづくり交流室を除く。)。 (4)　所管に係る児童館の使用許可に関すること(河内まちづくり交流室、飽田まちづくり交流室、天明まちづくり交流室 及び北部まちづくり交流室を除く。)。 (5)　所管に係る公民館の使用料に関すること。 (6)　天明ホールの管理及び運営に関すること(天明まちづくり交流室に限る。)。 (7)　天明ホールの使用許可及び使用料に関すること(天明まちづくり交流室に限る。)。 (8)　火の君文化ホールの管理及び運営に関すること(城南まちづくり交流室に限る。)。 (9)　火の君文化ホールの使用許可及び使用料に関すること(城南まちづくり交流室に限る。)。
	西区役所芳野分室（西区役所河内総合出張所かい）	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　市民の相談、要望、陳情等に関すること。 (2)　市税に関する証明（軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等を除く。）に関すること。 (3)　原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び課税標識の交付に関すること。 (4)　所管に係る地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (5)　戸籍に関すること。 (6)　住民基本台帳に関すること。 (7)　中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。 (8)　印鑑の登録及び証明に関すること。 (9)　身分証明に関すること。 (10)　埋葬又は火葬の許可に関すること。

		(11)　人口動態調査に関すること。 (12)　公的個人認証に係る事務に関すること。 (13)　社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること（個人番号カードの交付に関することを除く。）。 (14)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の給付に係る受付及び交付に関すること。 (15)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付証明書の発行に関すること。 (16)　障害児福祉及び障害者福祉に係る相談及び受付に関すること（精神障害者福祉に係るものを除く。）。 (17)　障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。 (18)　その他国民健康保険事務に関すること。 (19)　国民年金事務に関すること。 (20)　介護保険事務の取次ぎに関すること。 (21)　社会福祉事務の取次ぎに関すること。 (22)　保健衛生事務の取次ぎに関すること。 (23)　子ども医療費の助成に係る申請の受付及び資格者証の交付に関すること。 (24)　所管に係る夜間開放学校施設に係る使用料に関すること。 (25)　芳野コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。 (26)　芳野コミュニティセンターの使用許可及び使用料に関すること。 (27)　芳野コミュニティセンター運営協議会に関すること。
	総合出張所以外の各出張所	次の事務で他課の所管に属するものを除く。 (1)　当該出張所の管理に関すること。

(2)　市民の相談、要望、陳情等に関すること。

(3)　市税に係る申告書等の配布に関すること。

(4)　市税に関する証明（軽自動車税課税台帳記載事項証明書、滞納がないことの証明書等を除く。）に関すること。

(5)　原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告及び課税標識の交付に関すること。

(6)　自動車の臨時運行許可に関すること。

(7)　自衛官募集に関すること。

(8)　戸籍に関すること。

(9)　住民基本台帳に関すること。

(10)　中長期在留者及び特別永住者の住居地の届出に関すること。

(11)　住居表示変更証明に関すること。

(12)　行政区設置証明に関すること。

(13)　印鑑の登録及び証明に関すること。

(14)　身分証明に関すること。

(15)　埋葬又は火葬の許可に関すること。

(16)　人口動態調査に関すること。

(17)　死産届に関すること。

(18)　公的個人認証に係る事務に関すること。

(19)　社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること（個人番号カードの交付に関することを除く。）。

(20)　国民健康保険の資格取得届及び資格喪失届の受付に関すること。

(21)　国民健康保険被保険者の住所その他の変更に係る届出の受付に関すること。

(22)　後期高齢者医療制度に係る資格変更届の受付に関すること。

		(23)　国民年金被保険者の資格に関すること。 (24)　災害時の連絡調整に関すること。 (25)　介護保険受給資格証明書の発行に関すること。 (26)　医療扶助に係る事務連絡に関すること。 (27)　児童手当に係る住所、氏名等の変更の受付に関すること。 (28)　清掃指導に関すること。 (29)　し尿くみ取りに係る申込みの受付及び異動通知書の交付に関すること。 (30)　川尻公会堂の管理及び運営に関すること（南区役所南部出張所に限る。）。 (31)　大江まちづくり交流室（かい）に関すること（中央区役所大江出張所に限る。）。 (32)　秋津まちづくり交流室（かい）に関すること（東区役所秋津出張所に限る。）。 (33)　東部まちづくり交流室（かい）に関すること（東区役所東部出張所に限る。）。 (34)　南部まちづくり交流室（かい）に関すること（南区役所南部出張所に限る。）。 (35)　龍田まちづくり交流室（かい）に関すること（北区役所龍田出張所に限る。）。
	総合出張所以外の各出張所まちづくり交流室（かい）	(1)　所管に係る地域コミュニティ活動の支援及び推進に関すること。 (2)　所管に係る町内自治会及び校区自治協議会等に関すること。 (3)　所管に係る児童館の管理及び運営に関すること（大江まちづくり交流室を除く。）。 (4)　所管に係る児童館の使用許可に関すること（大江まちづくり交流室を除く。）。

		(5)　所管に係る公民館の使用料に関すること。
保健福祉部	福祉課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　桃尾墓園に係る募集要項の配布及び申請の受付に関すること。 (3)　納骨堂（桃尾霊堂に限る。）の更新に関すること。 (4)　改葬許可に係る申請の受付及び許可証の交付に関すること。 (5)　災害救援物資備蓄品の管理に関すること。 (6)　災害時要援護者避難支援に関すること。 (7)　災害弔慰金の支給等に関すること。 (8)　り災証明書の発行に関すること。 (9)　墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第９条の規定による埋葬又は火葬に関すること。 (10)　熊本市優待証（さくらカード）の交付に関すること。 (11)　おでかけＩＣカードに関すること。 (12)　戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る申請の受付及び交付に関すること。 (13)　区内の民生委員及び児童委員に係る地域との連絡調整等に関すること。 (14)　区内の地域福祉の推進に関すること。 (15)　福祉に係る総合的相談に関すること。 (16)　配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等の発行等に関すること。 (17)　行旅病人及び行旅死亡人に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (18)　生活困窮者の支援に関すること。 (19)　無料低額診療事業に係る診療券の記載に関すること。 (20)　高齢者福祉に係る申請の受付、審査及び決定に関すること。

(21)　敬老祝賀に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(22)　老人クラブに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(23)　高齢者の権利の擁護に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(24)　認知症に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(25)　介護保険の資格及び賦課に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(26)　介護保険に係る保険給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(27)　介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(28)　地域支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(29)　地域包括支援センターに係る相談に関すること。

(30)　老人憩の家に係る相談に関すること。

(31)　老人日常生活用具の給付に関すること。

(32)　身体障害者手帳の相談、申請の受付及び交付に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(33)　障がい者福祉タクシー事業及び障がい者燃料費助成事業に関すること。

(34)　地域生活支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(35)　療育手帳の再交付に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。

(36)　知的障害者及び精神障害者についての成年後見制度に係る相談及び受付に関すること。

(37)　夏休みの障害児・家族支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(38)　寝具無料乾燥事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(39)　指定難病の認定に係る申請の受付に関すること。

(40)　心身障害者扶養共済制度に係る受付に関すること。

(41)　特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に係る申請の受付、審査及び認定に関すること。

(42)　難聴児補聴器購入費助成事業に係る申請の受付、交付決定及び支払に関すること。

(43)　重度心身障害者医療費の助成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(44)　精神障害者保健福祉手帳に係る申請の受付及び交付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(45)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条第３項の規定による医療保護入院の同意に関すること。

(46)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（更生医療及び精神通院に係るものに限る。）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(47)　障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付費等に限る。）に関すること。

(48)　障害児通所給付費等に関すること。

(49)　障害者総合支援法第１５条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(50)　精神保健に係る相談及び啓発に関すること（他課及び保

		健所の所管に属するものを除く。)。 (51)　その他福祉に係る施策の実施に関すること。
	保護課	(1)　行旅病人、行旅死亡人及び生活困窮者に係る連絡調整に関すること。
	保健子ども課	(1)　保健に係る総合的相談に関すること。 (2)　地域保健及び福祉に係る統計及び調査に関すること。 (3)　母子健康手帳の交付に関すること。 (4)　母子保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (5)　栄養改善及び食育推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。 (6)　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に規定する健康手帳の交付に関すること。 (7)　各種健康診査に関すること。 (8)　健康教育、健康相談その他健康の保持及び増進に関すること。 (9)　生活保護受給者等の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。 (10)　成人保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (11)　地域における健康づくり活動に関すること。 (12)　歯及び口腔(くう)の保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (13)　地域における精神保健活動に関すること。 (14)　保健訪問活動に関すること。 (15)　予防接種に関すること。 (16)　要保護児童等に関すること（他課の所管に属するものを除く。)。 (17)　要保護児童対策地域協議会に関すること。

		(18)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による通告児童等の措置に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (19)　母子に係る医療給付の申請の受付等に関すること。 (20)　子育て家庭の支援に係る申請の受付、審査及び決定に関すること。 (21)　児童手当に係る申請の受付等に関すること。 (22)　子ども医療費の助成に係る申請の受付等に関すること。 (23)　ひとり親家庭支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (24)　子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び保育料の決定に関すること。 (25)　保育所等の保育料に係る納付相談及び減免の受付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (26)　中央区健康センターに関すること（中央区役所に限る。）。 (27)　東区健康センターに関すること（東区役所に限る。）。 (28)　西区健康センターに関すること（西区役所に限る。）。 (29)　南区健康センターに関すること（南区役所に限る。）。 (30)　北区健康センターに関すること（北区役所に限る。）。

備考　これらの表において「他課」とは、この規則に規定する課等及び熊本市事務分掌規則（平成８年規則第３８号）に規定する課等で当該課等以外のものをいう。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５６　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障害者等に対する日中一時支援事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者等に対する日中一時支援事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって日中に監護する者がいないため一時的に支援が必要な者に対して、障害者等の日中における活動の場の提供に係る費用（以下「日中一時支援費」という。）を助成する日中一時支援（Ａ型）事業を実施するために必要な事項を定めることにより、当該障害者等を監護する者の就労支援及び負担軽減を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（助成の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、日中一時支援費に対する助成を行うことができる。

２　日中一時支援費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　日中一時支援費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申

請者に対し、日中一時支援費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により日中一時支援費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、日中一時支援費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により日中一時支援費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５７　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障害者等に対する移動支援事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者等に対する移動支援事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、屋外での移動が困難な障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって社会生活上必要な外出の際にその支援をする者がいない者に対して、移動の支援に係る費用（以下「移動支援費」という。）を助成する移動支援事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者等の自立生活及び社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（助成の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、移動支援費に対する助成を行うことができる。

２　移動支援費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　移動支援費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、移動支援費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により移動支援費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により移動支援費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５８　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障害者等に対する訪問入浴事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者等に対する訪問入浴事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、歩行が困難な在宅の障害者及び障害児であって通所が困難な者に対して、入浴の機会の提供に係る費用（以下「訪問入浴費」という。）を助成する訪問入浴事業を実施するために必要な事項を定めることにより、その健康及び衛生の保持を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（実施の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、訪問入浴費に対する助成を行うことができる。

２　訪問入浴費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　訪問入浴費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、訪問入浴費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することがで

きる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により訪問入浴費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、訪問入浴費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により訪問入浴費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　５９　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市重度障害者日常生活用具給付事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、在宅の重度の障害を有する者に対し、日常生活に使用する用具（以下「日常生活用具」という。）を給付する重度障害者日常生活用具給付事業を実施するために必要な事項を定めることにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（給付の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、日常生活用具の給付を行うことができる。

２　給付の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　日常生活用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、日常生活用具の給付の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する給付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により日常生活用具の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第７条　給付を受けた日常生活用具は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（決定の取消し）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活用具の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　前条の規定に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な行為により日常生活用具の給付を受けたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第９条　市長は、前条第３号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、給付した日常生活用具に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６０　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、障害者に対して自動車運転免許（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項の普通自動車免許をいう。）の取得に係る費用（以下「自動車運転免許取得費」という。）を助成する障害者自動車運転免許取得費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（助成の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、自動車運転免許取得費に対する助成を行うことができる。

２　自動車運転免許取得費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　自動車運転免許取得費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、自動車運転免許取得費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により自動車運転免許取得費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車運転免許取得費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により自動車運転免許取得費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６１　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市重度身体障がい者自動車改造費助成事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市重度身体障がい者自動車改造費助成事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、身体障害者に対して自動車の改造に係る費用（以下「自動車改造費」という。）を助成する重度身体障がい者自動車改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（地域生活支援事業）

第２条　本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条に基づく地域生活支援事業とする。

（助成の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、自動車改造費に対する助成を行うことができる。

２　自動車改造費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　自動車改造費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、自動車改造費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することがで

きる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により自動車改造費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車改造費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により自動車改造費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６２　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、在宅の高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が居宅において安全かつ快適な生活ができるよう、高齢者等の住宅の改造に係る経費（以下「住宅改造費」という。）を助成する住宅改造費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、当該高齢者等の自立の促進、寝たきりの防止及び介護者の負担の軽減を図り、もって健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（助成の対象等）

第２条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、住宅改造費に対する助成を行うことができる。

２　助成の対象となる改造工事、助成の基準額、その算定方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請等）

第３条　住宅改造費に対する助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

２　申請者は、前項の申請を行う場合は、住宅の改造を実施する前に市長に協議をしなければならない。

（審査等）

第４条　市長は、前条第１項の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対して住宅改造費に対する助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することがで

きる。

（届出）

第５条　前条第１項の規定により住宅改造費に対する助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき、住宅の改造の内容に変更があったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により住宅改造費に対する助成を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第７条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６３　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人への補助金交付事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険利用者への負担軽減を実施する社会福祉法人への補助金交付事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、社会福祉法人（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）がその社会的役割に鑑み、生活保護受給者又は生計が困難である低所得者であって介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく介護保険サービスを利用するもの（以下「介護保険利用者」という。）に対し、介護保険利用者が利用した介護保険サービスに係る費用の負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人に対して補助金を交付する事業を実施するための必要な事項を定めることにより、介護保険利用者の負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「介護保険サービス」とは、介護保険法第８条各項に規定する事業、サービス等のうち市長が別に定めるものをいう。

（交付の対象等）

第３条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、補助金の交付を行うことができる。

２　補助金の対象となる介護保険サービスの種類、補助金の算定方法その他の交付の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第４条　本事業による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対して補助金の交付の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第６条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者が市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第３条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６４　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市高齢者介護用品支給事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市高齢者介護用品支給事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、本市に居住する要介護状態（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第１項の要介護状態をいう。）にある者であって居宅において日常生活を営むものを介護している家族に対し、紙おむつその他の介護用品（以下「紙おむつ等」という。）を支給する高齢者介護用品支給事業を実施するために必要な事項を定めることにより、対象となる高齢者の福祉及び衛生の向上とともにその介護者の負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

（支給の対象等）

第２条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、紙おむつ等の支給を行うことができる。

２　支給の対象となる品目、その数量その他の支給の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第３条　紙おむつ等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、紙おむつ等の支給の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する支給の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第５条　前条第１項の規定により紙おむつ等の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第６条　支給を受けた紙おむつ等は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、紙おむつ等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　前条の規定に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な行為により紙おむつ等の支給を受けたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第３号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、支給した紙おむつ等に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６５　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障がい者福祉タクシー助成事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障がい者福祉タクシー助成事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、障害者が日常生活でタクシーを利用するに当たって、その利用に係る料金の一部（以下「福祉タクシー利用費」という。）を助成する障がい者福祉タクシー助成事業を実施するための必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（助成の対象等）

第２条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、福祉タクシー利用費の助成を行うことができる。

２　前項の福祉タクシー利用費の助成は、障がい者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより行う。

３　利用券の交付の方法、その数量その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第３条　福祉タクシー利用費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、福祉タクシー利用費の助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第５条　前条第１項の規定により福祉タクシー利用費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第６条　利用券は、利用券に記載された有効期間を超えて使用し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　前条の規定に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な行為により利用券の助成を受けたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第３号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した利用券又は助成した福祉タクシー利用費に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６６　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市障がい者燃料費助成事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市障がい者燃料費助成事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、在宅の重度の障害を有する者が日常生活で自動車を利用するに当たって、その自動車の運行に係る燃料費（以下「燃料費」という。）を助成する障がい者燃料費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（助成の対象等）

第２条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、燃料費の助成を行うことができる。

２　前項の燃料費の助成は、燃料費助成券（以下「助成券」という。）を交付することにより行う。

３　助成券の交付の方法、その数量その他の助成の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第３条　燃料費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、燃料費の助成の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（届出）

第５条　前条第１項の規定により燃料費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第６条　助成券は、助成券に記載された有効期間を超えて使用し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、燃料費の助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　前条の規定に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な行為により燃料費の助成を受けたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第８条　市長は、前条第３号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した助成券又は助成した燃料費に相当する費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

規　則　第　６７　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市私立幼稚園就園奨励費交付事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市私立幼稚園就園奨励費交付事業の実施に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づき設置された私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設を除く。）の設置者（以下「設置者」という。）が、園児（当該施設に在籍する子どもをいう。以下同じ。）に係る入園料及び保育料の減免を実施する場合に、その設置者に対して当該減免に係る補助金（以下「就園奨励費」という。）を交付する私立幼稚園就園奨励費交付事業を行うために必要な事項を定めることにより、園児の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（支給の対象等）

第２条　市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、就園奨励費の交付を行うことができる。

２　就園奨励費の額、その算定方法その他の交付の内容は、市長が別に定める。

（申請）

第３条　本事業による就園奨励費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（審査等）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対して就園奨励費の交付の決定を行うものとする。

２　市長は、前項に規定する交付の決定に当たっては、必要な条件を付することがで

きる。

（届出）

第５条　前条第１項の規定により就園奨励費の交付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者が速やかに市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就園奨励費の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　受給者が第２条第１項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　偽りその他不正な行為により就園奨励費の交付を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

（返還）

第７条　市長は、前条第２号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、交付した就園奨励費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　　２　　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（平成２年訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項ただし書中「総務課長」を「総務部管理課長（以下「管理課長」という。)」に改める。

第９条第１項及び第１０条中「総務課長」を「管理課長」に改める。

別表第２外とうの項中「火災調査室用」を「火災調査用」に改める。

様式第１号中「消防局総務課長」を「消防局総務部管理課長」に改める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　　３　　号

平成２８年　３　月２９日

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市情報政策の推進に関する訓令（平成２２年訓令第１１号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「別表第１に掲げる職にある者」を「副市長、各局等の長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、教育次長、議会事務局長、会計管理者、監査事務局長、人事委員会事務局長、熊本市選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び統括責任者補佐」に改める。

第９条第３項を削り、同条第４項中「市民局次長（情報政策課の事務事業を所管する次長に限る。以下同じ。)」を「総務局行政管理部長」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４　幹事会は、幹事長が指名する職員をもって構成する。

別表第１及び別表第２を削る。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　　４　　号

平成２８年　３　月３０日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成１１年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０号及び第１１号中「９級」を「８級」に、「次長」を「部長」に改める。

第３条の見出しを「(部長共通専決事項)」に改め、同条第１項中「次長の専決事項」を「部長の共通専決事項」に改め、同項第７号及び第８号中「８級」を「７級」に、「次長」を「部長」に改め、同項中第１４号から第１７号までを削り、第１８号を第１４号とし、同項第１９号中「次長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同号を同項第１５号とし、同条第２項を削る。

第１７条を第２１条とする。

第１６条第４項中「総務課」を「総務部総務課」に、「各課」を「消防局各部」に改め、同条を第２０条とする。

第１５条第１項及び第２項中「次長」を「部長」に改め、同条中第５項を削り、第６項を第５項とし、第７項を第６項とし、第８項を第７項とし、同条を第１９条とする。

第１４条を第１８条とする。

第１３条の３第１２号を削り、同条を第１７条とする。

第１３条の２を第１６条とする。

第１３条第１４号中「係長」を「主査」に改め、同条を第１５条とする。

第１２条の見出しを「(警防部救急課長専決事項)」に改め、同条中「救急課長」を

「警防部救急課長」に改め、同条を第１４条とする。

第１１条の見出しを「(警防部情報司令課長専決事項)」に改め、同条中「情報司令課長」を「警防部情報司令課長」に、同条第２号中「消防隊」を「警防隊」に改め、同条を第１３条とする。

第１０条を削る。

第９条の見出しを「(警防部警防課長専決事項)」に改め、同条中「消防課長」を「警防部警防課長」に改め、同条に次の２号を加える。

(7)　消防団員の教養、研修及び訓練に関すること。

(8)　消防団の統計に関すること。

第９条を第１２条とする。

第８条を削る。

第７条の見出しを「(予防部予防課長専決事項)」に改め、同条中「予防課長」を「予防部予防課長」に改め、同条ただし書を削り、同条第１号を次のように改める。

(1)　火災の統計に関すること。

第７条第２号から第１４号までを削り、同条を第１０条とし、同条の次に次の１条を加える。

（予防部指導課長専決事項）

第１１条　予防部指導課長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、第１号から第８号まで及び第１２号に掲げる事項については、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域（以下「益城西原区域」という。）におけるものを除く。

(1)　危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に関すること。

(2)　危険物製造所等の設置及び変更の許可若しくはその取消し又は危険物製造所等の仮使用の承認に関すること。

(3)　予防規程の認可に関すること。

(4)　危険物製造所等のタンク検査済証、完成検査済証及び許可書の再交付に関すること。

(5)　危険物製造所等の完成検査前検査（タンクの水張検査及び水圧検査に限る。）及び完成検査（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。）に関すること。

(6)　危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理に関すること。

(7)　危険物製造所等に係る届出の受理及び軽易な措置処分に関すること。

(8)　危険物製造所等への立入検査、当該関係者に対する資料の提出命令、報告の要求及び質問並びに試験用危険物等の収去に関すること（署長共通専決事項に係るものを除く。）。

(9)　火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の書換え及び再交付に関すること。

(10)　火薬類に関する届出等の受理及び軽易な措置に関すること。

(11)　火薬類についての当該関係者に対する報告の徴収等に関すること（益城西原区域における煙火の消費に係るものを除く。）。

(12)　火薬類の消費（煙火の消費に限る。）の許可又はその取消しに関すること。

(13)　火薬類の製造業者等への立入検査、当該関係者に対する質問及び火薬類の収去に関すること（益城西原区域における煙火の消費に係るものを除く。）。

第６条の見出しを「(総務部管理課長専決事項)」に改め、同条中「管理課長」を「総務部管理課長」に改め、同条第４号を次のように改める。

(4)　被服等の貸与及び支給に関すること。

第６条を第９条とする。

第５条の見出しを「(総務部総務課長専決事項)」に改め、同条中「総務課長」を「総務部総務課長」に改め、同条第７号中「、被服等の貸与及び支給」を削り、同条に次の１号を加える。

(9)　例規集の編集発行に関すること。

第５条を第８条とし、第４条の２を第７条とする。

第４条中「第１４条」を「第１８条」とし、同条を第６条とする。

第３条の次に次の２条を加える。

（予防部長専決事項）

第４条　予防部長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)　火薬類の譲渡し、譲受け若しくは消費（煙火の消費を除く。）の許可又はそれらの取消しに関すること。

(2)　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）に基づく保安教育計画の認可等に

関すること。

(3)　火薬庫外貯蔵に係る指示に関すること。

（警防部長専決事項）

第５条　警防部長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)　消防団副団長の旅行命令に関すること。

附　則

１　この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

２　熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令（昭和４６年訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「第４条」を「第６条」に、「第１３条の３」を「第１７条」に改める。

訓　令　第　　５　　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令（平成２６年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「例規の担当者（以下「例規担当者」」を「例規に係る所管の担当者（以下「所管例規担当者」という。）及び各課かい等の例規担当者（以下「各課例規担当者」」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各課例規担当者は、所管例規担当者を兼ねることができる。

第２条第２項中「例規担当者」を「所管例規担当者及び各課例規担当者（以下これらを「例規担当者」という。）」に改める。

第９条第３項第２号を次のように改める。

(2)　庁議、政策会議又は政策調整会議に付議するもの　これらの会議（庁議については、部長会議を含む。）に付議する前

第１５条第１項第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

(4)　争訟に関する研修

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　　６　　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員に対する被服貸与訓令（昭和３２年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

第６条中「人事課長」を「労務厚生課長」に改める。

別表(1)男子職員の表中

「

	３　前２項以外の職員で別に定めるもの	帽子
		作業服（上・下）
技師服	１　一般技術職員等で別に定めるもの	技師服（上・下）
	２　前項以外の職員で別に定めるもの	技師服（上・下）

」

を

「

	３　清掃業務等に従事する前２項以外の職員で別に定めるもの	帽子
		作業服（上・下）
	４　一般技術職員等で別に定めるもの	作業服（上・下）

	5　前各項以外の職員で別に定めるもの	作業服（上・下）

」

に改め、同表運動服の項中「金峰山少年自然の家に勤務する職員」を「社会教育施設に勤務する職員で別に定めるもの」に改める。

別表(2)女子職員の表中

「

作業服	1　業務職員等で別に定めるもの	帽子	夏用	1	1年
		作業服（上・下）	夏用	1	1年
			冬用	1	1年
	2　一般技術職員等で別に定めるもの	作業服（上・下）	夏用	1	2年
			冬用	1	2年
	3　前2項以外の職員で別に定めるもの	作業服（上・下）	夏用	1	4年
			冬用	1	4年
技師服	1　一般技術職員等で別に定めるもの	技師服（上・下）	夏用	1	2年
			冬用	1	2年
	2　前項以外の職員で別に定めるもの	技師服（上・下）	夏用	1	4年
			冬用	1	4年

」

を

「

作業服	1　清掃業務等に従事する業務職員及び別に定める職員	帽子	夏用	1	1年
		作業服（上・下）	夏用	1	1年
			冬用	1	1年
	2　清掃業務等に従事する事務職員及び別に定める職員	帽子	夏用	1	2年
		作業服（上・下）	夏用	1	2年
			冬用	1	2年
	3　清掃業務等に従事す	帽子	夏用	1	4年

	る前２項以外の職員で別に定めるもの	作業服（上・下）	夏用	1	４年
			冬用	1	４年
	４　一般技術職員等で別に定めるもの	作業服（上・下）	夏用	1	２年
			冬用	1	２年
	５　前各項以外の職員で別に定めるもの	作業服（上・下）	夏用	1	４年
			冬用	1	４年

」

に改め、同表運動服の項中「金峰山少年自然の家に勤務する職員」を「社会教育施設に勤務する職員で別に定めるもの」に改める。

附　則

１　この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この訓令による改正前の熊本市職員に対する被服貸与訓令第２条の規定により貸与した被服であって、この訓令の施行の際貸与期間が満了していないものについては、当該期間が満了する日までは、なお従前の例による。

訓　令　第　　７　　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和３９年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

書式第２号条項第１０条第２項中「したときは、供給者は、これによって生じた注文者の損害を賠償しなければ」を「された場合においては、供給者は、これによって生じた注文者の損害の賠償及び契約金額の１０分の１に相当する額の違約金の支払を注文者の指定する期間内に行わなければ」に、「その損害額」を「損害の賠償に係る金額」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同項の前に次の１項を加える。

３　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項に規定する損害の賠償に係る金額及び違約金に充当することができる。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行し、この訓令による改正後の書式第２号の規定は、同日以後に締結する契約について適用する。

訓　令　第　　８　　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市公用文に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公用文に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公用文に関する訓令(昭和３８年訓令第８号)の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３３号中「異議申立書、」及び「、決定書」を削り、同項第３４号中「納税通知書」を「、納税通知書」に改める。

第５条第４項中「日時」を「日付」に改める。

第６条第３項中「総務厚生課長」を「行政管理部総務課長」に改める。

別記第１中「締結するため、議決を求める」を「締結する」に、「設置（廃止）するため、議決を求める」を「設置（廃止）する」に改める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　　９　　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和３０年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「総務局総務厚生課長（以下「総務厚生課長」を「総務局行政管理部総務課長（以下「総務課長」に改める。

第１１条から第１７条までの規定中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

別表(1)一般公印の表中「総務厚生課長」を「総務課長」に改め、同表次長印の項中「次長印」を「部長印」に、「熊本市○○次長」を「熊本市○○部長」に、「次長名」を「部長名」に、「次長に」を「部長に」に改め、同表課長印の項中「局名又は区役所名」を「局部名又は区役所部名」に改め、同表備考中「次長には税務長その他その職に相当する」を「部長には部相当の」に改める。

別表(2)専用公印の表中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

様式第１号から様式第３号まで及び様式第５号中「総務厚生課長」を「総務局行政管理部総務課長」に改める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　１０　号

平成２８年　３　月３１日

熊本市行政不服審査法等に係る事務決裁に関する訓令を次のように定める。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法等に係る事務決裁に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）並びに行政手続法（平成５年法律第８８号）及び熊本市行政手続条例（平成１０年条例第４２号）の規定に基づく事務の処理について、熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号。以下「訓令」という。）、熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成２４年訓令第１号。以下「区役所訓令」という。）、熊本市会計管理者の補助組織設置規則（昭和３９年規則第４号）及び熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成１１年訓令第８号。以下「消防局訓令」という。）の特例を定めるものとする。

（行政不服審査法に基づく事務に係る決裁の権限）

第２条　行政不服審査法（他の法令において準用する場合を含む。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務の処理に係る決裁の権限については、この条に定めるとおりとする。

２　次の事項は、総務局長の専決とする。

(1)　法第１６条の規定に基づく標準審理期間の設定に関すること。

(2)　法第１７条の規定に基づく審理員の名簿の作成に関すること。

３　次の事項は、局長（訓令第８条に規定する局長共通専決事項を専決することができる者をいう。次条第２項において同じ。）の専決とする。

(1)　法第９条第１項の規定に基づく審理員の指名に関すること。

(2)　法第４３条第１項の規定に基づく行政不服審査会への諮問に関すること。

(3)　法第６３条の規定に基づく再審査庁に対する原裁決に係る裁決書の送付に関

すること。

４　前項の規定は、区長、会計管理者及び消防局長について準用する。

５　次の事項は、課長（訓令第１０条に規定する課長共通専決事項を専決することができる者をいう。次条第６項において同じ。）の専決とする。

(1)　法第９条第１項の規定に基づく審査請求人及び処分庁等への通知に関すること。

(2)　法第１１条第２項の規定に基づく総代の互選の命令及び法第１３条第１項の規定に基づく審査請求への参加の許可に関すること（法第９条第１項ただし書の規定に基づき審理員を指名しない場合に限る。）。

(3)　法第１５条第６項の規定に基づく審査請求人の地位の承継の許可に関すること。

(4)　法第２１条第２項並びに第２２条第１項及び第２項の規定に基づく審査請求書の送付及び審査請求人に対する通知に関すること。

(5)　法第２３条の規定に基づく審査請求書の補正の命令に関すること。

(6)　法第２章第３節の規定に基づく審理手続に関すること。

(7)　法第４３条第３項の規定に基づく審理関係人に対する通知に関すること。

(8)　法第５３条の規定に基づく証拠書類等の提出人に対する返還に関すること。

６　前項の規定は、区役所訓令第４条又は消防局訓令第６条に規定する課長共通専決事項を専決することができる者、会計総室副室長及び消防署の署長について準用する。

（行政手続法及び熊本市行政手続条例に基づく事務に係る決裁の権限）

第３条　行政手続法（以下この条において「法」という。）及び熊本市行政手続条例（以下この条において「条例」という。）の規定に基づく事務の処理に係る決裁の権限については、この条に定めるとおりとする。

２　次の事項は、局長の専決とする。

(1)　法第６条又は条例第６条の規定に基づく標準処理期間の設定に関すること。

(2)　法第３章第２節又は条例第３章第２節の規定に基づく聴聞に関すること（主宰者の権限に属するもの並びに第４項第１号、第６項第１号及び第８項第１号に掲げるものを除く。）。

(3)　法第３章第３節又は条例第３章第３節の規定に基づく弁明の機会の付与に関すること（第４項第２号、第６項第２号及び第８項第２号に掲げるものを除く。）。

３　前項の規定は、区長、会計管理者及び消防局長について準用する。

４　次の事項は、部長（訓令第９条に規定する部長専決事項を専決することができる者をいう。）の専決とする。

(1)　第２項第２号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第９条に規定する部長専決事項に係るもの（主宰者の権限に属するものを除く。）。

(2)　第２項第３号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第９条に規定する部長専決事項に係るもの

５　前項の規定は、熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）第３条第２項及び熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）第３条第１項に規定する部長並びに会計総室長について準用する。この場合において、前項各号中「訓令第９条」とあるのは、「訓令第９条、区役所訓令第３条又は消防局訓令第３条から第５条まで」と読み替えるものとする。

６　次の事項は、課長の専決とする。

(1)　第２項第２号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第１０条に規定する課長専決事項に係るもの（主宰者の権限に属するものを除く。）

(2)　第２項第３号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第１０条に規定する課長専決事項に係るもの

７　前項の規定は、区役所訓令第４条又は消防局訓令第６条に規定する課長共通専決事項を専決することができる者、会計総室副室長及び消防署の署長について準用する。この場合において、前項各号中「訓令第１０条」とあるのは、「訓令第１０条、区役所訓令第４条又は消防局訓令第６条、第８条から第１５条若しくは第１７条」と読み替えるものとする。

８　次の事項は、かい（訓令別表第３に掲げるものをいう。）の長の専決とする。

(1)　第２項第２号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第１１条に規定するかいの長の専決事項に係るもの（主宰者の権限に属するものを除く。）

(2)　第２項第３号に掲げる事項であって、しようとする不利益処分が訓令第１１条に規定するかいの長の専決事項に係るもの

９　前項の規定は、熊本市区役所等事務分掌規則第２条第３項に規定する課及び出張所のかい並びに消防署課長（消防局訓令第１８条に規定する消防署課長をいう。）について準用する。この場合において、前項各号中「訓令第１１条」とあるのは、「区役所訓令第６条又は消防局訓令第１８条」と読み替えるものとする。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

訓　令　第　１１　号

平成２８年 ３ 月３１日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成８年訓令第３号)の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「次長」を「部長」に、「次長共通専決事項」を「部長共通専決事項」に改める。

第５条中「行政経営課長」を「人事課長」に改める。

第６条第８号中「次長」を「部長」に改め、同号アを次のように改める。

ア　局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関し、所管事項について局長を補佐し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

第６条第８号イ及びウ中「所管事務事業」を「部」に改め、同条第９号ア中「局」を「部」に改め、同条第１０号ア及びイ中「第８号」を「部」に改める。

第８条局長専決事項の項第９号中「９級」を「８級」に、「次長」を「部長」に改め、同項第１１号中「のうち、」の次に「特に」を加え、同項に次の１号を加える。

(14)　熊本市債権管理条例（平成２８年条例第１２号）の規定に基づく非強制徴収債権の免除及び放棄に関すること。

第８条中健康福祉子ども局長専決事項の項を健康福祉局長専決事項の項とし、農水商工局長専決事項の項を経済観光局長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

農水局長専決事項

(1)　漁港施設の不法占拠除去命令に関すること。

(2)　公有水面の埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長に係る許可に関するこ

と（漁港に限る。）。

(3)　公有水面の埋立てに関する工事の竣工認可に係る申請に関すること（漁港に限る。）。

第８条都市建設局長専決事項の項第３号を次のように改める。

(3)　都市計画法第８０条の規定に基づく報告、勧告、援助等、同法第８１条の規定に基づく監督処分等及び同法第８２条の規定に基づく立入検査に関すること。

第８条都市建設局長専決事項の項第５号を次のように改める。

(5)　宅地造成等規制法第１４条の規定に基づく監督処分、同法第１６条及び第２１条の規定に基づく勧告、同法第１７条及び第２２条の規定に基づく改善命令並びに同法第１８条及び第２３条の規定に基づく立入検査に関すること。

第８条都市建設局長専決事項の項第１３号から第１６号までを削り、同項中第１７号を第１３号とし、第１８号から第３７号までを４号ずつ繰り上げ、同項に次の１号を加える。

(34)　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８８条第３項及び第１０８条第３項の規定に基づく勧告に関すること。

第９条の見出しを「(部長共通専決事項)」に改め、同条中「、次長」を「、部長」に改め、同条次長共通専決事項の項第６号中「８級」を「７級」に、「次長」を「部長」に改め、同項第１５号中「次長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同号を同項第１７号とし、同項第１４号を同項第１６号とし、同号の前に次の１号を加える。

(15)　強制徴収債権に係る差押財産の換価処分に関すること。

第９条次長共通専決事項の項中第１３号を第１４号とし、第１０号から第１２号まで１号ずつ繰り下げ、同項第９号の次に次の１号を加え、同項を部長共通専決事項の項とする。

(10)　定例による所管事業のうち、重要なものの実施に関すること。

第９条総務局次長専決事項の項を行政管理部長専決事項の項とし、同項の前に次のように加える。

東京事務所長専決事項

(1)　東京事務所長の旅行命令に関すること。

(2)　東京事務所長の交際費の支出に関すること。

第９条税務長専決事項の項中第２号を削り、同項を税務部長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

市民生活部長専決事項

(1)　食品表示法（平成２５年法律第７０号）第６条第１項の規定による指示に関すること（食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成２７年内閣府令第１１号）第５条第１項に規定する事項（以下「保健所所管事項」という。）に係るものを除く。)。

(2)　食品表示法第６条第５項の規定による措置の命令に関すること（保健所所管事項に係るものを除く。)。

(3)　食品表示法第７条の規定による公表に関すること（保健所所管事項に係るものを除く。)。

(4)　食品表示法第８条第１項及び第２項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査及び質問に関すること（保健所所管事項に係るものを除く。)。

(5)　食品表示法第１２条第１項の規定による申出の受付に関すること（保健所所管事項に係るものを除く。)。

(6)　食品表示法第１２条第３項の規定による調査に関すること（保健所所管事項に係るものを除く。)。

(7)　食品表示法第１５条の規定による権限の委任等に関する政令（平成２７年政令第６８号）第５条第３項、第４項及び第７項の規定による報告に関すること。

(8)　食品表示法第１５条の規定による権限の委任等に関する政令第６条第３項、第４項及び第７項の規定による報告に関すること。

福祉部長専決事項

(1)　災害時の援護物資に関すること。

(2)　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による指定医療機関、指定介護機関及び指定助産機関等の指定、取消し及び指導等に関すること。

(3)　生活保護法の規定による診療報酬及び介護報酬の審査及び決定並びに支払に関すること。

(4)　生活保護法施行事務監査に基づく指導及び報告等に関すること。

障がい者支援部長専決事項

(1)　身体障害者福祉法の規定に基づく医師の指定及び取消しに関すること。

(2)　障害者総合支援法の規定による医療機関の指定及び取消しに関すること。

保健衛生部長専決事項

(1)　医療法の規定に基づく医療法人（２以上の市町村の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るものを除く。以下同じ。）の設立、解散及び合併の認可に関すること。

(2)　医療法の規定に基づく医療法人の設立認可の取消し、業務停止等の命令及び役員の解任の勧告に関すること。

(3)　医療法の規定に基づく社会医療法人の認定、認定の取消し及び営業停止の命令に関すること。

(4)　予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第５条の規定による定期の予防接種に関すること。

(5)　予防接種法第６条第１項及び第３項の規定による臨時の予防接種に関すること。

(6)　予防接種法施行令（昭和２３年政令第１９７号）第５条の規定による予防接種の期日及び場所の指定並びに公告に関すること。

(7)　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５８条第５項の規定による中毒患者の報告に関すること。

(8)　食品表示法第１５条の規定による権限の委任等に関する政令第７条第３項及び第６項の規定に基づく報告に関すること。

(9)　食鳥処理法の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の解任命令及び小規模食鳥処理業者の確認規程の認定等に関すること。

(10)　と畜場法の規定に基づく衛生管理者の解任命令に関すること。

(11)　狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第１０条の規定に基づく公示及びけい留命令等に関すること。

(12)　狂犬病予防法第１３条の規定に基づく検診及び臨時の予防注射の実施に関すること。

(13)　狂犬病予防法第１５条の規定に基づく移動の制限に関すること。

(14)　狂犬病予防法第１７条の規定に基づく犬の展覧会その他の集合施設の禁止命令に関すること。

(15)　狂犬病予防法第１８条及び第１８条の２の規定に基づくけい留されていない犬の抑留及び薬殺に関すること。

(16)　狂犬病予防法第２１条の規定に基づく犬の抑留所の設置に関すること。

(17)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成２４年条例第４０号）第１６条の規定に基づく野犬等の薬殺に関すること。

(18)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例第１７条の規定に基づく犬に係る措置命令に関すること。

(19)　熊本市墓地等の設置等に関する条例（平成１２年条例第２９号）の規定に基づく事前協議に関すること。

(20)　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３２条第４項の規定による通知に関すること。

第９条健康福祉子ども局次長専決事項の項を削り、同条環境局次長専決事項の項第３号から第７号までを削り、同項を環境推進部長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

資源循環部長専決事項

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に基づく廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可並びにその取消しに関すること。

(2)　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）に基づく浄化槽清掃業の許可及びその取消しに関すること。

(3)　浄化槽保守点検業者の登録及びその取消しに関すること。

(4)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法及び熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和６０年条例第２６号）に基づく命令に関すること。

(5)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）に基づく登録、許可及びその取消しに関すること。

第９条農水商工局次長専決事項の項及び観光文化交流局次長専決事項の項を次のように改める。

産業部長専決事項

(1)　所管事務事業に係る博覧会、展覧会等の参加に関すること。

(2)　所管事務事業に係る優待券、招待券等の発行に関すること。

(3)　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条の規定による採取計画の認可及び同法第２０条の規定による変更の認可に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(4)　砂利採取法第２２条の規定による認可採取計画の変更命令に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(5)　砂利採取法第２３条の規定による緊急措置命令等に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(6)　砂利採取法第３８条の規定による聴聞に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(7)　砂利採取法第４３条の規定による協議に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(8)　採石法（昭和２５年法律第２９１号）第３３条の規定による採取計画の認可及び同法第３３条の５の規定による変更の認可等に関すること。

(9)　採石法第３３条の９の規定による認可採取計画の変更命令に関すること。

(10)　採石法第３３条の１３の規定による緊急措置命令等に関すること。

(11)　採石法第３３条の１７の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令に関すること。

(12)　採石法第３４条の４の規定による聴聞に関すること。

(13)　採石法第４２条の２の規定による協議に関すること。

(14)　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第４項の規定に基づく意見に関すること。

観光交流部長専決事項

(1)　所管事務事業に係る施設の博覧会、展覧会等の参加に関すること。

(2)　所管事務事業に係る施設の優待券、招待券等の発行に関すること。

第９条都市建設局次長専決事項の項第１号中「第５５条」の次に「の規定」を加え、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１９号までを１号ずつ繰り

上げ、第２０号及び第２１号を削り、同項を都市政策部長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

土木部長専決事項

(1)　公園、河川、緑地等の不法占拠除却命令に関すること。

(2)　道路等の不法占拠除却命令に関すること。

第９条東京事務所長専決事項の項を削る。

第１０条課長共通専決事項の項中第３３号を第３６号とし、第２６号から第３２号までを３号ずつ繰り下げ、第２５号の次に次の３号を加える。

(26)　強制徴収債権の滞納処分等のうち、差押え、交付要求、徴収の猶予、換価の猶予（差押えの猶予を含む。）及び差押えの停止に関すること。

(27)　強制徴収債権の繰上徴収、差押物件の登記嘱託及び公示送達に関すること。

(28)　熊本市債権管理条例の規定に基づく非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等に関すること。

第１０条総務厚生課長専決事項の項中第５号及び第６号を削り、同項を総務課長専決事項の項とし、同項の前に次のように加える。

広報課長専決事項

(1)　市政だよりの発行に関すること。

(2)　マスメディア及び熊本市ホームページに関すること。

(3)　報道機関に対する資料の提供に関すること。

第１０条人事課長専決事項の項中第３号から第６号までを削り、同項の次に次のように加える。

労務厚生課長専決事項

(1)　職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関すること。

(2)　職員の給与、退職手当、退隠料等の支払に関すること。

(3)　職員（消防職員を除く。）の被服の貸与に関すること。

(4)　職員の児童手当の認定に関すること。

(5)　職員の健康診断及び予防接種の実施に関すること。

(6)　安全及び衛生管理に関すること。

契約政策課長専決事項

(1)　物品の購入及び修理に関すること（熊本市物品会計規則（昭和４０年規則第２４号。以下「物品規則」という。）第１１条の２及び第２５条の２に該当することとなるものを除く。）。

(2)　不用品処分に関すること。

工事契約課長専決事項

(1)　工事等の入札の執行に関すること。

(2)　工事等に係る競争入札案件の公告に関すること。

(3)　工事等に係る競争入札案件についての市公報の編集及び発行に関すること。

(4)　工事等の入札参加者の選定等に関すること。

第１０条契約検査総室副室長専決事項の項を次のように改める。

技術管理課長専決事項

(1)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）の規定に基づく対象建設工事に係る通知、報告の徴収、立入検査、助言及び勧告に関すること（土木工事等に係るものに限る。）。

第１０条管財課長専決事項の項に次の２号を加える。

(6)　公用車の修理及びその支出に関すること（物品規則第１１条の２に該当することとなるものを除く。）。

(7)　自動車損害賠償保険等の契約の締結に関すること。

第１０条車両管理課長専決事項の項を削り、同条納税課長専決事項の項中第１号から第３号までを削り、第４号を第１号とし、同条広報課長専決事項の項を削り、同条中市民協働課長専決事項の項を地域活動推進課長専決事項の項とし、同条臨時福祉給付金交付室長専決事項の項第１号及び第２号中「子育て世帯臨時特例給付金」を「年金生活者等支援臨時福祉給付金」に改め、同条健康づくり推進課長専決事項の項及び国保年金課長専決事項の項を削り、同条障がい保健福祉課長専決事項の項第１号中「及び審査」を削り、同項中第１９号を第２０号とし、第３号から第１８号までを１号ずつ繰り下げ、第２号を第３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(2)　障害者総合支援法の規定に基づく自立支援給付（更生医療に限る。）に係る審査に関すること。

第１０条感染症対策課長専決事項の項を削り、同条食品保健課長専決事項の項の次に次のように加える。

感染症対策課長専決事項

(1)　予防接種に係る支出に関すること。

健康づくり推進課長専決事項

(1)　検診結果通知に係る郵便料の支出に関すること。

(2)　未熟児養育医療の給付に関すること。

(3)　障害者総合支援法の規定に基づく自立支援医療の給付（育成医療に係るものに限る。）に関すること。

(4)　療育医療の給付に関すること。

(5)　児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾病医療支援に関すること。

(6)　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定に基づく指定養育医療機関の指定及びその取消しに関すること。

(7)　妊産婦及び乳幼児の健康診査及び保健指導費用の支払に関すること。

(8)　児童福祉法の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関、指定医及び指定療育機関の指定及びその取消しに関すること。

国保年金課長専決事項

(1)　国民健康保険に係る資格及び賦課に関すること。

(2)　国民健康保険に係る保険給付に関すること。

(3)　あんま、はり、きゅう施設に関すること。

(4)　国民健康保険会の事務費の交付に関すること。

(5)　一部負担金の減額、免除又は徴収猶予に関すること。

(6)　診療報酬請求明細書の過誤調整及び補正に関すること。

(7)　後期高齢者医療制度に係る事務に関すること。

(8)　国民健康保険会計に係る郵便料の支出に関すること。

(9)　国民健康保険会計に係る共同事業拠出金に関すること。

(10)　国民健康保険会計に係る介護納付金に関すること。

(11)　熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の支出に関すること。

(12)　国民健康保険会計に係る国庫負担（補助）金等の精算（返還金）に関するこ

と。

(13)　国民健康保険会計に係る後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金に関すること。

(14)　国民健康保険会計に係る前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金に関すること。

(15)　国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計への繰入れに関すること。

(16)　熊本県後期高齢者医療広域連合への繰入金及び後期高齢者医療保険料等の納付に関すること。

(17)　保険料等に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。

(18)　国民年金の事務処理に関すること。

第１０条児童相談所長専決事項の項を削り、同条子ども支援課長専決事項の項中第６号から第１２号までを削り、第１３号を第６号とし、第１４号を第７号とし、同条青少年育成課長専決事項の項を次のように改める。

児童相談所長専決事項

(1)　児童福祉法第２４条の２の規定に基づく障害児入所給付費等の支給に関すること。

(2)　児童福祉法第５０条第７号に規定する措置に要する費用の支弁に関すること。

(3)　児童福祉法第５０条第７号の３に規定する措置に要する費用の支弁に関すること。

(4)　児童福祉法第５０条第８号に規定する措置に要する費用の支弁に関すること。

第１０条保育幼稚園課長専決事項の項第１号中「児童福祉法第５１条第５号」を「子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６５条」に改め、同項中第３号から第６号までを削り、第７号を第３号とし、同条産業政策課長専決事項の項を同条商業金融課長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

産業振興課長専決事項

(1)　砂利採取法第３３条の規定による報告の徴収に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(2)　砂利採取法第３４条の規定による立入検査に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(3)　砂利採取法第３６条の規定による通報に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(4)　採石法第３４条の８の規定による適用除外に関すること。

(5)　採石法第４２条の規定による報告の徴収及び検査に関すること。

競輪事務所長専決事項

(1)　競輪場管理人及び臨時従事員の任免及び賃金支払に関すること。

(2)　勝者投票券払戻金の支払に関すること。

(3)　参加選手に対する日当、宿泊費、出走費及び賞金の支給に関すること。

(4)　競輪事業会計に係る郵便料の支出に関すること。

(5)　競輪事業開催日程の決定に関すること。

(6)　場外車券売場の設置に関すること。

(7)　自転車競技法（昭和２３年法律第２０９号）第２３条第１項の規定により指定された競輪振興法人への交付金及び委託料並びに地方公共団体金融機構への納付金の支出に関すること。

(8)　競輪事務所長の交際費の支出に関すること。

動植物園長専決事項

(1)　所管に係る施設の優待券、招待券等の発行に関すること。

文化振興課長専決事項

(1)　美術館に係る美術展覧会図録等の発行及び販売に関すること。

(2)　美術館に係る実行委員会等による美術館展覧会事業等への参加に関すること。

(3)　臨時職員（発掘作業に従事する者に限る。）の任用に関すること。

第１０条中農業政策課長専決事項の項を農業･ブランド戦略課長専決事項の項とし、同条中食肉センター場長専決事項の項から動植物園長専決事項の項までを削り、同条都市政策課長専決事項の項第１号中「第５３条」の次に「の規定」を、「第６５条」の次に「の規定」を加え、同項第２号中「第５８条の２」の次に「の規定」を加え、同項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

(3)　都市再生特別措置法第８８条第１項及び第１０８条第１項の規定に基づく建築等の届出の受理に関すること。

第１０条都市政策課長専決事項の項の次に次のように加える。

都心活性推進課長専決事項

(1)　所管の土地区画整理事業に係る保有地等の管理に関すること。

(2)　所管の公共施設の管理に関すること。

(3)　清算金等の徴収及び交付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(4)　所管の土地区画整理事業区域内の建築許可申請に関すること。

(5)　所管の土地区画整理事業に伴う登記に関すること。

(6)　都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可に関すること。

(7)　都市再開発法に基づく測量及び調査のための土地の立入りの許可に関すること。

(8)　都市再開発法に基づく障害物の伐除及び土地の試掘等の許可に関すること。

(9)　都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等の許可に関すること。

(10)　都市再開発法に基づく審査委員の選任、決算報告書、特定建築者の決定及び決定の取消しの承認に関すること。

(11)　都市再開発法に基づく個人施行者、組合又は再開発会社に対する報告及び資料の徴収並びに勧告等に関すること。

(12)　都市再開発法に基づく事業又は会計の状況の検査に関すること。

(13)　都市再開発法に基づく総会等の招集、理事又は監事の解任に係る投票の実施並びに総会等の議決等及び投票の取消しに関すること。

(14)　都市再開発法に基づく許可証の発行に関すること。

開発景観課長専決事項

(1)　都市計画法第３４条第１３号の規定に基づく既存権利の届出の受理に関すること。

(2)　都市計画法第３５条の２第３項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

(3)　都市計画法第３６条第１項の規定に基づく工事完了の届出の受理に関すること。

(4)　都市計画法第３６条第２項及び第３項の規定に基づく検査済証の交付及び公告に関すること。

(5)　都市計画法第３７条第１号の規定に基づく建築等の承認に関すること。

(6)　都市計画法第３８条の規定に基づく工事廃止届出の受理に関すること。

(7)　都市計画法第４５条の規定に基づく地位の承継の承認に関すること。

(8)　都市計画法第４６条の規定に基づく開発登録簿の調製及び保管に関すること。

(9)　都市計画法第４７条第５項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付に関すること。

(10)　都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第６０条の規定に基づく証明書等の交付に関すること。

(11)　宅地造成等規制法第１２条第２項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理、同法第１３条の規定に基づく宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の完了検査及び検査済証の交付並びに同法第１５条の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。

(12)　屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）に基づく簡易屋外広告物の違反に関すること。

(13)　熊本市屋外広告物条例に基づく違反及び講習会に関すること。

(14)　都市計画法第２９条の規定に基づく開発行為（開発区域面積が１ヘクタール未満のものに限る。以下この号において同じ。）の許可、同法第３４条の２の規定に基づく開発行為の協議及び同法第３５条の２の規定に基づく開発行為の変更許可に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

(15)　都市計画法第４１条第２項ただし書の規定に基づく建ぺい率等の許可に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

(16)　都市計画法第４２条第１項の規定に基づく建築等の許可及び同条第２項の規定に基づく建築等の協議に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

(17)　都市計画法第４３条第１項の規定に基づく建築等の許可及び同条第３項の規定に基づく建築等の協議に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

(18)　面積が１ヘクタール未満の宅地造成工事に係る宅地造成等規制法第８条の規定に基づく許可及び同法第１２条の規定に基づく変更許可に関すること。

第１０条建築指導課長専決事項の項第５号中「第８７条第１４項」の次に「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１７条第２項」を加え、同項第１６号中「建築工事」を「対象建設工事」に改め、「こと」の次に「(技術管理課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第３４号を第３５号とし、第２５号から第３３号までを１号ずつ繰り下げ、第２４号の次に次の１号を加える。

(25)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定、命令、報告の徴収、検査及び取消しに関すること。

第１０条中都心活性推進課長専決事項の項を削り、開発景観課長専決事項の項及び用地調整課長専決事項の項を次のように改める。

植木中央土地区画整理事業所長専決事項

(1)　所管の土地区画整理事業に係る保有地等の管理に関すること。

(2)　所管の公共施設の管理に関すること。

(3)　所管の清算金等の徴収及び交付に関すること。

(4)　所管の土地区画整理事業区域内の建築許可申請に関すること。

(5)　所管の土地区画整理事業に伴う登記に関すること。

熊本駅周辺整備事務所副所長専決事項

(1)　所管の土地区画整理事業に係る保有地等の管理に関すること。

(2)　所管の公共施設の管理に関すること。

(3)　所管の清算金等の徴収及び交付に関すること。

第１０条建築計画課長専決事項の項中第１２号を第１３号とし、第１号から第１１号までを１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として次の１号を加え、同項を建築政策課長専決事項の項とする。

(1)　高齢者居住安定確保法の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録並びに登録の変更、拒否及び抹消に関すること。

第１０条土木管理課長専決事項の項の次に次のように加える。

用地調整課長専決事項

(1)　公拡法第４条第１項の規定に基づく届出に関すること。

(2)　公拡法第５条第１項の規定に基づく申出に関すること。

第１０条植木中央土地区画整理事業所長専決事項の項を削る。

第１１条資産マネジメント推進室長専決事項の項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　前３号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１１条債権管理推進室長専決事項の項を削り、同条ふれあい文化センター館長専決事項の項第９号中「係る」の次に「支出負担行為の整理及び」を加え、同条精神保健福祉室長専決事項の項を次のように改める。

精神保健福祉室長専決事項

(1)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(2)　報酬の支払に関すること。

(3)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(4)　社会保険料の支出に関すること。

(5)　臨時職員の賃金支払に関すること。

(6)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(7)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(8)　精神保健福祉室長の服務に関すること。

(9)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(10)　所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免並びに徴収に関すること。

(11)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神保健指定医の申請等に関すること。

(12)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による入院措置及び移送に関すること。

(13)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による措置入院者の費用の徴収に関すること。

(14)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院に対する報告徴収等に関すること。

(15)　障害者総合支援法の規定による自立支援給付（精神通院医療に限る。）の審査に関すること。

(16)　障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものに限る。）の変更の届出の受理に関すること。

(17)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第１１条金峰山少年自然の家所長専決事項の項及び消費者センター所長専決事項の項を削り、同条計量検査所長専決事項の項の次に次のように加える。

新ホール開設準備室長専決事項

(1)　２，０００万円未満の工事施行に関すること。

(2)　２００万未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(3)　報酬の支払に関すること。

(4)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(5)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(6)　新ホール開設準備室長の服務に関すること。

(7)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(8)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

西農業振興課河内分室、南農業振興課飽田天明分室、南農業振興課城南分室及び北農業振興課北部分室の室長専決事項

(1)　２，０００万円未満の工事施行に関すること。

(2)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(3)　１，０００万円未満の用地買収に関すること。

(4)　支出の基準の定めのある補助金の交付決定に関すること。

(5)　報酬の支払に関すること。

(6)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(7)　社会保険料の支出に関すること。

(8)　臨時職員の賃金支払に関すること。

(9)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(10)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(11)　室長の服務に関すること。

(12)　農業集落排水事業会計に係る郵便料の支出に関すること（南農業振興課城南分室長に限る。）。

(13)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(14)　所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免並びに徴収に関すること。

(15)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知並びに許可及びその取消しに関すること。

第１５条第２項第１号を次のように改める。

(1)　教育次長

ア　１億３，０００万円未満の工事施行に関すること。

イ　１億３，０００万円以上の工事施行に係る契約の変更のうち、契約額の１０パーセント未満の変更に関すること（当該変更後の契約額が、議決条例第２条に該当することとなるものを除く。）。

ウ　５，０００万円未満の委託に関すること。

エ　２，０００万円未満の物件、労力その他の供給に関すること。

オ　５，０００万円以上の委託及び２，０００万円以上の物件、労力その他の供給に係る契約の変更のうち、契約額の１０パーセント未満の変更に関すること（当該変更後の契約額が、議決条例第３条に該当することとなるものを除く。）。

カ　３，０００万円未満の用地買収に関すること。

キ　５００万円未満の財産の処分に関すること。

ク　１００万円未満の損害賠償（人身事故に係るものを除く。）の額の決定に関すること。

ケ　熊本市債権管理条例の規定に基づく非強制徴収債権の免除及び放棄に関すること。

コ　教育長の交際費の支出に関すること。

サ　私立学校の助成（幼稚園を除く。）に関すること。

シ　市立学校及び市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免に関すること。

ス　就学援助費及び特別支援教育就学奨励金に関すること。

第１５条第２項第２号中「教育委員会事務局次長」を「教育委員会事務局の部長」に改め、同号カ中「任免（分任出納員の任免を含む。）及び報酬の額の決定」を「報酬の額の決定及びこれらの者の分任出納員の任免」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ　強制徴収債権に係る差押財産の換価処分に関すること。

第１５条第２項第２号コから同号シまでを削り、同項中第１５号を第１７号とし、第１４号を第１６号とし、同項第１３号中「市立高等学校事務長」を「金峰山少年自然の家所長、市立高等学校事務長」に改め、同号を同項第１５号とし、同項中第１２号を第１４号とし、第１１号を第１３号とし、第１０号を第１２号とし、同号の前に次に次の１号を加える。

(11)　教育委員会事務局青少年教育課長

ア　放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

イ　青少年問題協議会の運営に関すること。

第１５条第２項中第９号を第１０号とし、第５号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、同項第４号中「トに」を「ヌに」に改め、ニをノとし、チからナまでをトからネまでとし、タの次に次のように加え、同号を同項第５号とする。

チ　強制徴収債権の滞納処分等のうち、差押え、交付要求、徴収の猶予、換価の猶予（差押えの猶予を含む。）及び差押えの停止に関すること（教育委員会事務局に限る。）。

ツ　強制徴収債権の繰上徴収、差押物件の登記嘱託及び公示送達に関すること（教育委員会事務局に限る。）。

テ　熊本市債権管理条例の規定に基づく非強制徴収債権の強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止及び履行延期の特約等に関すること（教育委員会事務局に限る。）。

第１５条第２項中第３号を第４号とし、同号の前に次の１号を加える。

(3)　教育委員会事務局教育総務部長

ア　放課後児童健全育成事業のうち、重要なものの実施に関すること。

イ　青少年問題協議会の運営のうち、重要なものの決定に関すること。

第１５条第３項中「第４号、第６号、第８号及び第１０号に掲げる者（第４号」を「第５号、第７号、第９号及び第１２号に掲げる者（第５号」に改める。

第１６条第３項中「次長」を「所管の部長」に改め、同条第４項中「次長」を「部長」に改める。

第１７条第２項中「行政経営課長」を「人事課長」に改める。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第２条第３号関係）

危機管理防災総室長
東京事務所長
人権推進総室長
交通政策総室長
熊本駅周辺整備事務所長
都市政策研究所長

別表第２（第２条第４号関係）

危機管理防災総室副室長
東京事務所副所長
オンブズマン事務局長
人権推進総室副室長
臨時福祉給付金交付室長
子ども発達支援センター所長
障がい者福祉相談所長
こころの健康センター所長

動物愛護センター所長

児童相談所長

環境総合センター所長

北部クリーンセンター所長

西部クリーンセンター所長

東部クリーンセンター所長東部環境工場長

競輪事務所長

熊本城総合事務所長

動植物園長

熊本城調査研究センター所長

市民会館長

水産振興センター所長

植木中央土地区画整理事業所長

交通政策総室副室長

熊本駅周辺整備事務所副所長

東部土木センター所長

西部土木センター所長

北部土木センター所長

都市政策研究所副所長

別表第３（第６条、第１６条第６項第１号及び第８項関係）

コンプライアンス推進室

人材育成センター

検査室

資産マネジメント推進室

特別滞納対策室

社会保障・税番号制度推進室

ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センター

地域包括ケア推進室

精神保健福祉室

扇田環境センター

環境施設整備室

事業ごみ対策室

秋津浄化センターしごとづくり推進室

計量検査所

企業立地推進室

新ホール開設準備室

埋蔵文化財調査室

西農業振興課の河内分室

南農業振興課の飽田天明分室

南農業振興課の城南分室

北農業振興課の北部分室

建築審査室

鉄道高架関連整備室

建築物安全推進室

建築保全室

自転車対策室

東部土木センター、西部土木センター及び北部土木センターの課

西部土木センターの河内分室

富合地域整備室

城南地域整備室

植木地域整備室

別表第４（第１０条、第１６条第５項及び第６項第２号関係）

危機管理防災総室		危機管理防災総室補佐
東京事務所		東京事務所補佐
オンブズマン事務局	オンブズマン事務局副事務長	
人権推進総室		人権推進総室補佐
臨時福祉給付金交付室	臨時福祉給付金交付室副室長	
子ども発達支援センター	子ども発達支援センター副所長	子ども発達支援センター所長補佐
障がい者福祉相談所	障がい者福祉相談所副所長	障がい者福祉相談所長補佐
こころの健康センター	こころの健康センター副所長	こころの健康センター所長補佐
動物愛護センター	動物愛護センター副所長	
児童相談所	児童相談所副所長	児童相談所長補佐
環境総合センター	環境総合センター副所長	環境総合センター所長補佐
北部クリーンセンター	北部クリーンセンター副所長	北部クリーンセンター所長補佐
西部クリーンセンター	西部クリーンセンター副所長	西部クリーンセンター所長補佐
東部クリーンセンター	東部クリーンセンター副所長	東部クリーンセンター所長補佐
東部環境工場	東部環境工場副工場長	東部環境工場長補佐
競輪事務所	競輪事務所副所長	競輪事務所補佐
熊本城総合事務所	熊本城総合事務所副所長	熊本城総合事務所長補佐
動植物園	動植物園副園長	動植物園補佐
熊本城調査研究センター	熊本城調査研究センター副所長	

市民会館	市民会館副館長	市民会館長補佐
水産振興センター	水産振興センター副所長	水産振興センター所長補佐
植木中央土地区画整理事業所	植木中央土地区画整理事業所副所長	植木中央土地区画整理事業所長補佐
交通政策総室		交通政策総室補佐
熊本駅周辺整備事務所		熊本駅周辺整備事務所補佐
東部土木センター	東部土木センター副所長	
西部土木センター	西部土木センター副所長	
北部土木センター	北部土木センター副所長	

別表第５中「市議会事務局長」を「教育次長
市議会事務局長」に改め、「教育委員会事務局次長」を削り、

「学校給食植木共同調理場長」を「金峰山少年自然の家所長
学校給食植木共同調理場長」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

（熊本市公報発行に関する訓令の一部改正）

２　熊本市公報発行に関する訓令（昭和２９年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務厚生課長」を「総務局行政管理部総務課長（以下「総務課長」という。)」に改め、同条第２項第１号中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

第５条中「総務厚生課長」を「総務課長」に、「契約検査総室副室長」を「契約政策課長」に改める。

（熊本市総合計画策定に関する訓令の一部改正）

３　熊本市総合計画策定に関する訓令（昭和３８年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「市長政策総室長」を「総合政策部長」に、「総務厚生課長、行政経営課長」を「行政管理部総務課長」に改め、同条第３項中「市長政策総室長」を「総合政策部長」に改める。

第９条第１項中「企画振興局長」を「政策局長」に改める。

第１０条中「市長政策総室政策企画課」を「政策局総合政策部政策企画課」に改める。

別表中「理事」を「政策局長」に、「健康福祉子ども局長」を「健康福祉局長」に、「農水商工局長、観光文化交流局長」を「経済観光局長、農水局長」に改める。

（熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令の一部改正）

４　熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和４１年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「契約検査監」を「契約監理部長」に改める。

第５条中「総務局契約検査総室」を「総務局契約監理部工事契約課」に改める。

（熊本市みかん実験農場生産品の取扱いに関する訓令の一部改正）

５　熊本市みかん実験農場生産品の取扱いに関する訓令（昭和４２年訓令第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「西区役所農業振興課長」を「西農業振興課長」に改める。

第５条中「西区役所次長」を「農政部長」に改める。

（熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部改正）

６　熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令（昭和４６年訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「第１５条第１号ク及びケ、第２号並びに第３号」を「第１５条第２項第１号ク及びコ並びに第２号から第４号まで」に改める。

第３条第４号中「第１５条第４号から第１５号まで」を「第１５条第２項第５号から第１７号まで」に改める。

（熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令の一部改正）

７　熊本市消防団員被服等貸与に関する訓令（昭和４７年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項及び第９条中「消防課長」を「警防課長」に改める。

（熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令の一部改正）

８　熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令（昭和５７年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務局危機管理防災総室長」を「政策局危機管理防災総室長」に改める。

（熊本市職員提案に関する訓令の一部改正）

９　熊本市職員提案に関する訓令（昭和５８年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「行政経営課長」を「総務局行政管理部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第４条中「行政経営課長」を「総務課長」に改める。

第９条中「総務局行政経営課」を「総務局行政管理部総務課」に改める。

（熊本市文書に関する訓令の一部改正）

１０　熊本市文書に関する訓令（平成７年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「総務厚生課長等」を「総務局行政管理部総務課長（以下「総務課長」という。）及び各区役所総務企画課長（以下「総務課長等」という。）」に改める。

第６条及び第８条第１項中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

第９条第３号中「総務厚生課及び」を「総務局行政管理部総務課（以下「総務課」という。）及び」に、「総務厚生課等」を「総務課等」に改める。

第１０条第１項中「総務厚生課等」を「総務課等」に改め、同項ただし書中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に、「総務厚生課長が」を「総務課長が」に改める。

第１１条第２項中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改める。

第１２条第１項中「総務厚生課」を「総務課」に改める。

第１７条中「局課かい」を「局部課かい」に改める。

第２２条第３号中「総務厚生課等」を「総務課等」に改め、同条第４号及び第５

号中「総務厚生課」を「総務課」に改める。

第２４条中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改める。

第２５条第１項中「総務厚生課」を「総務課」に改める。

第２６条第１項第１号及び第２号中「総務厚生課」を「総務課」に改め、同項第３号中「総務厚生課長」を「総務課長」に改め、同条第２項中「総務厚生課に」を「総務課に」に、「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

第２９条第３項第５号及び第３２条第１項中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

第３４条第１項第１号中「総務厚生課長」を「総務課長」に改め、同項第２号中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改め、同条第２項及び第３項中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改める。

第３５条及び第３８条第１項中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改める。

第３９条第２項、第４０条第４項及び第４１条の２中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改める。

第４２条第１項中「総務厚生課長等」を「総務課長等」に改め、同条第３項中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

第４８条中「総務厚生課長」を「総務課長」に改める。

様式第１号（注）３中「総務厚生課」を「総務課」に改める。

（熊本市庁用自動車の管理に関する訓令の一部改正）

１１　熊本市庁用自動車の管理に関する訓令（平成１０年訓令第９号）の一部を次のように改正する。

本則中「車両管理課長」を「管財課長」に改める。

（熊本市政策会議に関する訓令の一部改正）

１２　熊本市政策会議に関する訓令（平成１６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「理事」を「政策局長」に改める。

第５条第３項中「市長政策総室長」を「総合政策部長」に、「総務厚生課長、行政経営課長」を「行政管理部総務課長」に改め、同条第４項中「市長政策総室長」を「総合政策部長」に改める。

第６条第１項中「理事」を「政策局長」に改め、同条第２項中「市長政策総室政策企画課」を「政策局総合政策部政策企画課」に改める。

（熊本市人権教育推進会議等に関する訓令の一部改正）

１３　熊本市人権教育推進会議等に関する訓令（平成１７年訓令第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「理事」を「政策局長」に、「健康福祉子ども局長」を「健康福祉局長」に、「農水商工局長、観光文化交流局長」を「経済観光局長、農水局長」に改める。

別表第２中「総務厚生課長」を「総務課長」に、「区政推進課長」を「地域政策課長」に、「産業政策課長、シティプロモーション課長」を「経済政策課長、農業・ブランド戦略課長」に改める。

（熊本市庁議に関する訓令の一部改正）

１４　熊本市庁議に関する訓令（平成２４年訓令第１９号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを「(部長会議)」に改め、同条第１項及び第２項中「次長会議」を「部長会議」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　部長会議は、全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織をいう。以下同じ。）の部長（局等内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事務を所掌する課の事務事業を所管する者に限る。）（部長を置かない局等にあっては、主管課長）及びこれに相当する職にある者として市長が認めるもので構成する。

第５条第４項中「次長会議」を「部長会議」に、「市長政策総室長」を「総合政策部長」に改め、同条第５項中「次長会議」を「部長会議」に改める。

第６条第１項中「理事」を「政策局長」に改め、同条第２項中「市長政策総室政策企画課」を「政策局総合政策部政策企画課」に改める。

別表中「理事」を「政策局長」に、「健康福祉子ども局長」を「健康福祉局長」に、「農水商工局長、観光文化交流局長」を「経済観光局長、農水局長」に改める。

訓　令　第　１２　号

平成２８年 ３ 月３１日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　大　西　一　史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成２４年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「９級」を「８級」に、「次長」を「部長」に改め、同条第１１号中「のうち、」の次に「特に」を加える。

第３条の見出しを「(部長専決事項)」に改め、同条中「、次長」を「、部長」に改め、同条第６号中「８級の職員（次長」を「７級の職員（部長」に改め、同条第１５号中「次長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同号を同条第１６号とし、同条中第１０号から第１４号までを１号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　定例による所管事業のうち、重要なものの実施に関すること。

第４条保護課長専決事項の項第１号中「第９条健康福祉子ども局次長専決事項の項第７号」を「第９条福祉部長専決事項の項第３号」に改め、同条保健子ども課長専決事項の項第１号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同条農業振興課長専決事項の項を削る。

第６条中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室、河内まちづくり交流室、富合まちづくり交流室、城南まちづくり交流室及び植木まちづくり交流室の室長専決事項の項中第１５号を削り、第１６号を第１５号とし、同条西区役所農業振興課河内分室、南区役所農業振興課飽田天明分室、南区役所農業振興課城南分室及び北区役所農業振興課北部分室の室長専決事項の項を削る。

第８条第１項及び第２項中「次長」を「部長」に改め、同条第４項第１号中「、西

区役所芳野分室、各区役所農業振興課分室又は城南総合出張所の課」を「又は西区役所芳野分室」に改め、同条第６項中「、西区役所芳野分室若しくは各区役所農業振興課分室の室長又は城南総合出張所の課長」を「又は西区役所芳野分室の室長」に改める。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。